

機能・帳票要件 後期高齢支援システム (1. 共通)

<ul style="list-style-type: none"> ・黒字： (類型1) 事務局案で実装必須 ・赤字(太字)： (類型2) 事務局案で実装不可 ・青字(斜字)： (類型3) 事務局案で標準オプション ・緑字(下線)： 必要性について疑義がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・オレンジ(二重下線)： 前回提示時からの追加・変更点
--	---

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目(論点案)	構成委員ご意見の内容(ベンダー)	構成委員ご意見の内容(自治体)
大分類	小分類						
1. 共通	1.1. システム共通	1.1.1.	文字 後期高齢支援システムでユーザー定義文字(外字)を利用できること。 ※1 文字セット、文字コード、文字符号化方式の扱いは、住民記録システム標準仕様書と同様とする。 ※2 後期高齢支援システムでの利用とは、画面、帳票、EUC等の全てを含む。		- (論点なし)	<ul style="list-style-type: none"> ■左記の機能要件は介護保険の仕様同じ記載のため、良いと考えるが、広域連合側で保持している文字変換テーブルの移行や切り替え時期について検討が必要と考える。 ■広域連合標準システムへのデータ連携でも利用する認識でよろしいでしょうか。 	
		1.1.2.	アクセスログ管理 <u>住民記録システム標準仕様書で規定されている「アクセスログ管理」と同様の要件でアクセスログを管理できること。</u>		①アクセスログの要件について住民記録システムの標準仕様書に準ずる機能を要件とすることで良いか。(記載内容については「参考資料」を参照)		
	1.2. 他システム連携	1.2.1.	他システムデータ連携方式 他システムとのデータ連携(取得)においては、REST (Representational State Transfer) によるデータ連携ができること。なお、広域標準システムとの連携インタフェースで規定されているデータ連携については、標準システムが指定するファイル連携方式(従前からのファイル連携)にて対応できること。	デジタル庁で指定しているデータ連携要件の定義から規定。	①データ連携(取得)の方法は他業務の標準仕様書案でも定義されていないことから、「REST (Representational State Transfer) によるデータ連携ができること。」については、標準オプションに変更して良いか。	<ul style="list-style-type: none"> ■「データ連携(取得)においては、REST (Representational State Transfer) によるデータ連携ができること」の部分は、非機能要件で定義するべきだと考えます。介護保険の標準仕様では記載がありませんでしたので、共通機能に定義するのが、標準であれば横連携いただければと思います。 ■住記や税など他業務の標準仕様書と差異があるため、実装オプション扱いにするなど、再検討いただくのがよいのではないかと。 ■現行他システムとのデータをファイル連携しているため、実装オプションにして頂きたい。 ■広域標準システムとの自動連携を行っている自治体が存在するが、自動連携機能に関する取り扱い(標準仕様、実装不可、実装オプション)について定義していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ■質問となりますが、自庁内の他システム(住基や税など)との連携も対象となりますか？
	1.2.2.	<u>住登外取込・管理</u> <u>住登外システムと連携し、住登外情報(異動情報を含む)を後期高齢支援システムで利用できること。</u> ※1 「住登外システムと連携」は、共通基盤等との連携を含む。 ※2 データの参照、取り込み(サブセット化)は問わず、後期高齢支援システムで利用できること。 ※3 連携頻度は随時・日次・月次等とする。 ※4 個人番号(マイナンバー)も連携すること。	連携に際しての連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インタフェース仕様書に規定されているインタフェースの必須項目、異動時のデータ送付条件を満たしていること。	①住登外システムとの連携を実施しない自治体も存在するため、標準オプションのままで問題ないか。 ②重複採番を防止するため、※5として「導入形態によって新規登録可否を選択可能になること」を追加して良いか。	<ul style="list-style-type: none"> ■住登外情報の連携を行う場合、採番の重複等を防ぐため後期高齢支援システムでは新規の住登外情報の登録ができないようにする対応あるいは双方での採番体系のルール化等の対応が必要と思われる。 ■導入するシステムの範囲と構成によっては不要機能となる可能性もある。実装オプションで問題ないと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ■共通基盤より住登外情報は連携しており、広域連合へ随時(登録)のタイミングでのみ連携している。 ■必要 ■住登外情報の登録は全自治体で行う処理だと思いますので、実装必須案件だと思います。 ■オプションではなく必須希望 ■住登外システムを有していないため、オプションで構わない。 住基と連携して住所地特例の人を自動で反映できるのであれば便利。 ■オプションでいいと思います ■オプションではなく、実装必須にしてください。 ■標準オプションで良い 	
	1.2.3.	広域連合送付住登外情報作成 後期高齢支援システムにて管理する住登外情報を抽出し、広域標準システムへ連携するデータを作成できること。なお、連携する元データについては、住登外システムから連携されるデータ、または後期高齢支援システムで登録したデータのいずれでも可能とする。後期高齢支援システムにおける登録に関する要件は、「1.4.2.」を参照。	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インタフェース仕様書に纏められている。	-			
1.2.4.	住所地特例情報取込 広域標準システムから連携される <u>住所地特例情報</u> を使用し、特別徴収の <u>81通知(通知内容コード(81)住所地特例該当者通知)</u> 作成に使用できること。	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インタフェース仕様書に纏められている。	①普通徴収者に対しても81通知を作成する機能を標準オプションとして追加して良いか。 <その他修正点> 81通知の定義を記載すべきとご指摘を受け、「81通知(通知内容コード(81)住所地特例該当者通知)」と記載を修正した。	<ul style="list-style-type: none"> ■81は、通知内容コード(81)住所地特例該当者通知のことを指していると思うが、そこは定義をしっかりと記載したほうが良いと思います。 また、普通徴収者(*1)に対しても81通知を作成できるように考慮する必要があるか検討が必要かと思います。 (*1)：過去に特別徴収だった者が減額更正等により普通徴収になった者等 ※上記のような普通徴収者については、以降、年金側から特別徴収対象者情報が連携(捕捉)されず、特徴を開始できないため。 ⇒年金保険者側からは「市区町村から81通知を送付してくれば、特徴を開始する」という話がありました ■広域連合標準システムから住所地特例情報を受領していない団体もあるため、被保険者情報を使用することも考慮してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ■普通徴収は含まれないのでしょうか？ 		
1.2.5.	支援対象者取込 個人情報の取り扱いに必要な支援対象者(DV被害者等)について、住民記録システムからのデータの取込、または必要に応じた照会ができること(宛名システム等を経由しても可)。 支援措置対象者に異動があった場合、異動リストを出力できること。 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 ※2 連携頻度は随時・日次とする。	デジタル庁指定の資料でデータ連携要件として活用必須と定められたことを受け、実装必須として設定	①異動リストの出力は実装必須ではなく、標準オプションに変更して良いか。	<ul style="list-style-type: none"> ■異動リストの出力は実装必須ではなく、異動リストをもとに各事業で利用できることが必須と認識しており、実装オプションでよいと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ■他システムにて独自登録した支援対象者も抽出可能とされた。 		

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目（論点案）	構成委員ご意見の内容(ベンダー)	構成委員ご意見の内容(自治体)
大分類	小分類						
		1.2.6.	広域連合送付支援措置対象者情報作成 個人情報取り扱いに注意が必要な支援措置対象者（DV被害者等）について、広域標準システムへ連携するデータを作成できること。 なお、連携する元データについては、住民記録システムから連携されるデータ、または後期高齢支援システムで登録したデータのいずれでも可能とする。後期高齢支援システムにおける登録に関する要件は、「1.4.11.」を参照。	現在の広域標準システムには既定の連携インターフェースがないため、今後、別途提示される後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に準じた仕様とすること。	-（論点なし）	<ul style="list-style-type: none"> ■外部インターフェース仕様書の提示は、いつ頃を予定されているのでしょうか。 ■事務負担増の低減が見込めることから後期高齢支援システムと広域標準システムの二重入力を避けるために実装必須の機能とする方針で問題ないと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ■広域標準システムへ手入力し、広域連合へ個人情報の取扱いに注意すべき対象者の登録（解除）依頼書を送付している。 ■住記から取得する情報を広域標準システム■支援システム双方に送付する仕様が良いと考える。 ■②の「一度、支援システムに取り込んで住記の異動情報と共に連携する方が良い」と考える。個人情報の取り扱いに十分配慮する必要があるものなので。 ■タイムラグが発生しますが、②が良いと思いません。①の場合だと、住基システム側のインターフェースの調整が発生する懸念があるためです。仮に住基側のインターフェースの調整が出来るのであれば、①でも良いかと考えます。 ■一度、支援システムに取り込んで住基の異動情報とともに連携するほうがよい ■①直接広域連合に住記から取得するファイルを送付する方がよいと考えられます。 ■支援システムに取り込んでから連携するのは、必要手順が増えるため望ましくないと考えられます。
		1.2.7.	広域連合送付支援措置対象者確認 広域連合向けの支援措置対象者情報を一覧等で確認できること。		-（論点なし）	<ul style="list-style-type: none"> ■事務負担増の低減が見込めることから後期高齢支援システムと広域標準システムの二重入力を避けるために実装必須の機能とする方針で問題ないと考える。 	
		1.2.8.	生活保護情報取込・管理 生活保護システムと連携し、生活保護情報（異動情報を含む）を後期高齢支援システムで利用できること。 ※1 「生活保護システムと連携」は、共通基盤等との連携を含む。 ※2 データの参照、取り込み（サブセット化）は問わず、後期高齢支援システムで利用できること。 ※3 連携頻度は週次・月次等とする。	生活保護対象であることが判明した場合、広域標準システムに適用除外として登録し、資格喪失させることになるが、適用除外対象者を広域標準システムに一括で連携するインターフェースはないため、連携インターフェースとして取り込む等の対応までは不要と考えている。		<ul style="list-style-type: none"> ■後期高齢担当課の作業としては対象者の生活保護情報について個別に登録するよりも連携して運用の方が利便性が高いため、実装オプションとしても良いのではないのでしょうか。 ■また、大都市での件数などを調査したうえで判断しても良いと思います。 ■生活保護情報を広域連合標準システムに連携するインターフェースがあれば、必要だと考えますが、無いため不要と考えます。 ■後期高齢支援システムの機能としては不要と考える。生活保護情報はリスト帳票等のシステム外で生活保護の主管課様から対象者の情報が提供されることが多く、後期高齢支援システムからの連携インターフェースもないため、後期高齢支援システムでの情報管理は不要と考える。 ■「要件作成における経緯・留意事項等」に記載の内容と同意見。広域連合標準端末から直接入力することとなるため、後期高齢支援システム上で利用できるようにする対応は不要と想定している。 ■現状広域標準システムでの運用にて対応できているため、実装必須にする必要はないと思います。 ■今後も広域標準システムとの連携が無いのであれば、不要な機能だと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■共通基盤より任意のタイミング（毎月月初旬）で生活保護情報を抽出（EUC）し、そのリストを参照し手入力で広域標準システムへ反映させている。 ■その後広域標準システムからの連携で後期高齢システムに反映される。 ■生活保護システムと連携し、支援システムに反映されても広域標準システムへは結局手入力となるので、連携してもEUC抽出対応としても変わらないものと考えている。 ■広域標準システムへの連携が可能となれば、入力ミス等を防いで正確な資格管理が図れるのですが、連携は難しいのでしょうか？ ■生活保護システムは現在、後期高齢支援システムと別端末で構築されているため、システム連携自体不可能である。必要なし。 ■生活保護対象者を広域標準システムに適用除外として登録するという現在の対応で問題ないと考える。 ■留意事項に記載の通り、広域標準システムで取り込むインターフェースがないので、実装の必要性は低いと考えます。 ■参考情報として、当自治体では年齢到達処理時に生活保護受給による適用除外処理をするために、後期サーバにて生保システムからのデータを入力ファイルとしてbat処理して（後期支援システムのDBには取り込んではいない）、一部後期DBの情報を付加して参照用ファイルを出力しています。 ■このような対応をする場合は、EUC機能の活用（ベンダーに定義等を作成してもらおう）が可能でしょうか？ ■また、将来的に住登外■DV■生保が一元管理できて直接広域標準システムに取り込まれるならオプションでもよいと考えます。 ■65歳以上の他市町村に住基を持つ住民を含めた、生活保護受給状況の照会及び抽出できること。
							<ul style="list-style-type: none"> ■現行システムで有しない機能のため不要と思われる。本市の場合は標準システムに生活保護情報を登録後、後期支援システムにデータ連携することで生活保護情報を登録している。 ■不要 ■生保の世帯変更により、生保開始、廃止が同日の人が正しく連携されるのかどうか懸念される。 ■生保資格の確認ができれば、資格の漏れがなくなるため賛成 ■不要。 ■適用除外対象者を広域標準システムに一括連携することが不可能であるならば必要性はないと考えられる。 ■連携してほしい

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目（論点案）	構成委員ご意見の内容(バンダー)	構成委員ご意見の内容(自治体)
大分類	小分類						
		1.2.9.	<p>送付先情報取込・管理 送付先管理システムと連携し、送付先情報（異動情報を含む）を後期高齢支援システムで利用できること。</p> <p>※1 「送付先管理システムと連携」は、共通基盤等との連携を含む。 ※2 データの参照、取り込み（サブセット化）は問わず、後期高齢支援システムで利用できること。 ※3 連携頻度は随時・日次・月次等とする。</p>		①標準仕様書案に記載のとおり仕様として問題ないか。	<p>■連携インターフェースの定義により二重入力を回避するメリットがあるが、連携になると広域標準システムへのデータの即時反映の部分でデメリットになる。ユーザごとの事務量により二重入力の負荷も異なるので実装オプション扱いで問題ないとする。</p>	<p>■全庁的に送付先申請書の様式や申請書の運用を統一させる必要があるが、第1グループの仕様次第では可能であるとする。</p> <p>■必要。標準システム（広域連合）で事業単位ごとに4つ登録し、自庁システム（支援システム）においても登録をしている。標準システム（広域連合）と登録内容を連携する際書きすることとなるが、よろしいのか？</p> <p>■本市では送付先を変更したい場合、直接担当窓口への申請が必要となっている。</p> <p>そのため送付先情報が連携できたとしても、後期高齢者医療制度関係の送付先変更申請が別途必要になると考える。</p> <p>■オプションで良いと思います。別件となりますが、送付先を登録する際は後期支援システムと広域標準システムへそれぞれ手入力しているのを一元化出来たら効率化に繋がると考えました。</p> <p>■オプションではなく必須希望</p> <p>■オプションではなく実装していただきたい</p> <p>■連携により、入力回数が減れば入力ミスの可能性が減るので良い。</p> <p>ただし、連携の反映に時間がかかる場合は、反映される前に郵送するミスが発生する可能性がある。</p> <p>■オプションでいいと思います</p> <p>■オプションではなく、実装必須にしてください。</p> <p>■送付先の変更は重要な情報であり、連携できるのであれば、オプションではなく必須が望ましい。</p> <p>■標準オプションで良い</p>
		1.2.10.	<p>口座情報取込・管理 口座情報管理システムと連携し、口座情報（異動情報を含む）を後期高齢支援システムで利用できること。</p> <p>※1 「口座情報管理システムと連携」は、共通基盤等との連携を含む。 ※2 データの参照、取り込み（サブセット化）は問わず、後期高齢支援システムで利用できること。 ※3 連携頻度は随時・日次・月次等とする。</p>		①標準仕様書案に記載のとおり仕様として問題ないか。	<p>■連携インターフェースの定義により二重入力を回避するメリットがあるが、連携になると広域標準システムへのデータの即時反映の部分でデメリットになる。ユーザごとの事務量により二重入力の負荷も異なるので実装オプション扱いで問題ないとする。</p>	<p>■連携はしておらず、口座振替依頼書の他の税目にチェックがあれば、口座振替依頼書の写しを関係課へ送付し各課で登録している。</p> <p>■共通基盤より連携される仕様となれば、送付忘れによる登録漏れを防げるため実装必須とされたい。</p> <p>■本市では口座情報を登録したい場合、直接担当窓口への申請が必要となっている。</p> <p>そのため口座情報が連携できたとしても、後期高齢者医療制度関係の口座登録申請が別途必要になると考える。</p> <p>■オプションで良いと思います。</p> <p>質問となりますが、口座情報管理システムが今後稼働する可能性が高いのでしょうか？そのような構想があるのであればオプション実装が必要かと思いません。</p> <p>■オプションではなく必須希望</p> <p>■オプションではなく実装していただきたい</p> <p>■現在の運用では口座情報管理システムを有していないためオプションで構わない。</p> <p>■オプションではなく、実装必須にしてください。</p> <p>■口座情報は重要な情報であり、連携できるのであれば、その名目に限らず給付などでも口座情報は活用できるため、オプションではなく必須が望ましい。</p> <p>■オプションで良い</p>
		1.2.11.	<p>連携データエラー対処 連携用データの取込時、または連携用データの作成時にエラーが発生した場合、エラー内容が確認できること。 また、エラー対応後、取込や作成等の再処理ができること。</p>		①標準仕様書案に記載の内容について、介護保険の標準仕様書案において実装必須とされているため、後期高齢においても実装必須として問題ないか。	<p>■エラー発生時の内容確認は実装必須と考える。</p> <p>エラー対応後の再処理については、発生したエラーへの対処は必須になるが、画面での補正入力や取込データの補正後の再処理等のエラー対処方法は連携ファイルの種別や発生したエラーの内容により異なる。</p> <p>再処理すること自体が必須ではないと考えるため、記載内容を見直すか実装オプション扱いとする方針を検討いただきたい。</p> <p>■記載の内容で問題ないと考えるが、再処理すること自体が必須ではないと考えるため、記載内容を見直すか実装オプション扱いとする方針を検討いただきたい。</p>	<p>■取込や作成等の更新時には、必ずポップアップ表示ができるようにされたい。</p> <p>■即時対応が必要な重大なエラーについては、システム運用者に対してアラートメールが出るオプション機能があればより便利だと思います。</p>
1.3. マスタ 管理機 能		1.3.1.	<p>保険者マスタ管理 保険者に関する各種情報を登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>※1 <u>他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。</u> <u>他システムを参照し表示している場合、修正・削除の処理は対象外。</u></p>		①管理項目として、以下を実装必須として追加して良いか。 ・保険者番号 ・保険者名 ・市町村コード ・都道府県名 ・市町村名 ・郵便番号 ・住所 等	<p>■保険者に関する情報の範囲を明示いただきたい。</p> <p>■後期高齢者医療以外の業務でも必要とする機能であるため、共通基盤等にて実装する機能と考える。</p>	

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目（論点案）	構成委員ご意見の内容(ベンダー)	構成委員ご意見の内容(自治体)
大分類	小分類						
		1.3.2.	<p>首長・職務代理人管理 通知書等の出力において、首長や職務代理人等の情報を登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>※1 <u>他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。</u> <u>他システムを参照し表示している場合、修正・削除の処理は対象外。</u></p>		<p>①管理項目として、以下を実装必須として追加して良いか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務区分（首長、職務代理人、その他） ・職務者名 ・職務者肩書 ・職務者期間開始日 ・職務者期間終了日 	<p>■後期高齢者医療以外の業務でも必要とする機能であるため、共通基盤等にて実装する機能と考える。</p>	
		1.3.3.	<p>文書番号管理 通知書等の出力において、印字する文書番号の情報を登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>※1 <u>通知書等の帳票単位に管理できること。</u> ※2 <u>文書番号の出力有無も管理できること。</u></p>		<p>①自治体の運用により、文書番号の出力有無は異なるが、※1および※2は介護保険の標準仕様書案では実装必須のため、後期高齢でも実装必須として問題ないか。</p> <p>②管理項目として、以下を実装必須として追加して良いか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帳票名 ・文書番号出力有無 ・文書番号接頭語 ・文書番号接尾語 		<p>■青字部分については実装必須にして選択機能にした方が利便性があると思います。 ■現在の運用では文書番号を通知書に印字していないため、オプションで構わない。 ■オプションで良い</p>
		1.3.4.	<p>電子公印等管理 通知書等の出力において、印字する電子公印は <u>帳票ごとに</u> 公印の種類および印影を管理できること。</p> <p>※1 <u>他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。</u> <u>他システムを参照し表示している場合、修正・削除の処理は対象外。</u></p>		<p>①介護保険の標準仕様書案では、帳票ごとに公印を管理する機能が実装必須に見直されているため、後期高齢でも実装必須に変更して問題ないか。</p>	<p>■後期高齢者医療以外の業務でも必要とする機能であるため、共通基盤等にて実装する機能と考える。</p>	<p>■青字部分については実装必須だと考えます。 ■帳票毎に印影の大きさが異なるため、帳票毎の管理は必須と考える。 ■オプションで良い</p>
		1.3.5.	<p>問い合わせ先情報管理 通知書等の出力において、印字する問い合わせ先情報を登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>※1 <u>管理する項目は帳票詳細要件に記載の項目とする。</u> ※2 <u>通知書等の帳票単位に管理できること。</u> ※3 <u>問合せ先情報の出力有無も管理できること。</u> ※4 <u>他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。</u> <u>他システムを参照し表示している場合、修正・削除の処理は対象外。</u></p>		<p>①介護保険の標準仕様書案では、※1～※3が実装必須に見直されているため、後期高齢でも実装必須に変更して問題ないか。</p> <p>②管理項目として、以下を実装必須として追加して良いか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帳票名 ・問合せ先出力有無 ・問合せ先コード（組織単位） ・担当部署名 ・担当部署郵便番号 ・担当部署住所 ・担当部署電話番号 <p>③管理項目として、以下を標準オプションとして追加して良いか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当部署FAX番号 ・担当部署メール 	<p>■後期高齢者医療以外の業務でも必要とする機能であるため、共通基盤等にて実装する機能と考える。</p>	<p>■青字部分については実装必須にして選択機能にした方が利便性があると思います。 ■問合せ先情報は帳票毎に変わるものではないため、帳票単位での管理や出力有無についてはオプションで構わない。 ■オプションで良い</p>
		1.3.6.	<p>不服申立先情報管理 通知書等の出力において、教示文にある不服申立先情報を登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>※教示文中にある〇〇市、〇〇市長も含む。</p> <p>※1 <u>管理する項目は帳票詳細要件に記載の項目とする。</u> ※2 <u>通知書等の帳票単位に管理できること。</u> ※3 <u>不服申立先情報の出力有無も管理できること。</u></p>		<p>①管理項目として、以下を実装必須として追加して良いか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不服申立先コード ・不服申立先保険者名 ・不服申立先都道府県名 ・不服申立先都道府県郵便番号 ・不服申立先都道府県住所 ・不服申立先都道府県電話番号 	<p>■後期高齢者医療以外の業務でも必要とする機能であるため、共通基盤等にて実装する機能と考える。</p>	<p>■青字部分については実装必須にして選択機能にした方が利便性があると思います。 ■現在の運用では、広域連合発行の保険料額決定（変更決定）通知書についても、後期高齢者医療システムから出力しているため、少なくとも決定通知書と納入通知書では教示文の不服申立先を使い分ける必要がある。 ■オプションで良い</p>
		1.3.7.	<p>金融機関情報管理 金融機関情報を登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>※1 <u>データの参照、管理は問わず、後期高齢支援システムで利用できること</u> ※2 <u>他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。</u> <u>他システムを参照し利用している場合、登録・修正・削除の処理は対象外。</u> ※3 <u>統廃合により廃止となった情報も含むこと。</u> ※4 <u>全銀協フォーマットの金融機関・支店情報データより更新情報の取込ができること。</u></p>		<p>①介護保険の標準仕様書案では、※2が実装必須となっているため、後期高齢でも実装必須に変更して問題ないか。</p> <p>②管理項目として、以下を実装必須として追加して良いか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関コード ・金融機関名カナ ・廃業日 ・店舗名 ・本店支店区分 ・店舗廃業日 ・金融機関名 ・有効開始日 ・店舗コード ・店舗名カナ ・店舗有効開始日 <p>③管理項目として、以下を標準オプションとして追加して良いか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手形交換所番号 ・店舗郵便番号 ・店舗住所 ・店舗電話番号 	<p>■管理項目を定めたほうが良いのではないのでしょうか？</p>	<p>■保険料振替口座を登録など頻度が高い業務だと思いますので、青字部分については実装必須を希望いたします。 ■必須機能と考える。 ■オプションで良い</p>
		1.3.8.	<p><u>システム設定値管理</u> <u>以下の値について、システム上、ユーザが変更可能と定義しているものについては、登録・修正・削除（ただし、システム上削除することが認められている値のみ）・照会ができること。</u></p> <p>・システムの挙動について変更可能とするための設定値 ・システム内でコードマスタ化されているもの</p>		<p>①構成委員から、より要件をより具体的にという意見があったため、具体的に記載したがいかがか。</p>	<p>■左記の内容では、記載があいまいなため、機能実装が難しいと考えます。もう少し詳細に記載していただけたほうが良いと思います。 ■広域連合標準システムでコード化されているデータも含まれるのでしょうか。</p>	

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目（論点案）	構成委員ご意見の内容(バンダー)	構成委員ご意見の内容(自治体)
大分類	小分類						
		1.3.9.	<p><u>全国住所辞書管理</u> 住民記録システム標準仕様書で規定されている「住所辞書管理」と同様の要件で住所辞書を管理できること。</p>		<p>①住所辞書については機能として必要なため、機能を左記の要件として追記したがよいか。 参考（住記の記載）： 住所辞書は全国的に提供されるものを使用し、住所コードは全国地方公共団体コードを使用した11桁の値とすること。構成は、都道府県（2桁）+市区町村（3桁）+大字（3桁）+小字（3桁）とすること。なお、都道府県コードは JIS X 0401 に、市区町村コードについては JIS X 0402 に準拠すること。大字、小字は規定しない。併せて、郵便番号についても管理できること。 （住民記録システム 標準仕様書2.0版の記載に準拠）</p> <p>⇒なお、どの業者のマスタを使うかは、複数の業者が提供していることから明記しないとされている。</p>		
1.4. データ 管理機能	1.4.1.	<p>住民記録情報管理 後期高齢支援システムにて、住民記録情報（対象者および世帯員）を照会でき、異動内容を確認できること。 また、必要に応じて、対象者の住民記録情報を登録・修正・削除できること。</p> <p>※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 特別事情（DV等）に関する情報も連携される場合は、該当者として識別できること。</p>		<p>①管理項目に関して、介護の標準仕様書案と同様に、以下の記載を標準オプションとして追加して良いか。 「※3 住民記録情報等から連携する場合、連携される項目はすべて管理し、連携項目以外の項目も管理できること」</p>	<p>■管理項目を定めたほうが良いのではないのでしょうか？ ■後期高齢者医療以外の業務でも必要とする機能であるため、住記■宛名システムにて実装する機能と考える。 ■※の記載に関してオプション事項と補足事項が混在しているように見受けられる。 オプション事項と補足事項の記載を明確に分けて表記していただきたい。</p>	<p>■宛名番号、カナ氏名、漢字氏名、住所、生年月日、性別で検索が行えること。また、複数項目による複合検索ができること。番号検索では前ゼロを省略した番号でも検索ができることとされたい。 ■※2のDVに関しては注意する必要があるため、DBにフラグ等ある場合は気付けるように必須機能にした方がよいと思います。また、画面要件になると思いますが、色を変えたりポップアップなどの識別機能が必須だと思います。 その他の青字部分についてはオプションで良いと思います。 ■※2については実装必須と考える。 ■オプションではなく、実装必須にしてください。 ■オプションで良い</p>	
	1.4.2.	<p>住登外情報管理 住登外者における宛名情報を登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】 広域標準システムの外部インタフェース仕様書に規定されているインタフェースの必須項目に準ずる。</p> <p>※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正・削除の処理は対象外。</p>		<p><その他修正点> 管理項目に関して、以下の記載を追加した。 「広域標準システムの外部インタフェース仕様書に規定されているインタフェースの必須項目に準ずる。」</p>	<p>■管理項目を定めたほうが良いのではないのでしょうか？ ■「※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む」とあるが、保持しない場合の登録、修正、削除は難しいと考えるため記載内容を見直すのがよいのではないかと。 ■後期高齢者医療以外の業務でも必要とする機能であるため、住記■宛名システムにて実装する機能と考える。</p>		
	1.4.3.	<p>通称名管理 外国人の通称名情報を登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】 ・通称名（漢字（全角）） ・通称名（カナ（半角）） ・本名通称名区分 等</p> <p>※1 日本人の通称名についても登録・修正・削除・照会できること。 ※2 住民記録システムで管理されている場合、データを連携し後期高齢支援システムにて利用できること。</p>	<p>日本人に関する通称名は、登録したとしても、広域標準システムでは、外国人に対してのみ通称名が設定できる仕様となっている。トランスジェンダーの対象者で被保険者証に氏名を通称名で出力したい対象者については、運用対処となっているため。現時点においては日本人の通称名の管理は不要と考えている。</p>	<p>①管理項目について、以下に変更して良いか。 【管理項目】 ・通称名 ・通称名フリガナ ・本名通称名区分 等</p> <p>②※1の記載については、広域標準システムに取り込む機能がいないため、記載を削除して良いか。</p>	<p>■現時点では日本人の通称名については広域連合での管理が不可であることから機能としては不要（住民情報システムでの管理状況も不明）と考える。ただし、今後の動向が不明であるため、機能としての拡張性の検討が必要であると考え。 ■日本人の通称名について、管理は不要と考える。 ■通称名のカナは半角と指定する必要があるか。広域連合との連携インターフェースとしては通称名カナは全角文字になっており、全角での管理でよいのではないかと。 日本人の通称名の管理は不要でよいと考えるが、※1は、各業務共通的な仕様として整理されているのが良いのではないかと。 ■※1は、介護保険では実装必須として整理されている。 ■右記に記載の通り、実装必須にする必要はないと思われる。 ■日本人に関する通称名の管理機能は不要であると考える。 ■日本人の通称名について、今後、標準システムで設定可能とする対応が予定されているのであれば、必要な機能だと考えます。</p>	<p>■氏名の最大格納文字数を教えていただきたい。現在、100文字で設定しております。 ■日本人の通称名管理は不要と考えている。 ■住基システムの仕様に合わせる形が良いと思います。 ■経緯■留意事項等と同意見であるため、※1は不要と考える。 ■緑字の機能については、実装必須にしてください。（被保険者の希望により、通称名一本名に変更することもあるため） ■日本人の通称名を登録■修正■照会する前例がないため、必要性はないと考えられる。 また、広域標準システムの仕様と同様の仕様とする方が管理も容易であると考えられる。 ■対応できるようにしておいてほしい</p>	

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目（論点案）	構成委員ご意見の内容(バンダー)	構成委員ご意見の内容(自治体)
大分類	小分類						
		1.4.4.	不現住（居所不明者）管理 対象者の不現住（居所不明）に関する情報を登録・修正・削除・照会できること。 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 <u>他システムを参照し利用している場合、登録・修正・削除の処理は対象外。</u>		①管理項目として、以下を標準オプションとして追加して良いか。 ・不現住区分等	■管理項目を定めたほうが良いのではないのでしょうか？ ■「※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む」とあるが、保持しない場合の登録、修正、削除は難しいと考えるため記載内容を見直すのがよいのではないか。	■必要 ■オプションが良いと思います。住基システムが最新情報、かつ正確な情報にした方が対応間違い等発生しないと思いますので、修正■削除は行えなくても良いかと考えます。 メモ■コメント等を追記できる機能はオプション機能で必要だと思います。 ■登録■修正■削除については必須と考える。照会についてはオプションで構わないが、住基システム等の情報を照会できると便利ではある。 ■標準オプションが良い
		1.4.5.	送付先登録 対象者の送付先情報が登録・修正・削除・照会できること。 ※1 対象者の送付先情報を事業単位（被保険者資格、保険料賦課、保険料収納等）で管理できること。 ※2 他システムを参照し表示することで保持しない場合を含む（ただし、その場合は、各処理実施時に他システムを参照し、送付先の判定、処理を行うことができることが前提となる）。また、他システムから連携される送付先のみをマスタとして取り扱う場合は、照会のみを必須要件とする。		①構成委員からのご意見を踏まえ、※1について実装必須として問題ないか。 ②管理項目として、以下を実装必須として追加して良いか。 ・送付先利用区分（被保険者資格、保険料賦課、保険料収納等） ・送付先名 ・送付先住所 ・送付先使用開始日 ・送付先郵便番号 ・送付先方書 ・送付先使用終了日 等 ③送付先情報の履歴管理機能について、以下の記載を標準オプションとして追加して良いか。 「※3 履歴管理できること」	■管理項目を定めたほうが良いのではないのでしょうか？ ■後期高齢者医療以外の業務でも必要とする機能であるため、住記■宛名システムにて実装する機能と考える。 ■送付先情報を事業単位で管理する必要があるのか。仮に事業単位で管理する機能を実装オプションとする場合は、出力帳票ごとにどの事業に該当するかを定義すべきではないか。	■EUC抽出(登録■修正■削除)が可能とされたい。 ■必要 ■青字部分については、広域標準システムでも事業単位に分かれているので、データ連携できることも見据えて実装必須にした方が良いと思います。 ■※1については被保険者資格については不要と考える。 ■青字の機能については、オプションではなく実装必須にしてください。（被保険者から、〇〇のみ送付先を変更したい等の要望もあるため） ■標準オプションが良い
		1.4.6.	連絡先管理 対象者の連絡先情報が登録・修正・削除・照会できること。 ※1 対象者の連絡先情報を事業単位（被保険者資格、保険料賦課、保険料収納等）で管理できること。 ※2 他システムを参照し表示することで保持しない場合を含む（ただし、その場合は、各処理実施時に他システムを参照し、連絡先の判定、処理を行うことができることが前提となる）。また、他システムから連携される連絡先のみをマスタとして取り扱う場合は、照会のみを必須要件とする。		①管理項目として、以下を実装必須として追加して良いか。 ・連絡先名 ・連絡先電話番号 ・連絡先使用開始日 ・連絡先使用終了日 等 ②管理項目として、以下を標準オプションとして追加して良いか。 ・連絡先備考（連絡優先順や連絡先の付帯情報等） ③連絡先情報の履歴管理機能について、以下の記載を標準オプションとして追加して良いか。 「※3 履歴管理できること」	■管理項目を定めたほうが良いのではないのでしょうか？ ■「送付先」という記載がありますが、記載誤りと考え、回答いたします。 ■連絡先情報の範囲を示してほしい。実装オプションとする機能と考える。 ■連絡先情報を事業単位で管理する必要があるのか。仮に事業単位で管理する機能を実装オプションとする場合は、出力帳票ごとにどの事業に該当するかを定義すべきではないか。	■※1 対象者の送付先情報を事業単位（被保険者資格、保険料賦課、保険料収納等）で管理できることとあるが、各々設定が必要であるのか？もしくは連携されるのでしょうか？ ■必要 ■青字部分については、1.4.5に記載内容と同様の考えです。 ■※1については被保険者資格については不要と考える。 ■標準オプションが良い
		1.4.7.	口座情報管理 対象者の口座情報を登録・修正・削除・照会できること。 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 <u>他システムを参照し利用している場合、登録・修正・削除の処理は対象外</u>		①管理項目として、以下を実装必須として追加して良いか。 ・口座利用区分（振込・引落） ・金融機関種別（ゆうちょ銀行以外、ゆうちょ銀行） ・金融機関コード ・口座種別 ・口座番号 ・口座名義人カナ ・口座名義人漢字 ・口座有効期間開始日 ・口座有効期間終了日 ・公金口座区分（対象口座が公金口座かどうか） 等 ②管理項目として、以下を標準オプションとして追加して良いか。 ・ゆうちょ銀行記号 ・ゆうちょ銀行番号 ・更正日	■管理項目を定めたほうが良いのではないのでしょうか？ ■「※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む」とあるが、保持しない場合の登録、修正、削除は難しいと考えるため記載内容を見直すのがよいのではないか。 ■後期高齢者医療以外の業務でも必要とする機能であるため、収納システムにて実装する機能と考える。 ■「口座システムを参照する運用の場合は対象外」といった記述を追加していただきたい。	■口座番号のみでの照会も可能とされたい。 また、口座情報の履歴表示や口座振替実績表示も追加していただきたい。
		1.4.8.	金融機関統廃合対応 統廃合する金融機関、支店の口座情報に対して、登録済みの口座で該当するデータが存在する場合、統廃合後の状態に一括で更新できること。 ※1 他システムを参照し表示している場合、更新の処理は対象外。		①支店統合の場合は口座情報の確認が必要のため、以下の記載を標準オプションとして追記して良いか。 「※2 金融機関の統廃合や支店の廃止等により使用できない口座情報が登録されている対象者を確認できること」	■後期高齢者医療以外の業務でも必要とする機能であるため、収納システムにて実装する機能と考える ■「口座システムを参照する運用の場合は対象外」といった記述を追加していただきたい。	■対象者のPDF■CSV/Excel出力も可能とされたい。 ■支店統合の場合、同一口座番号が発生するリスクがありますので、その点を加味した仕様にしていただきたいです。
		1.4.9.	世帯情報管理 対象者（転出者・住登外者も含む）の世帯情報を登録・修正・削除・照会できること。 ※1 他システムを参照し表示している場合、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 世帯員の住民記録情報・住民税情報等は、被保険者と同様に管理する場合や他システムを参照し表示することで保持までしない場合等を含め、結び付けができること。		①管理項目として、以下を実装必須として追加して良いか。 ・世帯番号 ・宛名番号（世帯主、世帯員） 等	■管理項目を定めたほうが良いのではないのでしょうか？ ■後期高齢者医療以外の業務でも必要とする機能であるため、住記■宛名システムにて実装する機能と考える。	
		1.4.10.	特記事項（メモ情報）管理 対象者に関する特記事項を登録・修正・削除・照会できること。		①管理項目として、以下を実装必須として追加して良いか。 ・業務区分（被保険者資格、保険料賦課、保険料収納等） ・特記区分（相談記録、メモ情報等） ・有効期間開始日 ・有効期間終了日 ・特記事項 等	■管理項目を定めたほうが良いのではないのでしょうか？	■赤字で目立つような仕様とされたい。

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目（論点案）	構成委員ご意見の内容(ベンダー)	構成委員ご意見の内容(自治体)
大分類	小分類						
		1.4.11.	<p>支援措置対象者情報登録 支援措置対象者における特別事情（DV等）に関する情報を登録・修正・削除・照会できること。 また、該当する対象者に対して、以下の操作を行う場合は、注意喚起を表示する等、必要な配慮ができること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者の住所を表示する 対象者の電話番号を表示する 対象者に帳票を出力する <p>※1 住民記録システム等を参照し表示している場合、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 DVに関する情報について、住民記録情報の連携により登録された情報と、後期高齢支援システムにて登録した情報を区別して管理できること。</p>	<p>左記の支援措置対象者に対する機能要件については、広域標準システムで実装している機能を要件としている（市町村支援システムとの機能差異がなく、支援措置対象者に対して統一した対応となることを意図している）。</p> <p>そのため、介護保険においては住所を非表示にするなどの要件の記載があるが、広域標準システムで実装していないことから、当該機能は要件としていない。</p>	<p>①支援措置対象者における帳票の一括発行機能の取り扱いについて、出力対象外等の対応を標準オプションとして追加することで問題ないか。</p>	<p>■支援措置対象者における帳票の一括発行機能の取り扱いについて明記すべきではないか。（出力対象外にする、山分けする、通常の被保険者と同様に出力するなど）</p>	<p>■オプションで良いと思いますが、DVに関する住基情報以外の個別登録分については登録後の連絡等がない場合は設定されたまま情報が残ることになるかと思います。そのような情報を管理できるような機能があれば良いかと考えました。 訪問■来庁などの接触した情報をメモできる機能のみでは照会のみにした方が誤って削除したりする事故がないと思います。住基は削除しない方が良い。個別はチェック機能を設けて削除間違い等が無いようにする。 ■※2については、区別して管理が望ましい。 ■DVに関する情報管理は、各自治体によって異なると思うので、青字の機能はオプションで良い。 ■オプションで良い</p>
		1.4.12.	<p>公次送達管理 通知書の返戻に伴う公示送達対象者情報が登録・修正・照会できること。</p> <p>※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正の処理は対象外。</p>	<p>公示送達について、高齢者の医療の確保に関する法律第百十二条にて規定している。</p>	<p>①管理項目として、以下を実装必須として追加して良いか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 送達物名称 発行日 公示対象区分 送付先郵便番号 送付先方書 等 文書番号 送達日 公示日 送付先名 送付先住所 	<p>■管理項目を定めたほうが良いのではないのでしょうか？ ■後期高齢者医療以外の業務でも必要とする機能であるため、収納システムにて実装する機能と考えます。 ■返戻に伴う公示送達対象者情報について後期高齢以外の業務でも同様の対象者情報を管理するため、複数業務の情報をまとめて管理する返戻システムを構築している。そのため、本件については「※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む」の文言を追記して、実装オプションとして取り扱っていただきたい。</p>	<p>■オプションでも可</p>
		1.4.13.	<p>各情報照会管理 後期高齢支援システムで管理する情報について、各画面にて確認できること。</p> <p>【主な情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格情報 送付先情報 特記事項情報 特別事情（DV等）に関する情報 保険料収滞納情報 等 <p>※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正の処理は対象外。</p>		-（論点なし）	<p>■後期高齢者医療以外の業務でも必要とする機能であるため、資格情報■特記事項情報以外の確認機能は、共通基盤、宛名■収納等のシステムにて実装する機能と考えます。</p>	
		1.4.14.	<p>住登外者個人番号管理 住登外者の個人番号（マイナンバー）を照会できること。 また、必要に応じて、登録・修正・削除できること。</p> <p>※1 他システムを参照し表示している場合、個人番号の登録・修正・削除の処理は対象外。</p>		①標準仕様書案に記載のとおり仕様として問題ないか。		<p>■他システムとデータ連携していない場合は必要な機能となるので、オプションで良いと思います。 ■住民基本台帳ネットワークで確認はできるため、オプションで構わない。 ■青字の機能について、オプションではなく実装必須にしていきたい。 ■オプションで良い</p>
		1.4.15.	<p>個人番号照会 各台帳画面等で対象者を特定した際、処理状況等により個人番号を確認できること。 ※1 番号法別表第一の要件を満たす個人番号の確認ができること。 ※2 番号法別表第一の要件を満たさない個人番号の確認はできないこと。 ※3 所属や職員により利用権限設定できること。</p>		-（論点なし）		
1.5. 台帳管理機能		1.5.1.	<p>対象者検索 対象者の検索において、被保険者番号、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、宛番号、個人番号、住所等で検索できること。</p> <p>※ 検索時に利用する項目として、住民記録情報や被保険者資格情報（合併前後や政令指定都市の区間異動前後）が利用できること。</p>		<p>①各種検索条件について、介護の標準仕様書にあわせて以下の項目を標準オプションとして追加してよいか。</p> <p>世帯番号、電話番号</p> <p>②個人番号での検索は介護ではオプションとなっているが、実装必須のままとしてよいか。（広域標準システムでは実装されている機能）</p> <p>②「※ 検索時に利用する項目として、住民記録情報や被保険者資格情報（合併前後や政令指定都市の区間異動前後）が利用できること。」については標準オプションとして問題ないか。</p> <p>③個人番号の利用に関して、機能ID1.4.15.の記載と合わせ、以下の記載を実装必須として追記してよいか。（介護の仕様書と記載を同期） 「※2 個人番号での検索は番号法別表第一の要件を満たす台帳画面のみで利用できること ※3 個人番号での検索は所属や職員により設定された権限設定にならうこと。」</p>	<p>■被保険者資格情報の住所（合併前）で検索することは、対応が難しいと考えます。</p>	<p>■複数項目による複合検索ができること。番号検索では前ゼロを省略した番号でも検索ができることとされたい。 ■オプションで良いと思います。 ■氏名かなでも検索可能にしていきたい ■被保険者以外を検索する場合もあるため、住民記録情報の利用は必須。 ■青字の機能について、オプションではなく実装必須にしていきたい。 ■オプションで良い</p>
		1.5.2.	<p>あいまい検索 氏名、カナ氏名検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠したあいまい検索ができること。</p> <p>※ 住民記録システム標準仕様書「検索文字入力」に記載のあいまい検索要件のうち、「異体字や正字も包含した検索ができること」を除いた部分を対象とする。</p>		-（論点なし）		

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目（論点案）	構成委員ご意見の内容(ベンダー)	構成委員ご意見の内容(自治体)
大分類	小分類						
		1.5.3.	<p><u>検索履歴管理</u> 対象者を検索する際、直近で使用した被保険者番号等を再入力せずに継続利用できること。</p>		<p>①標準仕様書案に記載の内容について、介護保険の標準仕様書案では標準オプションとなっているため、後期高齢でも標準オプションとして問題ないか。</p>		<p>■履歴からの検索は効率的であるため実装必須とされたい。 ■対応履歴管理やユーザビリティの向上にもつながるので、必須の方が良いと思います。 ■直近検索した30件程度は被保険者番号等を再入力せずに継続利用できてほしい。現行システムでは直近50件が被保険者番号等を再入力せずに継続利用可能。 ■実装必須でお願いしたい。 ■オプションではなく、実装必須にさせていただきたい。 ■オプションが良い</p>
		1.5.4.	<p>画面チェック機能 必須入力項目を容易に判別でき、誤入力防止として保存前にチェックし、エラーや警告等のメッセージを表示できること。</p>		<p>-(論点なし)</p>		
		1.5.5.	<p><u>検索上限管理</u> <u>各業務の一覧画面において、一覧表示できる上限を超えるデータを取得する検索条件が設定された場合は、エラーとして検索条件の再設定を促す仕組みにすること。</u> <u>※ 検索前に表示件数を指定できる等により、検索結果を分割して表示できるような仕組みを含む。</u></p>		<p>①介護保険の標準仕様書案に新たに追記された左記の機能を実装必須として追加して問題ないか。 (介護では、検索前のアラートと、検索前のエラーの2件が追加されているが結果として、上限値を超える場合に、アラートとしても件数を超えればエラーになってしまうため、エラーにすることのみを追加対象として採択している。)</p>		
1.6 一覧管理機能		1.6.1.	<p>EUC機能 後期高齢支援システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 抽出条件は、各事業にて対象とする一覧に関する管理項目を対象とし、任意に指定できること。 抽出する際は、一般的な演算子 (and/or、=、≠、>、<、≥、≤等) に対応していること。 表示 (出力) する履歴は、最新履歴、全履歴、抽出条件の該当履歴等、任意に指定できること。 設定した抽出条件、表示項目、表示順を保存でき、抽出時に再度利用できること。 コード項目は、日本語名称他にコード値も表示できること。 外字は正しく表示できること。 一覧帳票やCSVファイル等、加工可能なデータ形式で出力できること (出力した帳票やファイルでも外字を正しく反映すること)。 DV対象者が含まれている場合は気づけること。 宛名領域に対して文字溢れしている場合や、未登録外字者が含まれている場合に気づけること。 政令指定都市の場合は、市全体と構成区ごとに抽出や表示 (出力) ができること。 	<p>EUC機能において、画面での表示やCSVデータ出力等の表示・出力方法を限定するものではない。実現方法はシステム (事業者) による創意工夫の範疇と考えている。</p>	<p>①表示 (出力) する履歴について、データの持ち方によっては最新履歴、全履歴の指定ができない場合がある。よって、該当箇所 (最新履歴、全履歴) については標準オプションに変更して良いか。 ②構成委員からのご意見を踏まえ、「・DV対象者が含まれている場合は気づけること。」については実装必須に変更して良いか。</p>	<p>■表示 (出力) する履歴は、最新履歴、全履歴、抽出条件の該当履歴等、任意に指定できること。 ⇒全履歴は、データによって難しいと考えます。 例：中間標準レイアウトの住民基本台帳情報ファイルでは、最新情報と定義されているため、全履歴が管理されていない場合がある。 ■表示 (出力) する履歴について、管理情報や使用用途によって履歴の考え方が異なり抽出仕様も変わってくる。EUC一律で最新履歴を判断する機能を設けることは難しいため標準仕様で定義しないでいただきたい。</p>	<p>■DVに関しては注意する必要があるもので、DBにフラグ等ある場合は気づけるように必須機能にした方が良いと思います。 ■DV対象者 ■外字桁あふれに気づける機能は必須。 ■オプションでいいと思います ■青字の機能について、オプションではなく実装必須にさせていただきたい。 ■標準オプションが良い</p>
		1.6.2.	<p><u>EUC (集計) 機能</u> 一覧におけるEUC機能の1つとして、抽出したデータの集計機能を保有していること。</p>		<p>①標準仕様書案に記載の内容について、介護保険の標準仕様書案では標準オプションとなっているため、後期高齢でも標準オプションとして問題ないか。</p>	<p>■調査用に件数だけを集計する機能も含まれる認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>■各自治体で必要な集計データが違うと思いますので、オプションで良いと思います。操作性を分かりやすくベンダーでカスタマイズしやすかったりGUIで操作できる機能であればより良いと思います。 ■集計機能は必須としたい。 ■オプションでいいと思います ■標準オプションが良い</p>

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目（論点案）	構成委員ご意見の内容(ベンダー)	構成委員ご意見の内容(自治体)
大分類	小分類						
	帳票出力機能	1.7.1.	宛名シール、文書作成 出力対象として指定した被保険者番号を入力条件とし、指定した条件に該当する対象者の宛名ラベル、または窓あき封筒に対応した宛名シートを出力できること。 <宛名ラベル> ■帳票詳細要件 シート：共通-01■ <宛名印刷> ※窓あき封筒に対応した宛名シート ■帳票詳細要件 シート：共通-02■ ※ 出力する情報は対象者の送付先に対応すること。		- (論点なし)	■後期高齢者医療以外の業務でも必要とする機能であるため、共通基盤等にて実装する機能と考える。	
		1.7.2.	カスタマーバーコード出力 宛名を印字する帳票において、宛名情報からカスタマーバーコードが出力できること。		- (論点なし)		
		1.7.3.	電子公印出力 通知書等において、電子公印に対応していること。 なお、電子公印は複数管理でき、必要に応じて切り替えができること。 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。		- (論点なし)	■後期高齢者医療以外の業務でも必要とする機能であるため、共通基盤等にて実装する機能と考える。	
		1.7.4.	首長・職務代理人出力 通知書等において、管理している首長や職務代理者等を印字できること。		- (論点なし)	■後期高齢者医療以外の業務でも必要とする機能であるため、共通基盤等にて実装する機能と考える。	
		1.7.5.	通称名出力 通知書等において、管理している通称名が対象者氏名として出力できること (通称名の管理対象は外国人)。		<その他修正> 通称名については外国人のみ管理対象としている(機能ID1.4.3.に記載のとおり)ため、文末に以下の記載を追記した。 「(通称名の管理対象は外国人)」	■対象者氏名とは、被保険者氏名という認識でよろしいでしょうか。	
		1.7.6.	口座番号マスク機能 通知書等の外部帳票に口座情報 (口座番号) を印字する場合は、アスタリスク等を印字できること。		①アスタリスク等で内容を伏せる場合の桁数等の設定機能について、以下の記載を標準オプションとして追加して良いか。 「※ 口座番号をアスタリスク等で伏せる場合、開始位置と桁数を指定し伏せる箇所を設定できること」 <その他修正> 口座情報が示す項目は口座番号のため、該当箇所に記載を追記した。	■口座情報がどこまでを指すのかを明記いただきたい ■アスタリスクの編集方法について編集パターン等を定義する必要はないか。	■口座番号のゆうちょ銀行は後ろ4文字■その他銀行は後ろ3文字をアスタリスク表示としている。
		1.7.7.	文書番号出力 文書番号を伴う通知書の出力時は、前後の記号文字も含めて文書番号を印字できること。 ※1 文書番号未入力時は、文書番号の前後の記号文字も含めて印字しないこと。 ※2 文書番号の前後の記号文字は、帳票ごとにパラメタ等で設定できること。 ※3 文書番号は文書番号記号ごとの年度ごとに自動付番できること。 ※4 自動付番の利用有無をパラメタ等で設定できること。 ※5 自動付番した番号は画面表示させ修正できること。		- (論点なし)	■実装必須にして選択機能にした方が利便性があると思います。 ■文書番号の前後記号文字は、帳票毎のパラメタでの設定必須。 ■文書番号の自動付番機能は不要だが、利用有無を設定できるのであればあってもよい。 ■オプションで良い	
		1.7.8.	通知書発行日出力 各種通知書等に対して発行日を設定でき、出力できること。		- (論点なし)		
		1.7.9.	申請書、通知書等出力 (値なし) 各種申請書や届出書、通知書等に対して対象者情報等を出力せず空欄のまま出力できること。		①標準仕様書案に記載の内容について、標準オプションとして問題ないか。	■オプション扱いで問題ないとする。 空欄出力はカード型の帳票のような印刷後の印字内容の補正が難しいものが対象になる想定である。被保険者証についてのみの要件としてもよいかもしれない。	■窓口や郵送での対応もあることから実装必須とされたい。 ■必要。空欄のまま出力すると、書き損じのリスクや処理した内容の記録が残らない。手入力した内容が印字され記録が残る出力がよい。 ■オプションで良いと思います。 ■オプションで構わない。 通知書の印刷について外部委託を行う際や他部署から照会があった際など、帳票をサンプルとして提供する場面が多々あるため、機能としてはあると有難い。 ■オプションでいいと思います ■標準オプションで良い
		1.7.10.	敬称付与機能 帳票に出力する対象者情報に応じて、敬称を付けたり、文言を付加したり、置き換えたりできること。 <設定例> ・個人の場合、「様」を付加 ・死亡による資格喪失者の場合、「ご家族様」「ご遺族様」の付加や置き換え		①標準仕様書案に記載の内容について、標準オプションとして問題ないか。	■文言とは、任意の文言という認識でよろしいでしょうか。 ■死亡については運用によっては送付先を設定される運用も考えられるため、オプション扱いの要件で問題ないとする。	■死亡による資格喪失者の場合、「ご家族様」の付加を行っている。 ■実装必須にして選択機能にした方が利便性があると思います。 ■必須機能と考える。 ■オプションでいいと思います ■オプションではなく、実装必須にしていただきたい。 ■標準オプションで良い
		1.7.11.	印刷関連機能 大量印刷については一括印刷に対応すること。また、個別にオンライン印刷が可能であること。		①標準仕様書案に記載の内容について、標準オプションとして問題ないか。		■どちらも実装必須にしてユーザで選べせる方が良いと考える。 ■自庁印刷で対応している通知も存在することから、必須機能と考える。 ■オプションでいいと思います ■オプションではなく、実装必須にしていただきたい。 ■標準オプションで良い

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目（論点案）	構成委員ご意見の内容(ベンダー)	構成委員ご意見の内容(自治体)
大分類	小分類						
		1.7.12.	外部委託用ファイル作成 外部委託用に大量帳票のデータ（外字情報を含む）をCSV形式のファイルやPDFファイル等の電子データで作成できること。		①外部委託の実施有無は自治体運用によって異なるため、標準オプションとして問題ないか。	■外部委託について自治体や業者ごとにファイル形式やインターフェースが異なる。 標準仕様でインターフェースを定義する想定か。	■外部委託用に大量帳票のデータ（外字情報を含む）をCSV形式のファイルで運用している。 ■実装必須を希望します。 ■必須機能と考える。 ■オプションでいいと思います ■オプションではなく、実装必須にしてください。 ■標準オプションで良い
		1.7.13.	未登録外字、文字切れ等検知機能 帳票の一括出力処理やバッチ処理を行う場合、対象者の状態（資格喪失、外字未登録、文字オーバー、特殊事情の有無等）に応じて、該当者のリストを出力できること。		①構成委員からのご意見および介護保険の標準仕様書案においても実装必須とされていることから、本機能は実装必須に変更しても問題ないか。また、介護保険の標準仕様書案と同様に、以下の記載を実装必須として追加して良いか。 「※1 作成対象とする帳票は、住民等の外部帳票は必須とし、それ以外の帳票はオプションとする ※2 作成するリストの項目は、対象者情報（氏名、住所、被保険者番号等）と対象者の状態（資格喪失、外字未登録、文字オーバー等）を必須とし、その他の項目は標準オプションとする ※3 EUC機能を利用して実装する場合は介護保険共通「1.6 一覧管理機能」に記載のEUC機能の要件を満たすこと」		■実装必須を希望します。 ■必須機能と考える。 ■オプションでいいと思います ■オプションではなく、実装必須にしてください。 ■標準オプションで良い
		1.7.14.	一括処理時一覧出力機能 各種一括処理（データ取込、データ出力、帳票出力）を実行した場合、処理対象データを一覧等で出力できること。 ※1 住民向け帳票を一括出力する場合、集配局や送付先等を含む対象者のリストを一覧等で出力できること。		①集配局ごとの一覧については、介護でも標準オプションとされているのでオプションのままで良いか。	■一括処理全てに対して処理対象データの出力は不要ではないか。 ※例えば年次の住民税の賦課決定情報を後期高齢支援システムで取り込む場合、膨大な量のデータを取り込むことになる。出力ファイルのサイズが大きく、事務上一覧を参照することもないと考える。	■実装必須にして選択機能にした方が利便性があると思います。 ■集配局ごとに割引料金の適用が可能となる場合があるため、集配局のリスト出力は必須と考える。 ■オプションで良い
		1.7.15.	オンライン帳票出力 画面より帳票を出力する機能において、出力可能な帳票が複数存在する場合、出力可能な帳票が一覧形式で表示され、出力する帳票を指定できること。		-（論点なし）	■出力可否に関する条件を帳票ごとに定義していただきたい。	■イメージがわかりませんが、オプションで良いと思います。 ■必須機能と考える。 ■オプションでいいと思います ■標準オプションで良い
		1.7.16.	帳票プレビュー機能 各種帳票を出力する前に帳票の出力イメージをプレビュー表示し確認できること。		①構成委員からのご意見および介護保険の標準仕様書案においても実装必須とされていることから、本機能は実装必須に変更しても問題ないか。		■帳票出力ミスを防げるため実装必須とされたい。 ■実装必須で良いと思います。帳票によって選択できるようにするのも良いかと思ひます。 ■必須機能と考える。 ■オプションでいいと思います ■オプションではなく、実装必須にしてください。 ■標準オプションで良い
		1.7.17.	帳票発行履歴管理 帳票の発行履歴を管理できること。		①介護の標準仕様書案と同様に以下の記載を実装必須として追加して良いか。 「※1 帳票のプレビュー表示では発行履歴は作成せず、紙やデータで出力した場合のみ作成すること ※2 発行履歴の管理対象として、住民等の外部帳票は必須とする」	■帳票とは、各種申請書や届出書も含まれるのでしょうか。 ■一括帳票に関しても発行履歴の管理が必要となるのか。	■発行者の確認もできることとされたい。
		1.7.18.	帳票再発行機能 出力済の帳票を発行履歴から指定し、出力した時点の帳票と同じ内容で再出力できること。 また、再出力する帳票のうち、一括で出力した帳票の場合は、作成した時に設定された帳票に関するパラメタ情報（出力対象期間や出力内容等に関する設定）を確認できること。 ※ 帳票で複数名分を出力した帳票の場合、再出力の対象者を特定できること。		①ベンダ構成委員から主に機能自体が標準オプションでよいのではないかと意見をいただいているが、介護の標準仕様書においては現状の黒字部分は、「実装必須」として規定されているため、そのままとしてよいか。 なお、住記には転出証明の再発行は記載あり（項目は更新しない前提）、税は記載無しとなっている。	■宛名情報は、現時点のものを出力する認識でよろしいでしょうか。 ■出力した時点の帳票と同じ内容の再出力についてもオプション扱いでよいと考える。 再出力はプリンタの紙詰まりや住民からの再発行申請により事務が発生する。完全に一致する内容の印字ではなく、住所や氏名等の情報は再発行時点の情報から再編集した情報が望ましい可能性があるためである。 ■出力した時点の帳票と同じ内容の再出力についてもオプション扱いでよいと考える。 ■業務個別の要件ではないため後期以外の業務とも足並みを揃える必要があると考えている。他業務とも共有を図り仕様を統一していただきたい。	■オプションで良いと思います。 ■必須機能としたい。 ■オプションでいいと思います ■標準オプションで良い

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目（論点案）	構成委員ご意見の内容(ベンダー)	構成委員ご意見の内容(自治体)
大分類	小分類						
1.8. 政令個別要件	1.8.1.	1.8.1.	【指定都市個別要件】 区間異動に伴う宛名情報の異動に対応できること。	政令指定都市固有の要件は、実装オプションとしている。	-（論点なし）		■オプションで良いと思います。 ■オプションでいいと思います
	1.8.2.	1.8.2.	【指定都市個別要件】 各業務にて申請や届出は被保険者資格の管理区でのみ登録できること。 ただし、管理区以外でも照会はできること。		-（論点なし）	■運用として、家族が申請に訪れる等で管理以外の区役所に手続きに来られる場合があります。 管理区以外でも登録出来る要件としてもよいと考えます。	■オプションで良いと思います。 ■オプションでいいと思います
	1.8.3.	1.8.3.	【指定都市個別要件】 各業務にて処理中に区間異動した対象者の情報に対して、業務に応じて該当情報を処理すべき区で処理できること。		-（論点なし）		■オプションで良いと思います。 ■オプションでいいと思います
	1.8.4.	1.8.4.	【指定都市個別要件】 通知書や出力する区の情報や公印、文書番号等について、被保険者の居住区や申請した区等を踏まえて出力できること。		-（論点なし）	■居住区や申請区等の定義を整理しておくよと考える。	■オプションで良いと思います。 ■オプションでいいと思います
	1.8.5.	1.8.5.	【指定都市個別要件】 各業務で使用するリストや帳票等については、市と管理区単位に出力できること。		-（論点なし）		■オプションで良いと思います。 ■オプションでいいと思います
	1.8.6.	1.8.6.	【指定都市個別要件】 EUC機能を用いたデータ出力や集計機能について、市全体と管理区ごとの情報を作成ができること。		-（論点なし）		■オプションで良いと思います。 ■オプションでいいと思います
	1.8.7.	1.8.7.	【指定都市個別要件】 市と管理区の保険者情報をそれぞれ管理し、処理制御や利用権限等を設定できること。		-（論点なし）		■オプションで良いと思います。 ■オプションでいいと思います
-	-	-	【葬祭費関連業務】 区市町村で受け付けた葬祭費の申請書情報が入力でき、支給決定処理、口座振込データの作成、支給決定通知書（不支給決定通知書）等の出力ができること。 被保険者ごとに葬祭費の支出記録が確認できること。 過去の葬祭費の支出記録が一覧等で確認できること。	構成委員から、左記の機能について実装の要望をいただいた。	①葬祭費については、広域をまたいだ二重支給を防止するため、広域標準システムの支給決定を契機として医療保険者等向け中間サーバ等に副本を登録する仕様となっている。市区町村で支給を行うと登録契機が失われ、情報連携の運用ができなくなる可能性があること、広域標準システムに既に一式機能が存在しているため、二重開発となることを踏まえ、本機能は標準仕様書案には記載しないとして良いか。		■当自治体においては、葬祭費申請受付、支給決定、支出と一連の流れを自庁システムにて行っているため、同内容の機能を後期高齢標準化システムにおいても実装していただきたい。

機能・帳票要件 後期高齢支援システム (2. 被保険者資格)

<ul style="list-style-type: none"> ・黒字： (類型1) 事務局案で実装必須 ・赤字(太字)： (類型2) 事務局案で実装不可 ・青字(斜字)： (類型3) 事務局案で標準オプション ・緑字(下線)： 必要性について疑義がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・オレンジ(二重下線)： 前回提示時からの追加・変更点
--	---

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目(論点案)	構成委員ご意見の内容(バンダー)	構成委員ご意見の内容(自治体)
大分類	小分類						
2. 被保険者資格	2.1. 住民情報異動等に伴う資格異動	2.1.1.	住記異動情報登録 住記異動情報(外国人を含む)の申請を基に、住記情報の異動更新(登録・照会・修正・削除)を行えること。 【管理項目】 <u>・宛名番号・世帯番号・氏名・異動日・届出日・異動事由等</u> <u>広域標準システムの外部インタフェース仕様書に規定されているインタフェースの必須項目に準ずる。</u> ※1 異動更新は基本的に自動での更新とすること。 ※2 必要に応じて手動での更新も可能とすること。 ※3 手動での更新の際、住民記録情報との整合性チェックを行い、誤入力等を抑止できること。 ※4 個人番号(マイナンバー)も併せて異動更新を行えること。 ※5 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 <u>他システムを参照し表示している場合、登録・修正・削除の処理は対象外。</u>	管理項目について、データ要件として内閣官房IT室が整理する方針となったため、現時点では後期高齢として定義しない方針としている。 基本的な考え方としては、中間標準レイアウト標準仕様の項目に準拠することになる。	①※1、※2、※4については介護保険の標準仕様書案では標準オプションとなっているが、この機能がなければ、手動での運用は現実的ではないと考えられるため、実装必須に変更したほうがよいと考えるが、いかがか。 <その他修正> 管理項目について、以下の記載に修正した。 「広域標準システムの外部インタフェース仕様書に規定されているインタフェースの必須項目に準ずる。」	■日列に介護保険との記載があるが、後期高齢の誤記ではないか。(その前提で個々の管理項目については未確認。 ■住記システム側で管理、確認するような内容のため「データの参照、管理は問わず、後期高齢支援システムで利用できること」と補記するのが妥当と考える。 ■「住民記録情報等を参照し表示している場合は登録、修正、削除の処理は対象外。」という表記を行い実装オプションとして取り扱う必要があるのではないか。	■個人番号(マイナンバー)の異動更新はしていない。 ■青字部分についてはオプションにして自治体の規模に合わせて選択できるのも良いかと思えます。管理項目の考え方については承知いたしました。 ■※1に関しては実装必須と考える。 ■標準オプションで良い
		2.1.2.	住記異動対象者確認 住記異動情報を一覧等で確認(履歴を含む)できること。		①構成委員意見を踏まえると本機能は実装必須ではなく、標準オプションに変更するか。	■異動は日次で発生する。住記異動の対象者全件だと広域連合に未送付の住民の情報も含まれるため、住記異動情報のリスト等での確認は不要と考える。	
		2.1.3.	年齢到達者等把握 住民記録情報を基に年齢到達者等を把握できること。 ※1 広域連合送付を目的として、 <u>年齢到達者に対する異動更新ができること</u> 。送付済みの年齢到達者に対する異動の把握ができること。 ※2 異動更新は基本的に自動での更新とすること。※1の異動の把握は自動でできること。 ※3 必要に応じて手動での更新も可能とすること。※1で把握する対象者についてはシステム内に異動の結果を反映できること。		①※1～※3については介護保険の標準仕様書案では標準オプションとなっているが、この機能がなければ、手動での運用は現実的ではないと考えられるため、実装必須に変更して良いか。 <その他修正> 要件と※1～※3の記載が不整合となっているため記載を見直すべきことのご指摘を受け、※1～※3の記載を修正した。	■「把握できること」に対して、※1～3の内容が更新に関する記載となっており、対応していないように見受けられるため記載の見直しを検討いただきたい。 ■2.1.1と分けて記載している意図はなにか。住基情報と別に年齢到達者特有の情報が管理される想定か。	■実装必須にして選択機能にするのが良いと思えます。 ■※1～3に関しては実装必須と考える。 ■標準オプションで良い
		2.1.4.	広域連合送付住民基本台帳情報作成 広域連合向けの住民基本台帳情報を作成できること。 ※1 抽出対象 被保険者および世帯構成員の異動情報 年齢到達予定者および世帯構成員の情報(世帯単位) 74歳以上の転入者および世帯構成員の情報(世帯単位) 65歳以上75歳未満で、申請により被保険者となった住民および世帯構成員の情報(世帯単位) 65歳以上75歳未満で、障害認定者の広域内他市区町村からの転入者および世帯構成員の情報(世帯単位) 上記にて送付した住民が異動した場合、その異動情報 ※2 必要に応じて、上記以外の条件でも作成できること。 ※3 作成した対象情報を管理できること。	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。	- (論点なし)	■各広域連合の運用状況により抽出対象となる年齢が異なる場合があるため、抽出対象となる年齢の指定を可能とすることを必須要件として検討するべきではと考える(※2の記載を具体化)。 ■都道府県によっては65歳以上の転入者および世帯構成員の情報を対象としているところもあるが74歳以上で統一するという認識でよいか。 ■「必要に応じて、上記以外の条件でも作成できること」といった表記は抽象的であるため、運用のパターンや条件などを明記していただきたい。 ■令和3年11月15日に行われた第1回検討会資料(資料No.2)7ページより、障害認定の事務は広域連合の事務と位置付けられていました。 住民基本台帳情報を作成するにあたり、障害認定者のデータを後期高齢支援システムで保持しておかないと作成できないと思われます。 障害認定者について、どのような運用をお考えなのでしょう。	■青字部分についてはオプションで良いと思えます。 ■オプションで良い
		2.1.5.	広域連合送付住民基本台帳作成対象者確認 広域連合向けの住民基本台帳情報を一覧等で確認できること。		①以下の要件を標準オプションとして追加して良いか。 「※1 連携対象者のうち、未登録外字対象者(●で送付した対象者)について把握ができること。」		■広域連合へのデータ連携における外字対応(外字変換不能一覧)も確認できるとされたい。
		2.1.6.	被保険者情報登録 広域連合から送付される被保険者情報(広域連合→市区町村)を基に、被保険者情報の異動更新(登録・照会・修正・削除)を行えること。 ※1 被保険者情報を管理できること。 【管理項目】 <u>・宛名番号・被保険者番号・被保険者資格取得事由コード・被保険者資格取得年月日</u> <u>・被保険者資格喪失事由コード・被保険者資格喪失年月日等</u> <u>広域標準システムの外部インタフェース仕様書に規定されているインタフェースの必須項目に準ずる。</u>	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。	<その他修正> 管理項目については、以下の記載に修正した。 「広域標準システムの外部インタフェース仕様書に規定されているインタフェースの必須項目に準ずる。」		■被保険者情報取込後、更新件数の確認(PDF表示)ができることとされたい。

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目（論点案）	構成委員ご意見の内容（ベンダー）	構成委員ご意見の内容（自治体）
大分類	小分類						
		2.1.7.	<p><u>被保険者情報作成</u> <u>被保険者情報を作成できること。</u></p> <p><u>※1 広域連合から受領した被保険者情報とは別に、後期高齢支援システムでも出力することが可能なこと。</u> <u>※1 広域連合から受領した被保険者情報をそのまま住民記録システムに引き渡すできない場合に、後期高齢支援システムで住民記録システム等に連携するための被保険者情報を作成できること。</u> <u>（「住民記録情報へ連携」とは、住民記録システムとの連携のみを指しているのではなく、住民記録情報を含む宛名システムや共通基盤等との連携を含む）</u></p>		<p>①住民記録システム標準仕様書上、被保険者の資格については連携必須とされているが、被保険者番号は取り込みについて実装不可として規定されている。</p> <p>連携した場合でも、住記システムが取り込まないため、「被保険者番号」の連携を「実装不可」と明記しなくて良いか検討が必要。</p> <p>（被保険者番号を除くと、入力誤りなどにより住登外者について宛名番号が重複した場合に同一人物とみなされてしまうなどの問題が発生する可能性があるため、実装不可としないほうが良いと考える）</p> <p><その他修正> 構成委員からのご指摘を受け、※1の記載を見直した。</p>	<p>■本機能を使用する想定が不明です。 被保険者に対する資格の付与は広域連合標準システムで行う。 市町村の支援システムで登録を行えるようにした場合、広域連合と市町村の支援システム間でデータ不整合等が発生する可能性があるため、データ更新を行ううえでデータの整合性に矛盾が起らないよう運用面での検討が必要と考える。 ■後期高齢支援システムにおいて、被保険者情報を作成しても問題ないのでしょうか。 ■被保険者情報を作成し、資格情報の追加ができることについては賛成だが、※1の記載では「出力」となっている。ファイル等での出力機能までは不要と考える。 ■2.1.6の登録機能と同じではないか。</p>	<p>■広域連合からの保険料情報を取り込んだ際にエラーがあった場合や資格喪失情報を追加する必要がある場合に実施するため、実装必須もしくは実装オプションとされたい。 ■仕様案「※1 広域連合から■■■後期高齢支援システムでも出力■■■」について、「出力」とはどのような帳票を想定されているのか？ ■オプションで良いと思います。 質問となりますが、本機能はどのような場合に活用できるかを教えていただきたいです。 ■オプションで良いと思います ■オプションでよいと考えられる。 ■オプションで良い</p>
		2.1.8.	<p><u>被保険者情報修正</u> <u>住記異動情報を基に、被保険者情報（履歴を含む）の修正ができること。</u></p> <p><u>※1 異動更新は基本的に自動での更新とすること。</u> <u>※2 必要に応じて手動での更新も可能とすること。</u> <u>※3 手動での更新の際、住民記録情報との整合性チェックを行い、誤入力等を抑止できること。</u></p>	<p><u>住民からの問い合わせに対応する目的で、被保険者の住民記録情報等を最新化する場合があるため。</u></p>	<p>①被保険者情報修正については、原則広域連合が被保険者情報マスタを保持するため不要と考えるが、広域連合側からの連携データの取込漏れ等のイレギュラーなケースで、データ修正の要件が発生するというご意見があった。</p> <p>上記を踏まえ、本機能については、標準オプションとしてよいか。</p> <p>ただし、イレギュラーケースでの更新のため、自動更新は不要であり、※1、※2を削除し、要件を以下の通り変更して良いか。</p> <p>====（修正案）==== イレギュラーケースの対応として被保険者情報（履歴を含む）の修正が手動でできること。</p> <p>※1 手動での更新の際、住民記録情報との整合性チェックを行い、住民記録情報の管理項目と異なる値を入力した際などに警告を促すことができること。</p>	<p>■被保険者情報は、広域連合側が正本のため、本機能は手動修正のみで良いと考える（※1は不要だと考える）。 ■被保険者情報の履歴を修正する機能は、不要だと考えます。 ■広域標準端末での誤入力等の対処のため、広域連合端末での情報修正と後期高齢支援システムでの情報修正をされることもある。 被保険者情報の履歴を含む修正は実装オプションの扱いでよいと考える。 ※運用されているユーザー様では被保険者情報の取込時にエラーとなったデータへの補正作業で利用されていることもある。 ■例えば被保険者情報の取込み漏れが後になって発覚した場合に、最新履歴が古いままになってしまうことがあり得る。取込み漏れた被保険者情報を特定できず再度取り込めない場合などに、最新履歴の修正ができれば、賦課関係処理などで資格有無を参照する際に役立つため、実装オプションとして存在してもよい機能と考える。 ■「被保険者情報の自動更新」に関する機能の使用用途が不明のため、2.1.6の被保険者情報の取り込み以外で自動更新する運用のパターンや条件について明記していただきたい。 ■住民基本台帳（市区町村→広域連合）を送付し、被保険者情報（広域連合→市区町村）を受領するまでに、現状1日以上のタイムラグが発生していると思われる。 上記を考慮しての機能だと推測しますが、実装不可にし、連携機能を強化すべきと考えます。</p>	<p>■被保険者の情報修正は必要に応じて広域標準システムに手動にて行ってまいります。 ■被保険者情報は広域標準システムの資格情報が最新、且つ正しい情報になるかと思えます。また、後期支援システムで編集できると2重管理になりますし、実装の必要性は低いと考えます。 ■特殊な住民異動もあるため必要と思われる（住民異動誤りの修正など）。 ■住基システムと連携されるのであれば、個別の修正は必要ないと考える。その為、異動更新が自動で行われることは必須。 ■オプションで良いと思います ■これまで、被保険者情報を手動で修正することはなかったため、必要性はないと考えられる。 ■想定される事務が思い当たらない</p>
		2.1.9.	<p><u>被保険者証情報登録</u> <u>広域連合から送付される被保険者証発行用情報（広域連合→市区町村）を取り込めること。</u></p> <p><u>※1 被保険者証発行用情報を管理できること。</u> <u>※2 「被保険者証」の発行履歴を登録・照会・修正・削除できること。</u></p> <p><u>【管理項目】</u> <u>・被保険者番号 ・宛名番号 ・発行日 ・文章番号 ・内容 等</u> <u>広域標準システムの外部インタフェース仕様書に規定されているインタフェースの必須項目に準ずる。</u></p>	<p><u>広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インタフェース仕様書に纏められている。</u></p>	<p>①構成委員からのご意見は、標準オプション・実装不可で分かれている。構成委員（ベンダー）からは実際の利用例などが挙げられており、実装不可とすることで現在の運用が損なわれる可能性を考慮し、「標準オプション」として規定するでよいか。</p> <p>②①でオプションとする場合、※2については不要という意見がある。そもそもの発行履歴の管理は、広域連合側のデータ管理によるものとなる（オンライン資格確認システムにも連携している項目となる）ため、本機能については、要件から削除するでよいか。</p> <p><その他> 管理項目については、以下の記載に修正した。 「広域標準システムの外部インタフェース仕様書に規定されているインタフェースの必須項目に準ずる。」</p>	<p>■広域連合のインターフェース上存在しているため、実装オプションの位置づけがよいのではと考える。 ■「被保険者証」の発行履歴を登録■修正■削除する機能は、不要だと考えます。 ■多くのユーザー様では広域連合から提供される被保険者証の発行イメージから印刷をされている。 広域標準端末が使用できない時間帯に、被保険者証情報を照会して被保険者の負担割合を確認する場合があるので、実装オプションとして存在してよい機能と考えるが、「※2」は不要で良いと考える。 広域標準端末の台数が少ないため、参照できる機能はあっても良いと考える。 ■広域標準端末が使用できない時間帯に、被保険者証情報を照会して被保険者の負担割合を確認する場合があるので、実装オプションとして存在してよい機能と考えるが、「※2」は不要で良いと考える。 ■本機能について、現在取り込みを行っている自治体は少なく、取り込みを行っている団体も正確に情報を管理できている訳ではない。必要性はないと考えている。 ■後期高齢支援システムでの被保険者証発行事務は不要だと考えますので、被保険者証発行用情報（広域連合→市区町村）を取り込む必要性は無いと考えます。</p>	<p>■取り込んだ結果(件数)を確認できることとされたい。 ■管理項目に「証回収日」を追加していただきたい。 ■広域標準システムから送付されるファイルですので、後期支援システムに取り込むことが必須なのであれば本機能は必要だと思います。ただし、被保険者証情報については通常は広域標準システムでの運用となりますので、オプションでの実装が良いと考えました。 ■現行の後期支援システムでは保険証発行情報を有していないが業務に支障はないため不要と思われる。 ■不要（被保険者証情報は広域標準システムで一元管理しており、後期高齢支援システムで発行履歴を登録や削除等をした際に、広域標準システムにおける履歴と齟齬が生じる恐れがあるため。） ■現時点で使用していないため、不要と考える。 ■オプションで良いと思います ■本町の現状として、被保険者証は広域標準システムのみ出力可能である。これまででもこの仕様で問題はなかったため、必要性はないと考えられる。 ■可能であれば対応してほしい</p>

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目（論点案）	構成委員ご意見の内容（ベンダー）	構成委員ご意見の内容（自治体）
大分類	小分類						
		2.1.10.	<u>被保険者証作成</u> <u>「被保険者証」を出力できること。</u> <u>※1 広域標準システムにて「被保険者証」を出力するが、後期高齢支援システムでも出力することが可能であること。</u>		<p>①広域連合が発行した被保険者証と異なる被保険者証を発行することは、オンライン資格確認システムへの連携で齟齬が生じるため、機能ID2.1.10.は実装不可として定義し、機能ID2.2.1.の再発行機能を標準オプションとすることで良いか。</p> <p>なお、標準オプションとして本要件を残す場合は、※2として、広域標準システムから連携される被保険者証発行情報を改変せずに出力することを規定する必要がある。</p>	<p>■広域連合のインターフェース上存在しているため、実装オプションの位置づけがよいのではと考える。</p> <p>■後期高齢支援システムで発付した「被保険者証」の発行履歴は、広域連合標準システムに連携する必要はないのでしょうか。</p> <p>■後期高齢支援システムで発行してしまうと広域標準システム側で発行履歴の情報が残らない。発行機能自体が不要でも事務可能と考えるため、被保険者証の出力機能は不要でよいと考える。</p> <p>■事業者や職員の負担や費用の削減を考えると本機能については実装不可として取り扱った方が良く考えている。</p> <p>■機能ID2.1.9と併せて実装不可にすべきだと考えます。</p>	<p>■出力にあたり、印刷位置設定や保険証発行におけるマニュアルを必ず作成していただきたい。また、印刷する前にプレビュー画面の構築も同様。</p> <p>■被保険者証作成は広域標準システムで一括対応しているため、本市としては後期高齢支援システムで被保険者証を作成する必要はないと考えている。</p> <p>■発行履歴を管理する必要があると考えますので、基本的には広域標準システムで一元管理した方が良いと思います。つきましては、実装の必要性は低いと考えます。</p> <p>■後期高齢支援システムでも出力が可能となる場合には、発行履歴及び回収状況■履歴を相互の端末で管理できるようにすること。</p> <p>■現行の後期支援システムでは保険証発行機能を有していないが業務に支障はないため不要と思われる。</p> <p>■不要</p> <p>■反映に時間がかかるのであれば問い合わせ時の確認画面が増えてしまうので必要ないが、現状広域標準システムの稼働時間に制限があるので、後期高齢支援システムでも発行できるようになり、そういった制限がなくなるのであればそこは良い。</p> <p>■オプションでいいと思います</p> <p>■当自治体においては、現状自庁システムにおいて証発行は行っていない（その機能はないし運用上不都合はない）ため、不要。むしろ管理が二重となり混乱のもととなるのではないかと。</p> <p>■本町の現状として、被保険者証は広域標準システムのみ出力可能である。これまでもこの仕様で問題はなかったため、必要性はないと考えられる。</p> <p>■対応してほしい</p>
2.2.被保険者証再発行		2.2.1.	<u>被保険者証再作成</u> <u>「被保険者証」を再出力できること。</u> <u>※1 広域標準システムにて「被保険者証」を出力するが、後期高齢支援システムでも出力することが可能なこと。</u>		<p>①機能ID2.1.10の論点案を受けて、本機能については、標準オプションとするでよいか。</p> <p>なお、標準オプションに変更する場合は、※2として、広域標準システムから連携される被保険者証発行情報を改変せずに出力することを追記して良いか。</p>	<p>■広域連合のインターフェース上存在しているため、実装オプションの位置づけがよいのではと考える。</p> <p>■後期高齢支援システムで発付した「被保険者証」の発行履歴は、広域連合標準システムに連携する必要はないのでしょうか。</p> <p>■後期高齢支援システムで発行してしまうと広域標準システム側で発行履歴の情報が残らない。発行機能自体が不要でも事務可能と考えるため、被保険者証の出力機能は不要でよいと考える。</p> <p>■事業者や職員の負担や費用の削減を考えると本機能については実装不可として取り扱った方が良く考えている。</p> <p>■機能ID2.1.9と併せて実装不可にすべきだと考えます。</p>	<p>■出力にあたり、印刷位置設定や保険証発行におけるマニュアルを必ず作成していただきたい。また、印刷する前にプレビュー画面の構築も同様。</p> <p>■被保険者証再作成は広域標準システムで一括対応しているため、本市としては後期高齢支援システムで被保険者証を再作成する必要はないと考えている。</p> <p>■2.1.10の記載内容と重複しますが、発行履歴を管理する必要があると考えますので、基本的には広域標準システムで一元管理した方が良いと思います。つきましては、実装の必要性は低いと考えます。</p> <p>■後期高齢支援システムでも出力が可能となる場合には、発行履歴及び回収状況■履歴を相互の端末で管理できるようにすること。</p> <p>■現行の後期支援システムでは保険証再発行機能を有していないが業務に支障はないため不要と思われる。</p> <p>■不要</p> <p>■上記2.2.1.と同じ。</p> <p>■オプションでいいと思います</p> <p>■当自治体においては、現状自庁システムにおいて証発行は行っていない（その機能はないし運用上不都合はない）ため、不要。むしろ管理が二重となり混乱のもととなるのではないかと。</p> <p>■本町の現状として、被保険者証は広域標準システムのみ出力可能である。これまでもこの仕様で問題はなかったため、必要性はないと考えられる。</p> <p>■対応してほしい</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・黒字： (類型1) 事務局案で実装必須 ・赤字(太字)： (類型2) 事務局案で実装不可 ・青字(斜字)： (類型3) 事務局案で標準オプション ・緑字(下線)： 必要性について疑義がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・オレンジ(二重下線)： 前回提示時からの追加・変更点
--	---

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目 (論点案)	構成委員ご意見の内容(ベンダー)	構成委員ご意見の内容(自治体)
大分類	小分類						
3. 保険料賦課	3.1 保険料賦課共通	3.1.1.	期別設定や納期限等、保険料賦課に必要な各種基準情報が登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・期別情報(期別設定、徴収月、および普通徴収の暫定賦課の実施有無) ・4月捕捉以外の追加捕捉対象者の特別徴収開始に関する情報(6月・8月に特別徴収候補者として抽出された対象者の特別徴収開始月について、「6月抽出は12月開始・8月抽出は翌年2月開始」か「6月抽出・8月抽出ともに翌年4月開始」か)等 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し表示している場合、修正・削除の処理は対象外。		- (論点なし)	■後期高齢者医療以外の業務でも必要とする機能であるため、納期限等の管理機能については収納システムにて実装する機能と考える。	
		3.1.2.	期別設定や納期限等、保険料賦課に必要な各種基準情報を一覧等で確認できること。		- (論点なし)	■期別設定と保険料賦課に必要な設定は基本的に導入時に設定するものであり、納期限は年度単位に見直すものと認識している。一覧での確認は実装オプション扱いでよいのではないかと考える。 ■3.1.1に記載の照会で十分と想定しており、一覧帳票の出力という意味合いであれば、実装オプションでよいものとする。	
		3.1.3.	対象者の特別徴収に関する情報が照会できること。		①オンラインの照会要件については、原則ベンダの創意工夫に委ねるため、項目を定めないこととしている。ただし、特徴の判定結果については一定のニーズがあることから、以下のように修正して良いか。 =====修正案===== 対象者の特別徴収および特別徴収判定結果(特別徴収にならなかった理由を含む)に関する情報が照会できること。	管理項目(照会項目)を指定したほうがよいのではないのでしょうか。 ■特徴義務者名(※コードはオプション) ■年金種別(※コードはオプション) ■基礎年金番号 ■捕捉年月	■特徴が2分の1判定にて不可能な場合その旨の表示および内容(介護保険料・後期高齢者医療保険料の金額)が確認可能とされたい。 ■参考情報となりますが、どの職員から見ても特徴の可否の理由が分かる理由の文言が表示されれば良いと考えます。理由としては、特徴できない場合の問い合わせが多く賦課担当以外の職員の場合即答できない場面が多いからです。
3.2. 暫定賦課	3.2.1.	保険料情報登録 広域連合から送付される保険料情報(広域連合→市区町村)を基に、保険料情報の更新(登録・照会)を行えること。 ※1 保険料情報を管理できること。 【管理項目】 ・相当地年度 ・被保険者番号 ・賦課管理番号 ・年間保険料額 等 広域標準システムの外部インタフェース仕様書に規定されているインタフェースの必須項目に準ずる。	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インタフェース仕様書に纏められている。	<その他修正> 管理項目については、以下の記載に修正した。「広域標準システムの外部インタフェース仕様書に規定されているインタフェースの必須項目に準ずる。」	■特殊な事情により通知書発送要否を変更する等、保険料情報の修正機能が実装オプションとして存在してもよいのではないかと。(3.4.5、3.5.5と同様)	■更新件数の確認ができることとされたい。	
		保険料情報更新対象者確認 保険料情報(広域連合→市区町村)の更新対象者を一覧等で確認できること。		- (論点なし)	■対象者を一覧で確認できるとともに更新理由も確認できること。		
		期割額算定 賦課期日時点での資格保有者を対象に、暫定賦課の対象者を抽出し、暫定賦課に伴う期割の登録・照会・修正・削除ができること。 ※1 普通徴収者は、前年度の確定保険料額等を基に、暫定賦課が行えること。 【管理項目】 ・被保険者(被保険者番号、氏名、生年月日、性別、住所) ・相当地年度※1 ・賦課管理番号 ・年間保険料額 ・保険料徴収方法 ・決定年月日、決定理由 ・期割情報(期別、普通徴収額、納期限)等 ※1 総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠。 相当地年度：保険料賦課の対象となる年度		①暫定賦課の実施ユーザが少ないことを踏まえ、当該機能を標準オプションとして良いか。(暫定賦課を実施しないユーザについては処理を実行しないだけのため、機能自体があることによる弊害はないという認識)	■普通徴収の暫定賦課は、実施している団体が少ないと考えており、実装オプションで良いと考えます。 ■普通徴収における暫定賦課は、保険料情報が送付される想定である。対象者の抽出を行える機能は実装オプションと考える。 また、保険料情報を基に賦課するため、基本的には対象外とすることはないと想定しており、修正■削除についても、実装オプションとなるものとする。	■質問となりますが、暫定賦課を実施していない団体では、機能選択が出来るという認識で良いでしょうか?	

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目（論点案）	構成委員ご意見の内容(ベンダー)	構成委員ご意見の内容(自治体)
大分類	小分類						
		3.2.4.	<p><u>暫定決定通知書・納入</u>通知書・納付書作成 期処理の行われた対象者について、「<u>暫定保険料額決定通知書</u>」、「後期高齢者医療保険料納入通知書」、または「納入通知書（後期高齢者医療保険料額変更通知書）」、「納付書」を出力できること。</p> <p>■帳票詳細要件 シート：賦課-01 ■ ■帳票詳細要件 シート：賦課-02 ■</p> <p>※1 他税料目等も合わせた取り組みとして、コンビニ納付等の多様な納付方法に対応している自治体が多いため、納付書に必要な項目は自治体ごとに異なる。多様な納付方法への対応は、住民の利便性向上を目的とした取り組みであることから、納付書の帳票詳細要件を統一しないこととする。</p> <p>※2 <u>各種通知書・納付書の発行一覧を出力できること</u>。 ※3 <u>納入通知書について、以下の山分けができること</u>。 ・<u>納付方法（特徴、普徴（自主）、普徴（口座））単位</u> ・<u>被保険者単位</u> ・<u>相当年度単位</u></p>		<p>①暫定賦課に関する本機能自体を標準オプションとして良いか。この場合、「暫定保険料額決定通知書」についても標準オプションとして良いか。</p> <p>②各通知書出力対象者一覧の出力について追記した（※2）。本要件について、標準オプションとすることで問題ないか。</p> <p>③納入通知書の山分けについて、介護保険の標準仕様書案と同様の要件を追記した（※3）。本要件について実装必須とすることで問題ないか。</p> <p>④※1の記載については、納付書に関する論点整理を経て別途修正予定。</p>	<p>■各通知書に対する作成対象者一覧も追加検討すべきと考える。 郵送や同封文書などを考慮し、山分けを行うことになるが、具体的な山分け条件も追加検討すべきと考える。 ■納付書については、様式を統一しないこととしているが、介護同様に、税務システムに準ずる形としてはどうか。 ■暫定決定通知書（普通徴収）は、実施している団体が少ないと考えており、実装オプションで良いと考える。 ■記載の内容で問題ないと考える。 なお、暫定決定通知書について広域連合にて賦課を決定したという通知が必要であれば廃止でよいと考える。</p>	<p>■「暫定決定通知書」とはどのようなものなのでしょうか？ ■オプションで良いと思います。広域連合が決定した暫定保険料額を通知するのであれば、暫定決定通知書は必須に近いオプション機能だと考えました。 ■暫定保険料額決定通知書は現在の運用では発行しておらず、各市としては不要と考えている。 ■使用していないので不要 ■当自治体としては現在暫定賦課を実施しておらず、今後も実施する予定がないため必要はない。 ■暫定結果通知書と後期高齢者医療保険料納入通知書と比較し、内容が変わらないのであれば、必要性はないと考えられる。 ■出来れば対応してほしい</p>
		3.2.5.	<p>広域連合送付期割結果情報作成 広域連合向けの期割結果情報を作成できること。</p> <p>※1 期割情報（市区町村→広域連合）を作成すること。 ※2 <u>作成した対象情報を管理できること</u>。</p>	<p>広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。</p>	-（論点なし）	<p>■記載の内容で問題ないと考える。 ※2については期割結果情報自体を修正することは事務上不要と考える（データ訂正する場合は期割情報自体を訂正すべき）。作成した期割情報は参照のみ出来れば十分であるため実装オプション扱いでよいと考える。</p>	<p>■青字部分はオプションで良いと思います。 ■出力したデータをバックアップできる状態であれば、システム上での情報管理は不要と考える。 ■オプションで良い</p>
		3.2.6.	<p>広域連合送付期割対象者確認 広域連合向けの期割結果情報を一覧等で確認できること。</p>		-（論点なし）		
3.3. 仮徴収額変更		3.3.1.	<p>対象者確認、対象範囲設定 特別徴収者で仮徴収額の平準化（増額・減額）の必要な者を抽出し、仮徴収額平準化の更新の対象とすることができること。</p> <p>※1 仮徴収額の平準化の対象は「6月および8月の徴収額」と「8月の徴収額」の2通りの運用から選択できること。 ※2 特別徴収の仮徴収額の平準化を行う前にデータ更新を行わず、想定される結果を一覧で確認できること。 ※3 仮徴収額の平準化時の期別保険料額算出方法について、型1、型2のどちらかで算出するか選択できること。 ・型1：6月から翌年2月までの徴収額が同一となるように設定する。 ・型2：10月以降の徴収額が平準化されるように設定する。 ※4 <u>後期高齢者医療保険と介護保険の特別徴収額の合計が年金受給額を超える場合、および1/2を超える場合は一覧で確認できること</u>。</p>		<p>①標準仕様書案※4の1/2判定を実施可能にするため、以下の記載に変更して良いか。</p> <p>「※4 後期高齢者医療保険と介護保険の特別徴収額の合計が年金受給額を超える場合、および1/2を超える場合は一覧で確認できること。なお、介護保険の仮徴収額変更結果を取り込んだ場合は、その変更後の内容を加味して1/2判定を行うこと。」</p>	<p>■下記の要件を実装要件に追加検討すべきと考える。 事前にシミュレーションができること。また、想定される結果が一覧で確認できること。 ■1/2判定について、介護保険の特別徴収額だけで1/2を超えた場合、後期高齢者では1/2を超えたのかを判断できないと考えます。 ■平準化の機能であれば、型2の機能は必須、型1の機能は実装オプションとなるものと考えている。 ※4の記載については介護保険の最新期割額が連携されていない場合は判定が難しいと考えており、実装不要でよいのではないかと。 ■仮徴収額変更時に1/2判定は必要となるのか。そうであれば介護側でも平準化を行っている可能性があるため、介護から制度間連携情報を受領するような運用フローが必要になるのではないかと。</p>	<p>■青字部分は仮徴収額設定の処理をする中で重要な項目だと考えますので、必須に近い機能だと思います。 ■オプションで構わない。 ■確認できることを望むのでオプションでないほうが良いと思います。 ■後期高齢者医療保険と介護保険の特別徴収額の合計額が年金受給額の1/2を超えているかどうかは、一覧で必ず確認できるようになっていることが望ましい。 ■保険料についての問い合わせが来た際に、確認することが多い項目である。 ■標準オプションで良い</p>
		3.3.2.	<p>仮徴収額変更（平準化） 個人単位で仮徴収額の平準化の登録・照会・<u>修正</u>・削除ができること。</p> <p>【管理項目】 ・被保険者※1（被保険者番号、氏名、生年月日、性別、住所） ・相当年度※2、賦課年度※2 ・年間保険料額 ・保険料徴収方法※3、特別徴収義務者※3、特別徴収対象年金※3 ・変更年月日、変更理由 ・期別保険料額※3（期別、普通徴収額、特別徴収額、納期限） ・仮徴収変更後期割額等</p> <p>※1 住民記録情報等と連携している場合、被保険者に関する情報の登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠。 ・相当年度：保険料賦課の対象となる年度 ・賦課年度：保険料の賦課決定をした年度 ※3 <u>賦課更正前と賦課更正後の情報を保持</u>。</p>		<p>①削除機能については、介護保険の標準仕様書案に合わせて標準オプションに変更して良いか。</p>	<p>■介護保険と同様に、「削除」も実装オプションでよいと考える。</p>	<p>■3.3.1に関連する項目となり同様の考えとなりますので、青字部分については必須に近い機能だと思います。 ■現在の運用では平準化を実施していないため、オプションで構わない。 ■オプションでいいと思います。 ■本町では、現在標準化は行っていないため、原案通りで問題ない。賦課更正前と後の情報に関しては、確認できるほうが望ましい。 ■標準オプションで良い</p>
		3.3.3.	<p>仮徴収額変更通知作成 以下の情報を作成できること。 ・後期特別徴収各種異動情報（仮徴収額変更通知）</p> <p>【管理項目】<u>（各情報共通）</u> ・国保連合会とのインターフェースに準拠</p>		<その他修正> 管理項目の「（各情報共通）」という記載は削除した。	<p>■媒体作成に関しては、特別徴収業務をサブシステムで実装する場合は、後期高齢支援システムの機能としては対象外でよいと考えます。</p>	

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目（論点案）	構成委員ご意見の内容（ベンダー）	構成委員ご意見の内容（自治体）
大分類	小分類						
		3.3.4.	仮徴収額変更通知確認 後期特別徴収各種異動情報を一覧等で確認できること。		-（論点なし）		
		3.3.5.	納入通知書作成 賦課処理の行われた対象者について、「納入通知書（後期高齢者医療保険料額変更通知書）兼 特別徴収額（仮徴収）変更通知書」を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：賦課-02■ <u>※1 通知書の発行一覧を出力できること。</u>		①各通知書出力対象者一覧の出力について追記した（※1）。本要件について、標準オプションとすることで問題ないか。 ②納入通知書の記載については主要論点の結果を踏まえ、修正する。	■各通知書に対する作成対象者一覧も追加検討すべきと考える。 郵送や同封文書などを考慮し、山分けを行うことになるが、具体的な山分け条件も追加検討すべきと考える。 ■特徴仮徴収に関する決定、更正の通知については普徴に関する情報は印字不要と考える。 特徴仮徴収に関する継続、開始、変更、中止についてを統合した通知書を年次賦課や異動賦課で発行する帳票と別定義にしてはどうか。 メリットとしては、以下の点と考える。 印字項目数が減るため、文字サイズを大きくできる シンプルなレイアウトになるため高齢者にわかりやすい	■個別にオンライン印刷の出力ができることとされたい。 ■質問となりますが、当自治体では仮徴収に特化した帳票にて被保険者に通知しているのですが、そのような帳票は実装不可となりますか？帳票としては左記に記載の帳票で情報は満たしていると思いますが、被保険者にとっては分かりにくい部分だと思いました。
		3.3.6.	広域連合送付期割結果情報作成 広域連合向けの期割結果情報を作成できること。 ※1 期割情報（市区町村→広域連合）を作成すること。 <u>※2 作成した対象情報を管理できること。</u>	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。	①機能ID3.2.5.の検討項目（論点案）と同様。	■記載の内容で問題ないかと考える。 ※2については期割結果情報自体を修正することは事務上不要と考える（データ訂正する場合は期割情報自体を訂正すべき）。作成した期割情報は参照のみ出来れば十分であるため実装オプション扱いでよいと考える。	■青字部分についてはオプションで良いと思います。 ■出力したデータをバックアップできる状態であれば、システム上での情報管理は不要と考える。 ■オプションでいいと思います。 ■オプションで良い
		3.3.7.	広域連合送付期割対象者確認 広域連合向けの期割結果情報を一覧等で確認できること。		-（論点なし）		
3.4. 確定賦課		3.4.1.	所得・課税異動情報登録 所得・課税異動情報の申請を基に、所得・課税情報の異動更新（登録・照会・修正・削除）を行えること。 【管理項目】 <u>広域標準システムの外部インターフェース仕様書に規定されているインターフェースの必須項目に準ずる。</u> <u>※1 異動更新は基本的に自動での更新とすること。</u> <u>※2 必要に応じて手動での更新も可能とすること。</u> <u>※3 手動での更新の際、住民記録情報との整合性チェックを行い、誤入力等を抑止できること。</u> <u>※4 データの参照、取り込み（サブセット化）は問わず、後期高齢支援システムで利用できること。</u>		①※1について、構成委員からのご意見は、実装必須と標準オプションとで分かれています。全自治体で必須ではないことから、標準オプションのまま問題ないか。 <その他修正> 管理項目に関して、以下の記載を追加した。 「広域標準システムの外部インターフェース仕様書に規定されているインターフェースの必須項目に準ずる。」	■住民記録情報との整合性チェックとは、どんなチェックを想定しているのでしょうか。 ■住民税システム側で管理■確認するような内容のため実装オプションでよいと考える。 ■所得課税情報における後期支援システムでの異動更新機能は不要ではないか。	■現在、被保険者の所得■課税異動情報修正は必要に応じて広域標準システムに手動にて行っております。 ■これまで税務部門（住民税課税）が所得■課税情報の更新を行っていたが、後期支援システムにおいても移動更新が行える環境を整えられるのか伺う。現在、標準システム（広域連合）の賦課業務において所得を入力することが可能。 ■青字部分についてはオプションにして自治体の規模に合わせて選択できるのも良いかと思えます。 ■所得課税情報の異動については、自動更新必須。手動更新については、オプションで構わない。 ■オプションでいいと思います。 ■オプションで良い
		3.4.2.	所得・課税異動対象者確認 所得・課税異動情報の更新対象者を一覧等で確認できること。		①異動対象者一覧の出力は標準オプションとして問題ないか。	■異動情報の一覧出力は実装必須ではなく、異動をもとに3.4.3の広域連携で利用できることが必須と認識しており、実装オプションで十分と考える。	

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目（論点案）	構成委員ご意見の内容(ベンダー)	構成委員ご意見の内容(自治体)
大分類	小分類						
		3.4.3.	<p>広域連合送付所得・課税情報作成 所得・課税情報（市区町村→広域連合）を作成できること。</p> <p>※1 抽出対象(年次) 被保険者および世帯構成員の異動情報 年齢到達予定者および世帯構成員の情報（世帯単位） 74歳以上の転入者および世帯構成員の情報（世帯単位） 65歳以上75歳未満で、申請により被保険者となった住民および世帯構成員の情報（世帯単位） 65歳以上75歳未満で、障害認定者の広域内他市区町村からの転入者および世帯構成員の情報（世帯単位）</p> <p>※2 抽出対象(月次) 上記※1に加えて、広域連合に送付済みの住民に対して異動が発生した場合、その異動情報</p> <p>※3 必要に応じて、上記以外の条件でも作成できること。 ※4 作成した対象情報を管理できること。</p>	<p>広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。</p>	<p>①※3について、構成委員からのご意見は、実装必須と標準オプションとで分かれています。全自治体で必須ではないことから、標準オプションのままでも問題ないか。</p> <p>②※3の記載については、以下の記載に変更して要件を明確化することで良いか。 「※3 任意の対象者（送付済みの対象者も含む）について選択し、作成することも可能であること。」</p>	<p>■市区町村→広域連合の所得・課税情報のデータ作成対象としては「2.1.4.」で住民基本台帳情報の連携対象となる方という記載があった方がよいのではないか。</p> <p>■「必要に応じて、上記以外の条件でも作成できること」といった表記は抽象的であるため、運用のパターンや条件などを明記していただきたい。</p>	<p>■青字部分についてはオプションで良いと思います。</p> <p>■他条件での作成ができる機能は必須。 出力したデータをバックアップできる状態であれば、システム上での情報管理は不要と考える。</p> <p>■オプションでいいと思います。</p> <p>■オプションで良い</p>
		3.4.4.	<p>広域連合送付所得・課税対象者確認 広域連合向けの所得・課税情報を一覧等で確認できること。</p>		-（論点なし）		
		3.4.5.	<p>保険料情報登録 広域連合から送付される保険料情報（広域連合→市区町村）を基に、保険料情報の更新（登録・照会・修正・削除）を行えること。</p> <p>※1 保険料情報を管理できること。</p> <p>【管理項目】 ・相当年度 ・被保険者番号 ・賦課管理番号 ・年間保険料額等 <u>広域標準システムの外部インタフェース仕様書に規定されているインタフェースの必須項目に準ずる。</u></p>	<p>広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。</p>	<p>①広域連合から連携された保険料情報を削除する要件は想定されないため、「削除」については記載を削除して良いか。</p> <p>②上記①を削除する代わりに「特定の事情（保険料が明らかに変わることが判明している場合）により、一時的に期割対象外にするなど、保険料情報を「無効」にできること」、といった要件を追加して良いか。 本要件を追加する場合は、期割額算定の要件にも「状態が無効の場合は処理対象としないこと」という要件を追加するとともに、無効となっている対象者を把握する機能が必要となる。</p> <p><その他修正> 管理項目については、以下の記載に修正した。 「広域標準システムの外部インタフェース仕様書に規定されているインタフェースの必須項目に準ずる。」</p>	<p>■保険料情報を更新した場合、広域連合標準システムと差異が発生するが、問題ないでしょうか。</p>	<p>■更新件数の確認ができることとされたい。</p> <p>■青字部分について修正できる範囲を明確にした方が良かったと思います。年額などは修正不可項目になると思います。また、削除については「削除」ではなく「未処理」や「無効」といったように年額連携履歴が残った方が履歴管理上は良いと思いました。</p> <p>■修正、削除は現状想定していないので不要。</p> <p>■オプションでいいと思います。</p> <p>■オプションで良い</p>
		3.4.6.	<p>保険料情報更新対象者確認 保険料情報（広域連合→市区町村）の更新対象者を一覧等で確認できること。</p>		-（論点なし）		
		3.4.7.	<p>特別徴収対象者情報登録 国保連合会経由で年金保険者から通知された、以下の特別徴収に関する通知情報を登録・照会できること。 ・後期特別徴収対象者情報</p> <p>【管理項目】-（各情報共通）- ・国保連合会とのインタフェースに準拠</p>		<p><その他修正> 管理項目の「（各情報共通）」という記載は削除した。</p>	<p>■管理項目の横にある「各情報共通」とは何を指しているのでしょうか。</p>	
		3.4.8.	<p>特別徴収依頼通知（介護保険）情報登録 後期高齢支援システムにて特別徴収依頼処理を行うため、介護保険担当課から受領した以下の特別徴収依頼に関する情報を登録・照会できること。 ・介護特別徴収依頼情報</p> <p>【管理項目】 ・国保連合会とのインタフェースに準拠</p>		<p>①機能ID3.4.9.の制度間インタフェースのみ登録できれば良いという意見があるが、両方必要とするか片方のみで良いかは各ベンダの仕様により異なると考える。 対応として、連携インタフェースを統一するという観点で案1の対応としてよいか。</p> <p>案1：制度間インタフェースのみを実装必須とし、特別徴収情報の取込については実装不可とする。</p> <p>案2：制度間インタフェースを実装必須とし、特別徴収情報の取込は標準オプションとする。</p>	<p>■以下の「3.4.9.」に同様の情報があるが、いずれかが登録、照会できればよいのか、両方が必須となるのでしょうか。 同じような情報であるため、どちらかで良いと思われる。</p> <p>■国保連合会とのインタフェースとは、制度間インタフェースという認識でよろしいでしょうか</p> <p>■介護保険から受領するインタフェースは3.4.9.のファイルのみではないか。</p>	
		3.4.9.	<p>特別徴収依頼通知（介護保険）情報（制度間インタフェース）登録 後期高齢支援システムにて特別徴収依頼処理を行うため、介護保険担当課から受領した以下の特別徴収依頼に関する情報を登録・照会できること。 ・特別徴収依頼通知（介護保険）情報（制度間インタフェース）</p> <p>【管理項目】 ・制度間インタフェース（※1）に準拠</p> <p>※1 平成18年12月4日に提示した「年金からの特別徴収における情報交換媒体作成仕様書（案）（社会保険庁－国保中央会間）」のインタフェース仕様に、市町村内の制度間における情報交換仕様としての項目を追加したものの。</p>		①機能ID3.4.8.の検討項目（論点案）と同様。	■同上	

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目（論点案）	構成委員ご意見の内容（ベンダー）	構成委員ご意見の内容（自治体）
大分類	小分類						
		3.4.10.	<p>特別徴収対象者把握 特別徴収対象者情報、特別徴収依頼通知（介護保険）情報、および特別徴収依頼通知（介護保険）情報（制度間インタフェース）と、システムで管理している被保険者情報を突合・紐付けし、一覧等により特別徴収対象者の把握ができること。</p> <p>※1 一致しなかった対象者も確認でき、手動で特別徴収対象者の紐付けができること。 ※2 個別に紐付けの解除ができること。</p>		<p>①機能ID3.4.8.の検討項目（論点案）と同様。</p> <p>②※2について、構成委員からのご意見は、実装必須と標準オプションとで分かれている。全自治体で必須ではないことから、標準オプションのまま問題ないか（介護保険の標準仕様書案でも標準オプションとされている）。</p>	<p>■「特別徴収依頼通知（介護保険）情報」と「特別徴収依頼通知（介護保険）情報（制度間インタフェース）」の2種類が記載されているのは、どのような使用用途を想定したものか。1つでよいのではないだろうか。 ■両方と突合せする想定でしょうか。 ■手動での紐付けの修正や解除は介護保険側の事務分担となる認識である。医療保険側では※1、※2ともに実装するのであれば実装オプションとするのがよいのではないか。</p>	<p>■紐づけを修正、解除したい場面もあると思いますので、青字部分については実装必須を希望いたします。 ■※2 オプションで構わないし、使用は想定していません。 ■オプションでいいと思います。 ■オプションで良い</p>
		3.4.11.	<p>期割額算定 確定賦課に伴う期割の登録・照会・修正・削除ができること。</p> <p>【管理項目】 ・被保険者※1（被保険者番号、氏名、生年月日、性別、住所） ・相当年度※2 ・賦課年度※2 ・年間保険料額 ・保険料徴収方法、特別徴収義務者、特別徴収対象年金 ・決定年月日、決定理由 ・期別保険料額（期別、普通徴収額、特別徴収額、納期限）等</p> <p>※1 住民記録情報等と連携している場合、被保険者に関する情報の登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠。 ・相当年度：保険料賦課の対象となる年度 ・賦課年度：保険料の賦課決定をした年度 ※3 特別徴収対象とならなかった者、および納付方法変更の認定者は、普通徴収者としてできること。 ※4 期割を行う前にデータ更新を行わず、想定される結果を一覧で確認できること。</p>		<p>①修正機能について、構成委員からのご意見は、実装必須と標準オプションとで分かれている。全自治体で必須ではないことから、標準オプションのまま問題ないか。</p> <p>②※4については実装必須となっているが、構成委員意見を踏まえ、標準オプションに変更して良いか。</p>	<p>■年間保険料額は、後期高齢支援システムで変更して問題ないでしょうか。 ■保険料情報を基に賦課するため、基本的には確定賦課の対象外とすることはないと想定している。また、期割の削除は発行済の納付書等にも影響があるため、実装オプションではないか。 ※4については運用上必須ではないため実装オプションでよいのではないか。</p>	<p>■青字部分についてオプションで良いと思います。質問となりますが、修正がオプションの状態でも実装していかなくてもし誤って登録した場合は、一旦削除して再度登録するというフローとなりますか？ ■修正する場面は現状想定していないため、オプションで構わない。 ■オプションでいいと思います。 ■オプションで良い</p>
		3.4.12.	<p>特別徴収依頼情報作成 以下の情報を作成できること。 ・後期特別徴収依頼情報（特別徴収依頼通知）</p> <p>【管理項目】（各情報共通） ・国保連合会とのインタフェースに準拠</p>		-（論点なし）		
		3.4.13.	<p>特別徴収依頼情報確認 後期特別徴収依頼情報を一覧等で確認できること。</p>		-（論点なし）		
		3.4.14.	<p>賦課決定通知書・納入通知書・納付書作成 期割処理の行われた対象者について、「<u>賦課決定通知書</u>」、「後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書」、「納付書」を作成できること。 「8月の徴収額」を指定して仮徴収額変更（平準化）を実施している場合、「後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書」を出力できること。</p> <p>■帳票詳細要件 シート：賦課-01■</p> <p>※1 他税科目等も合わせた取り組みとして、コンビニ納付等の多様な納付方法に対応している自治体が多いため、納付書に必要な項目は自治体ごとに異なる多様な納付方法への対応は、住民の利便性向上を目的とした取り組みであることから、納付書の帳票詳細要件を統一しないこととする。 ※2 各種通知書、納付書の発行一覧を出力できること。 ※3 納入通知書について、以下の山分けができること ・納付方法（特徴、普徴（自主）、普徴（口座））単位 ・被保険者単位 ・相当年度単位</p>		<p>①賦課決定通知の取り扱いについては、主要論点の納入通知書の整理結果を踏まえて決定する。</p> <p>②※1の記載については、納付書に関する論点整理を経て別途修正予定。</p> <p>③各通知書出力対象者一覧の出力について追記した（※2）。本要件について、標準オプションとすることで問題ないか。</p> <p>④全期前納については、上記②の議論を踏まえて決定する。</p> <p>⑤納入通知書の山分けについて、介護保険の標準仕様書案と同様の要件を追記した（※3）。本要件について実装必須とすることで問題ないか。</p>	<p>■各通知書に対する作成対象者一覧も追加検討すべきと考える。 ■郵送や同封文書などを考慮し、山分けを行うことになるが、具体的な山分け条件も追加検討すべきと考える。 ■納付書については、様式を統一しないこととしているが、介護同様に、税務システムに準ずる形としてはどうか。 ■全期前納に関する要件もオプションでよいので追加検討すべきと考える。 ■記載の内容で問題ないと考える。 ■なお、賦課決定通知書について広域連合にて賦課を決定したという通知が必要であれば廃止でよいと考える。</p>	<p>■広域連合が決定した年間保険料額を通知するので、賦課決定通知書は必須に近いオプション機能だと考えました。 ■「賦課決定通知書」とは、広域連合発行の保険料額決定通知書のことと認識した上での意見となるが、現在の運用では被保険者の利便性を考え、広域連合発行の決定通知書と市が発行する納入通知書を一葉にして通知している。 ■したがって、後期高齢システムから決定通知書の帳票を発行することとなるため、この機能は必須と考える。 ■使用していないので不要 ■「後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通知書」、[後期高齢者医療保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書]という名目で使用している。 ■賦課決定通知書と後期高齢者医療保険料納入通知書と比較し、内容が変わらないのであれば、必要性はないと考えられる。 ■賦課決定通知書については、必要性を感じない</p>

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目（論点案）	構成委員ご意見の内容(ベンダー)	構成委員ご意見の内容(自治体)
大分類	小分類						
		3.4.15.	広域連合送付期割結果情報作成 広域連合向けの期割結果情報を作成できること。 ※1 期割情報（市区町村→広域連合）を作成すること。 ※2 作成した対象情報を管理できること。	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。	①機能ID3.2.5.の検討項目（論点案）と同様。	■記載の内容で問題ないとする。 ※2については期割結果情報自体を修正することは事務上不要と考える（データ訂正する場合は期割情報自体を訂正すべき）。作成した期割情報は参照のみ出来れば十分であるため実装オプション扱いでよいと考える。	■青字部分についてはオプションで良いと思います。 ■出力したデータをバックアップできる状態であれば、システム上での情報管理は不要と考える。 ■オプションで良い
		3.4.16.	広域連合送付期割対象者確認 広域連合向けの期割結果情報を一覧等で確認できること。		-（論点なし）		
3.5. 異動賦課		3.5.1.	所得・課税異動情報登録 所得・課税異動情報の申請を基に、所得・課税情報の異動更新（登録・照会・修正・削除）を行えること。 <u>【管理項目】</u> <u>広域標準システムの外部インターフェース仕様書に規定されているインターフェースの必須項目に準ずる。</u> ※1 異動更新は基本的に自動での更新とすること。 ※2 必要に応じて手動での更新も可能とすること。 ※3 手動での更新の際、住民記録情報との整合性チェックを行い、誤入力等を抑止できること。 ※4 データの参照、取り込み（サブセット化）は問わず、後期高齢支援システムで利用できること。		①機能ID3.4.1.の検討項目（論点案）と同様。	■住民税システム側で管理■確認するような内容のため実装オプションでよいと考える。 ■所得課税情報における後期支援システムでの異動更新機能は不要ではないか。	■現在、被保険者の所得■課税異動情報修正は必要に応じて広域標準システムに手動にて行っております。 ■青字部分についてはオプションにして自治体の規模に合わせて選択できるのも良いかと思えます。 ■所得課税情報の異動については、自動更新必須。手動更新については、オプションで構わない。 ■オプションでいいと思います。 ■オプションで良い
		3.5.2.	所得・課税異動対象者確認 所得・課税異動情報の更新対象者を一覧等で確認できること。		①機能ID3.4.2.の検討項目（論点案）と同様。	■異動情報の一覧出力は実装必須ではなく、異動をもとに3.5.3の広域連携で利用できることが必須と認識しており、実装オプションで十分と考える。	
		3.5.3.	広域連合送付所得・課税情報作成 広域連合向けの所得・課税情報を作成できること。 ※1 抽出対象(年次) 被保険者および世帯構成員の異動情報 年齢到達予定者および世帯構成員の情報（世帯単位） 74歳以上の転入者および世帯構成員の情報（世帯単位） 65歳以上75歳未満で、申請により被保険者となった住民および世帯構成員の情報（世帯単位） 65歳以上75歳未満で、障害認定者の広域内他市区町村からの転入者および世帯構成員の情報（世帯単位） ※2 抽出対象(月次) 上記※1に加えて、広域連合に送付済みの住民に対して異動が発生した場合、その異動情報 ※3 必要に応じて、上記以外の条件でも作成できること。 ※4 作成した対象情報を管理できること。	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。	①機能ID3.4.3.の検討項目（論点案）と同様。	■市区町村→広域連合の所得、課税情報のデータ作成対象としては「2.1.4.」で住民基本台帳情報の連携対象となる方という記載があった方がよいのではないか。 ■「必要に応じて、上記以外の条件でも作成できること」といった表記は抽象的であるため、運用のパターンや条件などを明記していただきたい。	■青字部分についてはオプションで良いと思います。 ■他条件での作成ができる機能は必須。 出力したデータをバックアップできる状態であれば、システム上での情報管理は不要と考える。 ■オプションで良い
		3.5.4.	広域連合送付所得・課税対象者確認 広域連合向けの所得・課税情報を一覧等で確認できること。		-（論点なし）		
		3.5.5.	保険料情報登録 広域連合から送付される保険料情報（広域連合→市区町村）を基に、保険料情報の更新（登録・照会・修正・削除）を行えること。 ※1 保険料情報を管理できること。 <u>【管理項目】</u> →相当年度 →被保険者番号 →賦課管理番号 →年間保険料額等 広域標準システムの外部インターフェース仕様書に規定されているインターフェースの必須項目に準ずる。	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。	①機能ID3.4.5.の検討項目（論点案）と同様。		■更新件数の確認ができることとされたい。 ■3.4.5で記載した内容と同一になりますが、青字部分について修正できる範囲を明確にした方が良いと思いました。年額などは修正不可項目になると思えます。また、削除については「削除」ではなく「未処理」や「無効」といったように年額連携履歴が残った方が履歴管理上は良いと思いました。 ■修正、削除は現状想定していないので不要。 ■オプションでいいと思います。 ■オプションで良い
		3.5.6.	保険料情報更新対象者確認 保険料情報（広域連合→市区町村）の更新対象者を一覧等で確認できること。		-（論点なし）		

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目（論点案）	構成委員ご意見の内容(バンダー)	構成委員ご意見の内容(自治体)
大分類	小分類						
		3.5.7.	<p>特別徴収追加候補者情報登録 国保連合会経由で年金保険者から通知された、以下の特別徴収に関する通知情報を取り込めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 後期特別徴収結果情報（特別徴収追加候補者情報） <p>【管理項目】 （各情報共通）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国保連合会とのインターフェースに準拠 		<その他修正> 管理項目の「（各情報共通）」という記載は削除した。	■管理項目の横にある「各情報共通」とは何を指しているのでしょうか。	■更新件数の確認ができることとされたい。
		3.5.8.	<p>特別徴収追加依頼通知（介護保険）情報登録 後期高齢支援システムにて特別徴収依頼処理を行うため、介護保険担当課から受領した以下の特別徴収依頼に関する情報を登録・照会できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護特別徴収追加依頼通知 <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国保連合会とのインタフェースに準拠 		①機能ID3.4.8.の検討項目（論点案）と同様。	■以下の「3.5.9.」に同様の情報があるが、いずれかが登録、照会できればよいのか、両方が必須となるのでしょうか。 同じような情報であるため、どちらかで良いと思われる。 ■介護保険から受領するインターフェースは3.5.9のファイルのみではないか。	
		3.5.9.	<p>特別徴収対象者拡張（介護保険）情報（制度間インタフェース）登録 後期高齢支援システムにて特別徴収依頼処理を行うため、介護保険担当課から受領した以下の特別徴収依頼に関する情報を取込めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別徴収対象者情報（介護特別徴収対象者拡張情報） <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度間インタフェース（※1）に準拠 <p>※1 平成18年12月4日に提示した「年金からの特別徴収における情報交換媒体作成仕様書（案）（社会保険庁－国保中央会間）」のインタフェース仕様に、市町村内の制度間における情報交換仕様としての項目を追加したもの。</p>		①機能ID3.4.8.の検討項目（論点案）と同様。	■同上	
		3.5.10.	<p>特別徴収追加候補者把握 特別徴収追加候補者情報、特別徴収追加依頼通知（介護保険）情報、および介護特別徴収対象者拡張情報（制度間インタフェース）と、システムで管理している被保険者情報を突合・紐付けし、一覧等により特別徴収対象者の把握ができること。</p> <p>※1 一致しなかった対象者も確認でき、手動で特別徴収対象者の紐付けができること。 ※2 個別に紐付けの解除ができること。</p>		①機能ID3.4.8.の検討項目（論点案）と同様。 ②※2について、構成委員からのご意見は、実装必須と標準オプションとで分かれている。全自治体で必須ではないことから、標準オプションのまま問題ないか（介護保険の標準仕様書案でも標準オプションとされている）。	■「特別徴収追加依頼通知（介護保険）情報」と「介護特別徴収対象者拡張情報（制度間インタフェース）」の2種類が記載されているのは、どのような使用用途を想定したものか。1つでよいのではないのでしょうか。 ■両方と突合せする想定か。 ■手動での紐付けの修正や解除は介護保険側の事務分担となる認識である。医療保険側では※1、※2ともに実装するのであれば実装オプションとするのがよいのではないか。	■紐づけを修正、解除したい場面もあると思いますので、青字部分については実装必須を希望いたします。 ■※2 オプションで構わないし、使用は想定していません。 ■オプションで良い
		3.5.11.	<p>期割額算定 最新の資格の取得・喪失、所得変更、生活保護異動、特別徴収依頼処理結果情報、特別徴収天引き不能、納付方法変更等を反映した保険料の即時更正に伴う期割の登録・照会・修正・削除ができること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者※1（被保険者番号、氏名、生年月日、性別、住所） 賦課年度※2 年間保険料額 保険料徴収方法、特別徴収義務者、特別徴収対象年金 決定年月日、決定理由 期別保険料額（期別、普通徴収額、特別徴収額、納期限）等 <p>※1 住民記録情報等と連携している場合、被保険者に関する情報の登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠。 ・相当年度：保険料賦課の対象となる年度 ・賦課年度：保険料の賦課決定をした年度 ※3 特別徴収対象とならなかった者は、普通徴収者として調整できること。 ※4 期割を行う前にデータ更新を行わず、想定される結果を一覧で確認できること。 ※5 納付方法変更として指定した対象者に適用期間が設定されている場合、適用期間までの間、普通徴収にできること。</p>		①修正機能について、構成委員からのご意見は、実装必須と標準オプションとで分かれている。全自治体で必須ではないことから、標準オプションのまま問題ないか。 ②※4については実装必須となっているが、構成委員意見を踏まえ、標準オプションに変更して良いか。 ③標準オプションとして「一括更正できること」を要件として追加して良いか。 ④※5を標準オプションとした場合、適用期間を設定する場合の運用が手運用による徴収方法の変更のみになってしまうため、本機能は実装必須に変更して良いか。	■「即時更正」のみの記載となっているが、「一括更正」も追加検討すべきと考える。 ■年間保険料額は、後期高齢支援システムで変更して問題ないでしょうか。 ■保険料情報を基に賦課するため、基本的には異動賦課の対象外とすることはないと想定している。また、期割の削除は発行済の納付書等にも影響があるため、実装オプションではないか。 ※4については運用上必須ではないため実装オプションでよいのではないか。	■※5 納付方法変更として指定した対象者に適用期間が設定されている場合、適用期間までの間、普通徴収にできること。とあるが、これは納付方法変更申出書(特徴を停止して普徴へ変更)に対応するものなのでしょうか？ ■青字部分の修正についてはオプションで良いと思います。 確定賦課の期割額算定と同じ質問となりますが、修正がオプションの状態でも実装してなくてもし誤って登録した場合は、一旦削除して再度登録するというフローとなりますか？ また、納付方法変更についての記述はどのような動きになりますか？ ■期割の修正は現状として想定していないため、オプションで構わない。 ※5については、必須機能としたい。 ■オプションで良い

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目（論点案）	構成委員ご意見の内容(バンダー)	構成委員ご意見の内容(自治体)
大分類	小分類						
					<p>⑤要件明確化のため、以下の記載を実装必須として追加してよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度途中で保険料が増額決定された場合、特別徴収分を変更することなく、増額分のみを普通徴収することができること。 ・併徴者について、年度途中で保険料が増額決定された場合、特別徴収分を中止することなく、普通徴収の増額更正で対応できること。 ・資格喪失者の現年度分の賦課更正を行い、普通徴収の徴収額が残る場合、直近の納期でまとめて徴収できること ・現存者の現年度分の賦課更正を行い、普通徴収の徴収額の増額が発生する場合、増額分を直近の納期から最終の納期分に加えて按分して徴収できること <p>⑥要件明確化のため、以下の記載を標準オプションとして追加してよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過年度分の賦課更正を行い、増額が発生する場合、直近の納期から最終の納期までで按分して徴収する、または現年随時時期が作成できること。 		
		3.5.12.	<p>特別徴収各種異動情報作成 以下の情報を作成できること。 ・後期特別徴収各種異動情報（特別徴収追加依頼通知、資格喪失等の通知、住所地特例該当者通知）</p> <p>※1 12月または2月特別徴収開始に係る特別徴収追加依頼情報を2月にまとめて国保連に送付し、4月特別徴収開始とする運用があるため、市区町村の運用に合わせて年金保険者に特別徴収追加依頼通知を作成できること。</p> <p>【管理項目】 <u>（各情報共通）</u> ・国保連会社とのインターフェースに準拠</p>		<p><その他修正> 管理項目の「（各情報共通）」という記載は削除した。</p>		
		3.5.13.	<p>特別徴収各種異動情報確認 後期特別徴収各種異動情報を一覧等で確認できること。</p>		-（論点なし）		
		3.5.14.	<p>賦課決定（変更）通知書・納入通知書・納付書作成 賦課処理の行われた対象者について、「<u>後期高齢者医療保険料額決定通知書</u>」または「<u>後期高齢者医療保険料額変更決定通知書</u>」、「<u>後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書</u>」または「<u>納入通知書（後期高齢者医療保険料額変更通知書）兼 特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書</u>」、「<u>納付書</u>」を出力できること。</p> <p>■帳票詳細要件 シート：賦課-01 ■ ■帳票詳細要件 シート：賦課-02 ■</p> <p>※1 他税科目等も合わせた取り組みとして、コンビニ納付等の多様な納付方法に対応している自治体が多いため、納付書に必要な項目は自治体ごとに異なる多様な納付方法への対応は、住民の利便性向上を目的とした取り組みであることから、納付書の帳票詳細要件を統一しないこととする。</p> <p><u>※2 各種通知書、納付書の発行一覧を出力できること</u> <u>※3 納入通知書について、以下の山分けができること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付方法（特徴、普徴（自主）、普徴（口座））単位 ・被保険者単位 ・相当年度単位 		<p>①賦課決定通知の取り扱いについては、主要論点の納入通知書の整理結果を踏まえて決定する。</p> <p>②※1の記載については、納付書に関する論点整理を経て別途修正予定。</p> <p>③各通知書出力対象者一覧の出力について追記した（※2）。本要件について、標準オプションとすることで問題ないか。</p> <p>④全期前納については、上記②の議論を踏まえて決定する。</p> <p>⑤納入通知書の山分けについて、介護保険の標準仕様書案と同様の要件を追記した（※3）。本要件について実装必須とすることで問題ないか。</p>	<p>■各通知書に対する作成対象者一覧も追加検討すべきと考える。 郵送や同封文書などを考慮し、山分けを行うことになるが、具体的な山分け条件も追加検討すべきと考える。 納付書については、様式を統一しないこととしているが、介護同様に、税務システムに準ずる形としてはどうか。 ■記載の内容で問題ないと考える。 なお、決定通知書、変更通知書について広域連合にて賦課を決定したという通知が必要でなければ廃止でよいと考える。</p>	<p>■納入通知書（後期高齢者医療保険料額変更通知書）兼 特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書の自治体名は広域連合？もしくは市町村なのでしょうか？ ■必要。 ■3.4.14と同様の内容となりますが、広域連合が決定した年間保険料額を通知するので、保険料額決定 ■変更通知書は必須に近いオプション機能だと考えました。 ■3.4.14でも記載したとおり、現在の運用では被保険者の利便性を考え、広域連合発行の決定通知書と市が発行する納入通知書を一業にして通知している。 したがって、後期高齢システムから決定通知書の帳票を発行することとなるため、この機能は必須と考える。 ■必要。 ■「後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通知書」、[後期高齢者医療保険料額変更決定通知書兼納入通知書]、[後期高齢者医療保険料額変更決定通知書兼特別徴収中止通知書]、[後期高齢者医療保険料額変更決定通知書兼特別徴収変更通知書]という名目で使用している。 ■「後期高齢者医療保険料額決定通知書」または「後期高齢者医療保険料額変更決定通知書」と「後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書」または「納入通知書（後期高齢者医療保険料額変更通知書）兼 特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書」と比較し、内容が変わらないのであれば、必要性はないと考えられる。 ■必要性を感じない</p>

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目（論点案）	構成委員ご意見の内容(バンダー)	構成委員ご意見の内容(自治体)
大分類	小分類						
		3.5.15.	<p>広域連合送付期割結果情報作成 広域連合向けの期割結果情報を作成できること。</p> <p>※1 期割情報（市区町村→広域連合）を作成すること。 ※2 作成した対象情報を管理できること。</p>	<p>広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に定められている。</p>	①機能ID3.2.5.の検討項目（論点案）と同様。	<p>■記載の内容で問題ないとする。</p> <p>※2については期割結果情報自体を修正することは事務上不要と考える（データ訂正する場合は期割情報自体を訂正すべき）。作成した期割情報は参照のみ出来れば十分であるため実装オプション扱いでよいと考える。</p>	<p>■青字部分についてはオプションで良いと思います。</p> <p>■出力したデータをバックアップできる状態であれば、システム上での情報管理は不要と考える。</p> <p>■オプションで良い</p>
		3.5.16.	<p>広域連合送付期割対象者確認 広域連合向けの期割結果情報を一覧等で確認できること。</p>		-(論点なし)		
3.6. 口座振替依頼		3.6.1.	<p>振替口座登録 住民から受領した口座振替申請書、および金融機関から受領した金融機関処理済の口座振替申請書（保険者保管分）を基に、口座振替用の口座情報を登録・照会・修正・削除できること。</p> <p>※1 口座振替用の口座情報を管理ができること。 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し表示している場合、登録・修正・削除の処理は対象外。</p>		<p><その他修正> 以下の記載は要件が重複しているため削除した。 「※1 口座振替用の口座情報を管理ができること。」</p>	<p>■後期高齢者医療以外の業務でも必要とする機能であるため、収納システムにて実装する機能と考える。</p> <p>■「口座システムを参照する運用の場合は対象外」といった記述を追加していただきたい。</p>	<p>■口座情報の履歴についても確認できることとされたい。</p>
		3.6.2.	<p>口座振替依頼情報作成 暫定賦課・確定賦課・異動賦課により賦課された保険料期割額について、保険料徴収に係る口座振替依頼データおよび、金融機関への口座振替依頼書を作成できること。</p> <p>※口座振替依頼書に関しては、全庁的にレイアウト等を統一している場合が多いこと等を考え、帳票詳細要件を定めないこととする。</p> <p>※1 他システムで振替依頼を実施している場合、本処理は対象外。</p>		<p>①全期前納の口座振替依頼の機能を、一部自治体では運用上必要と判断して標準オプションとして問題ないか。 なお、この機能を標準オプションとする場合、全期前納の対象者を管理する機能も標準オプションとして追加することとなる。</p>	<p>■全期前納の口座振替依頼について、追加検討すべきと考える。</p> <p>■後期高齢者医療以外の業務でも必要とする機能であるため、収納システムにて実装する機能と考える。</p> <p>■「口座システムを参照する運用の場合は対象外」といった記述を追加していただきたい。</p>	
		3.6.3.	<p>口座振替依頼情報確認 作成した口座振替依頼情報を一覧等で確認できること。</p> <p>※1 他システムで振替依頼を実施している場合、本処理は対象外。</p>		-(論点なし)	<p>■後期高齢者医療以外の業務でも必要とする機能であるため、収納システムにて実装する機能と考える。</p> <p>■「口座システムを参照する運用の場合は対象外」といった記述を追加していただきたい。</p>	

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目（論点案）	構成委員ご意見の内容(ベンダー)	構成委員ご意見の内容(自治体)
大分類	小分類						
		3.6.4.	<p>口座振替開始（変更）のお知らせ出力 口座振替依頼のあった対象者について、「口座振替開始（変更）のお知らせ」を出力できること。</p> <p>■帳票詳細要件 シート：賦課-03■</p> <p>※1 他システムで出力を実施している場合、本処理は対象外。</p>	<p>当要件にかかる運用を後期高齢支援システム以外（全庁的な取滞納システム等）にて実施する場合は、標準仕様の範囲外とし、実装オプションの要件として取り扱わないこととする。</p>	<p>①構成委員からのご意見は、実装必須と標準オプションとで分かれている。全自治体で必須ではないことから、標準オプションのまま問題ないか（介護保険の標準仕様書案でも標準オプションとされている）。</p>	<p>■「口座システムを参照する運用の場合は対象外」といった記述を追加していただきたい。</p>	<p>■現在、後期高齢システムより出力し送付しているため実装必須とされたいが、全庁的な取滞納システム等にて実施する場合は、実装不可でもかまいません。</p> <p>■必要。</p> <p>■オンライン発行と印刷委託両方の機能だと思いますが、実装必須にして選択機能にするのが良いと考えます。</p> <p>■本市では全庁的な取納システム等は使用しておらず、当要件はオプションではなく、標準仕様の範囲内として欲しい。</p> <p>■オプションでいいと思います。</p> <p>■オプションで良い</p>
3.7.納付方法変更		3.7.1.	<p>滞納情報確認 保険料徴収に係る滞納情報を照会できること。</p> <p>※1 他システムで照会可能な場合は対象外。</p>		<p>①構成委員意見を踏まえ、標準オプションとして未納状況（納期限未到来分）を追加して良いか。</p>	<p>■後期高齢者医療以外の業務でも必要とする機能であるため、取納システムにて実装する機能と考える。</p>	<p>■問い合わせ対応のため、滞納情報に未納状況（納期限未到来分）も加えて表示される仕様とされたい。</p>
		3.7.2.	<p>申出認定処理 納付方法変更の情報を認定、却下できること。 【管理項目】 ・申出年月日 ・認定結果 ・相当年度 ・特徴中止期 ・届出年月日 ・認定年月日 ・適用期間 等</p>		<p>①機能ID3.5.11.で※5を実装必須とした場合、本要件の管理項目の適用期間も実装必須となる。このため、機能ID3.5.11.の検討結果により、当該項目を実装必須とするか標準オプションとするか決定する（過去の履歴についても管理項目に適用期間を設けることで、管理することになると考える）。</p>	<p>■納付方法の変更については申請を認定したタイミングではなく申請を受けて特徴を中止する賦課更正が発生したタイミングにより特徴中止月が決定する。特徴中止月についても実装オプションでよいのではないか。</p>	<p>■過去の申出履歴も表示される仕様とされたい。</p> <p>■適用期間については適用を終了（特徴に戻す）する場合がありますので、必須に近い機能だと考えます。届出年月日と認定年月日についてはオプションで良いと思います。</p> <p>■システム上で記録して管理したいので、届出年月日 ■認定年月日 ■適用期間も管理項目として標準仕様の範囲内として欲しい。</p> <p>■オプションでいいと思います。</p> <p>■オプションで良い</p>
3.8.減免・猶予管理		3.8.1.	<p>徴収猶予情報登録 広域標準システムで決定した徴収猶予の情報を登録・照会・修正・削除ができること。 広域連合における徴収猶予の決定を受けて、その徴収猶予に関する決定内容を登録・修正・削除できること（延滞金計算および督促抑止に関して活用するため）。</p> <p>【管理項目】 ・被保険者※1（被保険者番号、氏名、住所） ・相当年度※2、賦課年度※2 ・申請年月日 ・決定内容（登録／取消） ・徴収猶予決定明細（期別、保険料額、徴収猶予申請日、徴収猶予期限日） ・納付誓約決定明細（期別、保険料額、納付誓約日、納付誓約期限日） 等</p> <p>※1 住民記録情報等と連携している場合、被保険者に関する情報の登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠。 ・相当年度：保険料賦課の対象となる年度 ・賦課年度：保険料の賦課決定をした年度</p>		<p>①要件を明確にするため、以下の記載に変更した。「広域連合における徴収猶予の決定を受けて、その徴収猶予に関する決定内容を登録・修正・削除できること（延滞金計算および督促抑止に関して活用するため）。」</p> <p>②管理項目について追記した。追記内容に問題ないか。</p>	<p>■徴収猶予情報は、広域連合との外部インターフェース仕様書のどれに該当するのでしょうか。</p> <p>■広域標準システムで決定した徴収猶予の情報を取り込むインターフェースが存在しないため、実装不要でよいのではないか。</p> <p>■後期高齢者医療以外の業務でも必要とする機能であるため、取納システムにて実装する機能と考える。</p>	

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目（論点案）	構成委員ご意見の内容（バンダー）	構成委員ご意見の内容（自治体）
大分類	小分類						
		3.8.2.	<p>納付誓約書出力 徴収猶予を決定した者、および納期限までに保険料の納付が困難であると申し出て納付誓約を行った者に対し、「後期高齢者医療保険料 納付誓約書」が出力できること。</p> <p>■帳票詳細要件 シート：賦課-04■</p> <p>※1 他システムで出力可能な場合は対象外。</p>		①構成委員からのご意見は、実装必須と標準オプションとで分かれている。全自治体で必須ではないことから、標準オプションのまま問題ないか。		<p>■現在、納付誓約書及び分納誓約書を出力し双方（申出者・市）で保管する運用としているため実装必須とされたい。</p> <p>※本市の納付誓約書の内容は実質的に分納誓約であるため、当該納付誓約書の使用頻度は少ないと思われる。</p> <p>■オプションで良いと思います。</p> <p>■オプションで構わない。</p> <p>■オプションでいいと思います。</p> <p>■標準オプションで良い</p>
3.9.	所得照会書・簡易申告書発行	3.9.1.	<p>所得・課税異動情報登録 「所得照会書」「簡易申告書」の回答をもとに、所得・課税情報の異動更新（登録・照会・修正・削除）を行えること。</p> <p>※1 手動での更新の際、住民記録情報との整合性チェックを行い、誤入力等を抑止できること。</p>		<その他修正> 機能ID3.4.1.と要件が同一のため削除した。	<p>■住民記録情報との整合性チェックとは、どんなチェックを想定しているのでしょうか。</p> <p>■所得照会書、簡易申告書を広域連合から送付し、回答内容を登録する運用に統一されるのであれば、実装必須の機能ではなくなると考える。</p> <p>■「所得照会書」、「簡易申告書」の回答結果については広域総合システムへ直接更新する運用にすべきではないか。</p> <p>■青字部分についてはオプションで良いと思います。</p>	<p>■現在、被保険者の所得、課税異動情報更新は必要に応じて広域標準システムに手動にて行っております。</p> <p>■これまで税務部門（住民税課税）が所得、課税情報の更新を行っていたが、後期支援システムにおいても移動更新が行える環境を整えられるのか伺う。</p> <p>現在、標準システム（広域連合）の賦課業務において所得を入力することが可能。</p> <p>■青字部分についてはオプションで良いと思います。</p> <p>■現状として所得照会や簡易申告の回答をもとにした所得入力広域連合所管の標準システムにのみ入力しており、入力したデータについても後期高齢システムへの連携は行われていない。</p> <p>したがって現状としては後期高齢システムへの所得入力は想定していないが、必須機能として所得■課税情報の異動更新（登録・照会・修正・削除）が実装されるのであれば、誤入力を抑止機能があるのが望ましい。</p> <p>■必要。</p> <p>■オプションで良い</p>
		3.9.2.	<p>所得・課税異動対象者確認 所得・課税異動情報の更新対象者を一覧等で確認できること。</p>		<その他修正> 機能ID3.4.2.と要件が同一のため削除した。	<p>■所得照会書、簡易申告書を広域連合から送付し、回答内容を登録する運用に統一されるのであれば、実装必須の機能ではなくなると考える。</p>	
		3.9.3.	<p>広域連合送付所得・課税情報作成 所得・課税情報（市区町村→広域連合）を作成できること。</p> <p>※1 抽出対象(年次) 被保険者および世帯構成員の異動情報 年齢到達予定者および世帯構成員の情報（世帯単位） 74歳以上の転入者および世帯構成員の情報（世帯単位） 65歳以上75歳未満で、申請により被保険者となった住民及び世帯構成員の情報（世帯単位） 65歳以上75歳未満で、障害認定者の広域内他市区町村からの転入者及び世帯構成員の情報（世帯単位）</p> <p>※2 抽出対象(月次) 上記※1に加えて、広域連合に送付済みの住民に対して異動が発生した場合、その異動情報</p> <p>※3 必要に応じて、上記以外の条件でも作成できること。</p> <p>※4 作成した対象情報を管理することができること。</p>	<p>広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。</p>	<その他修正> 機能ID3.4.3.と要件が同一のため削除した。	<p>■市区町村→広域連合の所得・課税情報のデータ作成対象としては「2.1.4.」で住民基本台帳情報の連携対象となる方という記載があった方がよいのではないか。</p> <p>■所得照会書、簡易申告書を広域連合から送付し、回答内容を登録する運用に統一されるのであれば、実装必須の機能ではなくなると考える。</p> <p>■「必要に応じて、上記以外の条件でも作成できること」といった表記は抽象的であるため、運用のパターンや条件などを明記していただきたい。</p>	<p>■青字部分についてオプションで良いと思います。</p> <p>■他条件での作成ができる機能は必須。</p> <p>出力したデータをバックアップできる状態であれば、システム上での情報管理は不要と考える。</p> <p>■必要。</p> <p>■オプションで良い</p>

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目（論点案）	構成委員ご意見の内容(ベンダー)	構成委員ご意見の内容(自治体)
大分類	小分類						
		3.9.4.	広域連合送付所得・課税対象者確認 広域連合向けの所得・課税情報を一覧等で確認できること。		<その他修正> 機能ID3.4.4.と要件が同一のため削除した。	■所得照会書、簡易申告書を広域連合から送付し、回答内容を登録する運用に統一されるのであれば、実装必須の機能ではなくなると考える。	
		3.9.6. 3.9.1.	所得照会書・簡易申告書発行 「所得照会書」「簡易申告書」を作成できること。 ※1 広域標準システムにて「所得照会書」「簡易申告書」を出力するが、後期高齢支援システムでも出力できること。	紙の所得照会書、簡易申告書は広域標準システムで出力可能となっているため、当該機能を市町村支援システムに具備している必要性はないと考えている。 実装不可とした場合、広域標準システムの外部インタフェース仕様書に規定されている当該インタフェースを廃止するかについて、広域標準システムへの申し送り事項として良いか。 なお、所得照会書を残す場合、共通要件として「自治体住所辞書」の管理が必要となる。	①構成委員のご意見は実装不要という意見が大半を占めている。また、所得照会については原則情報照会を利用する方針であること、および広域連合との二重開発防止の観点から、所得照会書の発行機能については「実装不可」として規定することで問題ないか。 実装不可とした場合、広域標準システムの外部インタフェース仕様書に規定されている当該インタフェースを廃止するかについて、広域標準システムへの申し送り事項として良いか。 ②簡易申告書発行については必要であるという一部の意見を踏まえ、標準オプションとして残す形が良いか。（この部分の運用は紙運用が残っている）	■広域連合→市区町村の広域標準システム所定の外部インタフェースとして所得照会書・簡易申告書情報が存在しているため、実装オプションとするのが妥当ではないか。 ■必要ないと考えます。 広域連合標準システムからの出力では、所得照会が遅くなるため、後期高齢支援システムから出力してほしいというご要望がありました。 ■後期高齢支援システムでは発行機能は不要と考える。 ■右記の通り、実装必須にする必要はないと思います。 ■広域標準システムで出力できるのであれば後期高齢支援システムで機能を設ける必要はないと考えている。 ■標準システムが備えてる機能なので、後期高齢支援システムで出力する必要は無いと考えます。	■支援システムで出力する必要はないと考える。 ■右記の通りだと思いますので、実装の必要性は低いと考えます。 参考情報として、別アンケートに記載しましたが、当自治体では広域標準システムから還元される対象者情報を後期DBの情報を付加・活用して、Excelで対象者情報を整理して差し込み印刷・出力して発送しています。 ■広域標準システムにて出力可能なので必要性はない ■不要と考える。 ■必要。 ■広域標準システムにて「所得照会書」「簡易申告書」を出力しているので不要。 ■広域標準システムにて出力するだけで問題がないため、必要性はないと考えられる。 ■オプションが良い

機能・帳票要件 後期高齢支援システム (4. 保険料収納)

<ul style="list-style-type: none"> ・黒字： (類型1) 事務局案で実装必須 ・赤字(太字)： (類型2) 事務局案で実装不可 ・青字(斜字)： (類型3) 事務局案で標準オプション ・緑字(下線)： 必要性について疑義がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・オレンジ(二重下線)： 前回提示時からの追加・変更点
--	---

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目(論点案)	構成委員ご意見の内容(ベンダー)	構成委員ご意見の内容(自治体)
大分類	小分類						
4. 保険料収納	4.1. 保険料収納共通管理	4.1.1.	<p>保険料納付原簿への記録事項を中心とした、被保険者の保険料収納状況に関する情報を登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者※1(被保険者番号、氏名、生年月日、性別、住所) ・収納状況(相当年度※2、賦課年度※2、賦課管理番号、期別、収納額(保険料、督促手数料、延滞金)、未納額(保険料、<u>督促手数料</u>、<u>延滞金</u>)、納期限、収納年月日※2、過誤納金額、還付済額、<u>還付未済額</u>、還付年月日、充当額(保険料、督促手数料、延滞金)、充当先期別、充当年月日) ・納入方法(納付書払い/口座振替/特別徴収) ・振替口座情報(金融機関名、金融機関支店名、口座種目、口座番号、口座名義人)等 <p>※1 被保険者に関する情報は、広域連合標準システムと連携しているため、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相当年度：保険料賦課の対象となる年度 ・賦課年度：保険料の賦課決定をした年度 <p><u>・収納年月日：市町村に保険料が収められた年月日</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収年月日：被保険者が保険料を支払った年月日(特別徴収=年金から天引きを行った日付 収納消込(口座振替)=金融機関から引落しを行った日付 収納消込(窓口)=被保険者が保険料を支払った日付) 		<p>①延滞金額は実装必須とのご意見が多いため、標準オプションから実装必須に変更して問題ないか。また、介護保険の標準仕様書案では、還付未済額および督促手数料も必須とされているため、同様に実装必須として良いか。</p> <p>②管理項目として、以下を実装必須として追加して良いか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収年月日※2 ・法定納期限(普徴・特徴) ・過誤納発生年月日 ・時効年月日 ・徴収方法 <p>③ご意見の通り、収納年月日の説明について、※2に以下の記載を追記した。 「・収納年月日：市町村に保険料が収められた年月日」</p>	<p>■管理項目にある「督促手数料」「延滞金」「還付未済額」は実装オプションではなく、実装必須のほうがいい。</p> <p>■管理項目に以下の項目を追加してはどうか。 「領収年月日」 「法定納期限(普徴/特徴)」 「過誤納発生年月日」 「時効年月日」 「徴収方法」</p> <p>■「※2」の「収納年月日」の説明書きが、「領収年月日」になっていますが、誤記でしょうか？</p>	<p>■収納年月日に※2がついているが下の方にある※2は領収年月日となっているが＝という想定？ 収納年月日(役所へ収入のあった日)はないのでしょうか？ 送付先情報はここでは必要ないのでしょうか？(編集は別でする想定でもよいが表示してほしい) 世帯全員の状況は確認可能でしょうか？ ワンクリックの操作でも構わないが、リンクがほしい (納付状況を夫婦併せて説明することがあるため) 広域連合への報告用に年、月単位で確認可能でしょうか？</p> <p>■延滞金については法で徴収しないとならないと規定されていると思いますので、実装必須だと考えます。 仕様書案4行目に記載の「収納年月日」は「領収年月日」の事を指しますか？</p> <p>参考情報として、現行システムでは「収納年月日」「領収年月日」の両方を管理しています。延滞金や加算金の計算において、「領収年月日」が必要になるが、正確な日付を持っていないという課題があります。正確な日付を持つ■もしくは正確な日付に修正ができて、再計算ができる仕様になることを希望いたします。 その他青字部分については、オプションで良いと思います。</p> <p>■前提として、収納状況の照会画面で賦課額(当日時点で計算された延滞金額も含む)も確認可能であることは必須と考える。 賦課額が確認可能であれば、延滞金未納額はオプションのまま構わない。 還付未済額についてはオプションで構わないが、過誤納金額のうち「既に還付決定された金額」は確認可能であることが望ましいと考える。 督促手数料は徴収していないので、オプションで構わない。 ■オプションでないほうがと思います。 ■オプションで良い</p>
		4.1.2.	指定された年度分の収納情報を管理し、完納分も含めた収納履歴を照会できること。		- (論点なし)		
		4.1.3.	<p>随時、納付書の再発行ができること。</p> <p>※他税目等も合わせた取り組みとして、コンビニ納付等の多様な納付方法への対応を行っている自治体が多いため、納付書に必要な項目は自治体毎に異なる。多様な納付方法への対応は、住民の利便性向上を目的とした取り組みであることから、納付書の帳票詳細要件を定めないこととする。</p>		- (論点なし)		
		4.1.4.	<u>複数期別を一括した納付書や、各期別の一部を指定した納付書を作成できること。また、一括した納付書や一部を指定した納付書にて収納消込が行えること。</u>		<p>①構成委員からのご意見は、実装必須・標準オプションとで分かれている。また、税の標準仕様書案では実装必須、介護保険の標準仕様書案では標準オプションとなっており、各システムでの判断が分かれているが、全自治体で必須ではないことから、標準オプションのまま問題ないか。</p> <p>②一部内入金収納の対応のために出力する納付書については、保険料、延滞金、督促料を期別保険料額によらず入力して出力できることという要件を標準オプションとして追記して良いか。</p>	<p>■税標準仕様(収納管理)の機能要件6.1.11.合算納付書は、実装すべき機能となっているため、オプション機能ではなく同様に実装すべき機能とすべきではないか。</p>	<p>■複数期別を一括した納付書の運用を行っている。また、各期別の一部を指定した納付書は分納に必要なため実装必須とされたい。 ■オプションで良いと思います。ただし、あったら利便性はかなりあると思います。 ■必須機能と考える。 ■オプションで良いと思います。 ■標準オプションで良い</p>

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目（論点案）	構成委員ご意見の内容(ベンダー)	構成委員ご意見の内容(自治体)
大分類	小分類						
		4.1.5.	<p>収納消込データに関して登録・修正・削除・照会ができること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者※1（被保険者番号、氏名） ・収納消込情報（相当年度※2、賦課年度※2、賦課管理番号、期別、収納年月日※2、納入方法（窓口納付／コンビニ納付等）、消込エラー有無、収納額（保険料、延滞金、督促手数料）、領収年月日※2）等 <p>※1 被保険者に関する情報は、広域連合標準システムと連携しているため、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相当年度：保険料賦課の対象となる年度 ・賦課年度：保険料の賦課決定をした年度 ・収納年月日：市町村に保険料が取められた年月日 ・領収年月日：被保険者が保険料を支払った年月日（ 特別徴収＝年金から天引きを行った日付 収納消込（口座振替）＝金融機関から引落しを行った日付 収納消込（窓口）＝被保険者が保険料を支払った日付） <p>※3 <u>他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。</u> <u>他システムを参照し表示している場合は登録・修正・削除の処理は対象外。</u></p>		<p>①管理項目として、以下を実装必須として追加して良いか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収方法 ・口座振替不能情報（保険料、理由、取扱期限、当初の納期限、振替不能期別に対する納入通知書の通知書番号） <p>②消込エラー有無についてはデータ移行時に不要な項目となるという観点から、標準オプションに変更して良いか。</p> <p>③普通収納の場合の納付場所について、管理項目に標準オプションとして追加して良いか。</p>	<p>■管理項目に以下を項目を追加してはどうか。</p> <p>「徴収方法」 「口座振替不能情報（保険料、理由、取扱期限、当初の納期限、振替不能期別に対する納入通知書の通知書番号）」 また、データ要件（デジタル庁整理）との関連となるが、データ移行の観点で見つた場合、管理項目「消込エラー有無」は削除してよいと考える。 →消込エラー対応済の状態での移行を標準とし、データ要件（管理項目）としては定義しない位置づけでよいと考える。 （そうでないと、収納消込以外の業務でもエラー情報を管理項目とする必要があるか？という検討も必要となると思われる）</p> <p>■「※ 収納消込システム等を参照し表示している場合は登録、修正、削除の処理は対象外」といった補足事項が必要ではないか。</p>	<p>■納入方法は、納付場所も管理可能でしょうか？ 広域連合への報告用に年、月単位で確認可能でしょうか？</p>
		4.1.6.	<p>収納消込データにおける二重消込等のエラーチェックが行えること。</p>		-（論点なし）		
		4.1.7.	<p>収納消込データにおける過不足等の確認が必要なデータのチェックが行えること。</p>		-（論点なし）		
		4.1.8.	<p>収納消込情報を抽出し、結果を一覧等で確認できること。</p>		-（論点なし）		
4.2. 収納消込（自主納付）		4.2.1.	<p>収納消込データ取込 保険料徴収に係る収納消込（自主納付）データを取り込めること。</p>		-（論点なし）		
		4.2.2.	<p>収納消込結果確認 保険料徴収に係る収納消込（自主納付）結果情報を照会できること。</p>		-（論点なし）		
		4.2.3.	<p>収納消込データ修正 収納消込データに関して修正・削除ができること。</p> <p>※1 <u>他システムを参照し表示している場合は修正・削除の処理は対象外。</u></p>		-（論点なし）	<p>■「※ 収納消込システム等を参照し表示している場合は登録、修正、削除の処理は対象外」といった補足事項が必要ではないか。</p>	
		4.2.4.	<p>広域連合送付収納情報作成 広域連合向けの収納情報を作成できること。</p>	<p>広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。</p>	-（論点なし）		
		4.2.5.	<p>広域連合送付収納対象者確認 広域連合向けの収納情報を一覧等で確認できること。</p>		-（論点なし）		
		4.2.6.	<p><u>コンビニ収納情報等取込</u> <u>コンビニ納付等、多様な納付方法に対応していること。</u></p> <p>※1 <u>コンビニ納付に対応する場合、速報・確報情報を管理できること。</u> <u>速報・確報情報を照会することができること。</u></p> <p>※2 <u>多様な納付方法に対して仮消込状態を登録、管理し管理画面から本更新ができること。</u></p>		<p>①多様な納付方法という表現が曖昧なため、WTにおける主要論点の整理の結果を踏まえて修正する予定です。</p>	<p>■「コンビニ納付等、多様な納付方法」を具体化して記載した方がよいと思われる。</p> <p>■金額等）が出力される仕様とされたい。</p> <p>■オプションで良いと思います。ただし、コンビニ納付を採用している自治体は多いかと思えます。コンビニ納付が実装される場合は速報分も同一の画面</p> <p>■標準仕様において「多様な」といった要件の範囲が定まらない表記方法は避けるべきではないか。</p> <p>■コンビニ納付のみであれば、税標準仕様（収納管理）の機能要件2.1.8.消込処理（コンビニ納付■スマートフォン納付）は、実装すべき機能となっているため、オプション機能ではなく同様に実装すべき機能とすべきではないか。</p> <p>■他のMPNやクレジット納付については、導入団体数も少なく、実装すべき機能で問題ないと考えている。</p>	<p>■取込後、集計表(収納日■科目■コンビニ名■件数■金額等)が出力される仕様とされたい。</p> <p>■オプションで良いと思います。ただし、コンビニ納付を採用している自治体は多いかと思えます。コンビニ納付が実装される場合は速報分も同一の画面</p> <p>■機能にて管理できるのが望ましいです。</p> <p>■必須機能と考える。</p> <p>■必須にさせていただきたい。また、納付書のレイアウトも標準仕様としていただきたい。納付書のレイアウト変更は銀行やコンビニ業者などとの調整に多大な労力がかかるため。</p> <p>■標準オプションで良い</p>

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目（論点案）	構成委員ご意見の内容(ベンダー)	構成委員ご意見の内容(自治体)
大分類	小分類						
4.3. 収納消 込（口 座振 替）	4.3.1.	口座振替依頼結果取込 保険料徴収に係る口座振替依頼結果データを取り込めること。			-（論点なし）		
	4.3.2.	口座振替依頼結果確認 保険料徴収に係る口座振替依頼結果情報を照会できること。			-（論点なし）		
	4.3.3.	口座振替不能通知書作成 口座振替不能となった期別に対し、「後期高齢者医療保険料 口座振替不能通知書」が出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：収納-01■			①要件の誤認が無いよう、標準オプションとして以下の記載を追記して良いか。 ※ 一括出力もできること	■単件出力／一括出力の両方に対応と記載すべき。	■対象者データも出力(PDF/CSV形式)される仕様とされたい。
	4.3.4.	<u>口座振替結果通知書出力</u> <u>被保険者に口座振替結果が正常であった内容を通知するための口座振替納入済通知書を出力できること。</u>	介護保険の機能・帳票要件では以下理由により実装不可となっている。 納付証明のための帳票は「4.7 納付証明書発行」として要件があり、運用上、口座振替結果の取込後に処理結果を通知する目的で通知書を発行する運用が行われていないため実装不可とする。	①実装不可で良いというご意見があり、介護保険の標準仕様書案では運用実態がないため実装不可と規定されている。しかし、今回ヒアリングを行った自治体では運用実態があったため、本要件については標準オプションとするでよいか。	■実装不可で良いと考えます。 ■弊社パッケージで対応している機能と管理項目に相当しておりますが、済通知の出力は行っていない自治体も多い認識であり、オプションまたは不要とすることが妥当と思われる。 ■右記の通り、実装必須とする必要はないと思います。 ■介護保険と同様の理由から実装不可として良いと考えている。	■口座振替結果通知書の発送はしていない。 ■必要 ■口座振替結果通知書出力機能は不要と考えている。 ■通常であれば異常より正常件数の方が多数だと思えますし、異常の場合のみ不納通知書が出力された方が運用しやすいと思います。各自治体や本機能を実装しているシステムベンダーから強い要望がなければ、実装の必要性は低いと考えます。 ■口座振替結果が正常であった通知は送付する必要性を感じない。 ■本市では、口座振替結果は年一回まとめて通知書を送付している。納付証明書と異なり、期別毎の振替額、振替日が記載されているので、領収書代わりに見てもらっている。再振替を行った場合はこれがないと整合性の確認が取れないため、必須機能としていただきたい。 ■不要。 ■当自治体では通知していない。 ■現在、本町では口座振替結果が正常に行われた場合には結果通知書は送付していない。そのため、この機能の必要性はないと考えられる。 ■必要性を感じない	
	4.3.5.	<u>口座振替不能納付書出力</u> <u>口座振替不能となった期別に対し、口座振替不能分の納付書が出力できること。</u> ※1他税科目等も合わせた取り組みとして、コンビニ納付等の多様な納付方法への対応を行っている自治体が多いため、納付書に必要な項目は自治体毎に異なる。多様な納付方法への対応は、住民の利便性向上を目的とした取り組みであることから、納付書の帳票詳細要件を定めないこととする。		①構成委員からのご意見は、実装必須・標準オプションとで分かれている。また、税の標準仕様書案では実装必須、介護保険の標準仕様書案では標準オプションとなっており、各システムでの判断が分かれているが、全自治体で必須ではないことから、標準オプションのまま問題ないか。 ②要件の誤認が無いよう、標準オプションとして以下の記載を追記して良いか。 ※ 一括出力もできること	■単件出力／一括出力の両方に対応と記載すべき。また、他税科目等も合わせて全庁的に納付書のレイアウトを統一することを想定し、税務システム標準仕様書への準拠を検討してもよいと考えます。 ■税標準仕様（収納管理）の帳票要件No38_口座振替不能通知兼納付書（専用紙）は実装すべき機能となっているため、オプション機能ではなく同様に実装すべき機能とすべきではないか。	■当市では、口座振替不能通知と納付書一体型の様式で運用している。今回納付書の様式を定めないのであれば、現行の一体型様式(上部：通知書 下部：納付書)の上部の通知書のみ定めるのは可能でしょうか？ ■必要 ■左記の内容で良いと思います。 ■オプションではなく必須希望 ■オプションで構わない。 ■オプションでいいと思います。 ■オプションが良い	
4.3.6.	<u>口座再振替依頼</u> <u>預金残高不足等により口座振替不能となった期別に対し、口座再振替依頼を行えること。</u>		①構成委員からのご意見は、実装必須・標準オプションとで分かれている。また、税の標準仕様書案では実装必須、介護保険の標準仕様書案では標準オプションとなっており、各システムでの判断が分かれているが、全自治体で必須ではないことから、標準オプションのまま問題ないか。	■税標準仕様（収納管理）の帳票要件No41_再振替のお知らせ（汎用紙）は、実装すべき機能となっているため、オプション機能ではなく同様に実装すべき機能とすべきではないか。	■当市では、口座再振替依頼は行っていない。 ■オプションで良いと思います。 ■必須機能と考える。実際に再振替を行うかどうかはパラメタ設定可能であることが望ましい。 ■オプションでいいと思います。 ■オプションが良い		
4.3.7.	広域連合送付収納情報作成 広域連合向けの収納情報を作成できること。	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。		-（論点なし）			
4.3.8.	広域連合送付収納対象者確認 広域連合向けの収納情報を一覧等で確認できること。			-（論点なし）			
4.4. 収納消 込（特 別徴 収）	4.4.1.	特別徴収結果情報取込 国保連合会経由で年金保険者から通知された、以下の特別徴収に関する通知情報を取り込めること。 ・後期特別徴収結果情報 【管理項目】（各情報共通） ・国保連合会とのインターフェースに準拠			-（論点なし）		

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目（論点案）	構成委員ご意見の内容(ベンダー)	構成委員ご意見の内容(自治体)
大分類	小分類						
						(※行を追加しております。) 下記要件を追加すべきと考える。 ----- 「特別徴収結果情報」の他制度への連携について後期システムを特別徴収窓口とする場合、以下の特別徴収結果に関する情報を取り込み、介護保険■国保システムに連携できたほうがよい。 ■介護保険特別徴収結果情報 ■国保特別徴収結果情報	
		4.4.2.	特別徴収消込結果確認 保険料徴収に係る特別徴収消込結果を一覧等で確認できること。		- (論点なし)		■偶数月（保険料の払い込みが発生する月）については、払込のある年金の種類と払込額が一覧で確認できる仕様とされたい。
		4.4.3.	広域連合送付収納情報作成 広域連合向けの収納情報を作成できること。	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。	- (論点なし)		
		4.4.4.	広域連合送付収納対象者確認 広域連合向けの収納情報を一覧等で確認できること。		- (論点なし)		
4.5. 還付・ 充当		4.5.1.	過誤納情報確認 還付・充当処理に繋げるために、過誤納金の発生状況を確認できること。		- (論点なし)		■過誤納金が発生している場合は、目立つように表示される仕様とされたい。
		4.5.2.	還付・充当登録 過誤納金に対する還付・充当内容および、還付金の支払いに関して登録・修正・削除・照会ができること。 【管理項目】 ・被保険者※1（被保険者番号、氏名） ・過誤納発生事由（賦課更正／二重納付等） ・相当年度※2、賦課年度※2、賦課管理番号、 <u>歳入／歳出</u> ・過誤納金額合計、充当金額合計、還付加算金合計、還付金額合計 ・過誤納金の内訳（期別、特別徴収保険料、普通徴収保険料、督促手数料、延滞金、収納額（保険料、延滞金、督促手数料）、領収年月日※2、過誤納金額、年金返納額） ・還付（還付済額、還付未済額、還付加算金） ・充当情報（相当年度※2、賦課年度※2、充当先期別、充当金額（保険料、督促手数料、延滞金）、充当処理年月日） ・ <u>過誤納金が発生した納入通知書の通知書番号</u> ・口座情報（金融機関名、金融機関支店名、口座番号、口座名義人） ・還付情報（相当年度※2、賦課年度※2、賦課管理番号、期別、還付済額、還付未済額、還付加算金、還付処理年月日） 等 ※1 被保険者に関する情報は、広域連合標準システムと連携しているため、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠。 ・相当年度：保険料賦課の対象となる年度 ・賦課年度：保険料の賦課決定をした年度 ・領収年月日：被保険者が保険料を支払った年月日（ 特別徴収＝年金から天引きを行った日付 収納消込（口座振替）＝金融機関から引落しを行った日付 収納消込（窓口）＝被保険者が保険料を支払った日付） <u>※3 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。</u> <u>他システムを参照し表示している場合、修正・削除の処理は対象外。</u>		①管理項目として、以下を実装必須として追加して良いか。 ・徴収方法 ・過誤納発生年月日 ・支出決定日 ・還付請求書の発行年月日 ・受付年月日 ・申請者（氏名、住所、電話番号、被保険者との関係） ②管理項目として、以下を標準オプションとして追加して良いか。 ・相続人氏名、住所等（過誤納発生事由が死亡の場合） 「消滅時効起算日」 ■「※ 収納消込システム等を参照し表示している場合は登録、修正、削除の処理は対象外」といった補足事項が必要ではないか。 ③以下の要件を標準オプションとして追加して良いか。 一括処理にて過誤納金に対する自動充当を行う場合、自動充当対象とする納期到来分の未納期別の範囲を指定できること。 ※ 自動充当の対象としない対象者被保険者を個別に指定できること	■管理項目に以下の項目を追加してはどうか。 「徴収方法」 「過誤納発生年月日」 「支出決定日」 「振込予定日」 「還付請求書の発行年月日」 「受付年月日」 「申請者（氏名、住所、電話番号、被保険者との関係）」 「相続人氏名、住所等（過誤納発生事由が死亡の場合）」 「消滅時効起算日」 ■「※ 収納消込システム等を参照し表示している場合は登録、修正、削除の処理は対象外」といった補足事項が必要ではないか。	■青字で記載の項目についてはオプションで良いと思います。 ■予算会計との整合を図るため、歳入／歳出区分は必須と考える。 過誤納金が発生した納入通知書の通知書番号はオプションで構わない。 ■オプションでないほうがと思います。 ■オプションで良い
		4.5.3.	還付（充当）通知書作成 保険料の還付および充当が発生する被保険者について、「後期高齢者医療保険料還付（充当）通知書」を出力することができること。また、保険料の還付がなく、充当のみ発生する被保険者について、「後期高齢者医療保険料充当通知書」を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：収納-02 ■ ■帳票詳細要件 シート：収納-03 ■		①要件の誤認が無いよう、標準オプションとして以下の記載を追記して良いか。 ※ 一括出力もできること	■単件出力／一括出力の両方に対応と記載すべき。	■外部委託用のCSV形式ファイルや個別にオンライン印刷が可能な仕様とされたい。 ■オプション機能になると思いますが、被保険者死亡の場合、申立書もオンライン出力することは可能でしょうか？ 転出後に死亡することもあるので、ボタン等を選択することにより宛名に自動で「ご相続人様」が表示されたり、申立書発行ができるかと良いと考えました。

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目（論点案）	構成委員ご意見の内容(ベンダー)	構成委員ご意見の内容(自治体)
大分類	小分類						
		4.5.4.	<p>還付口座登録 住民から受領した「還付請求書」および、「還付・充当希望確認票」をもとに還付用の口座情報を登録・照会・修正・削除できること。</p> <p><u>※「還付用の口座情報を管理ができること」</u> <u>※「他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。」</u> <u>他システムを参照し表示している場合、登録・修正・削除の処理は対象外。</u></p>		<p><その他修正> 以下の記載は要件が重複しているため削除した。 「※1 還付用の口座情報を管理ができること。」</p>	<p>■「※ 収納消込システム等を参照し表示している場合は登録、修正、削除の処理は対象外」といった補足事項が必要ではないか。</p>	<p>■還付・充当希望確認票の運用はしていない。口座振替申請書にバーコードが印字してあり、読み取ることで対象者を検索できる機能がある。口座振替申請書の様式はあるのでしょうか。もしくは、口座振替申請書というのは保険料の引き落とし用の口座が登録されていれば、それを転用？するという考えなのではないか？（当市ではそのような運用はしていないため確認） ■青字部分について実装必須でも問題ないかと思いません。 ■業務フローでは、還付用口座を把握していない方からは還付請求書を提出してもらうこととなっている。受領するのは口座振替委申請書ではなく、還付請求書ではないか。 還付■充当希望確認票はオプションで構わない。 ■オプションでいいと思います。 ■オプションで良い</p>
		4.5.5.	<p>還付金口座振込依頼情報作成 保険料還付に係る口座振込依頼データおよび、金融機関への口座振込依頼書を作成できること。</p> <p>※口座振込依頼書に関しては、全庁的にレイアウト等を統一している場合が多いこと等を考え、帳票詳細要件を定めたいこととする。</p>		<p>①作成するデータフォーマットについては、税の標準仕様書案では全銀フォーマットと記載されている。ただし、構成委員ご意見のとおり、みずほ銀行とデータ授受を行っている場合はみずほ銀行指定フォーマットを要求されるところのため、その要求を吸収できる要件を標準オプションとして追加して良いか。</p>		<p>■全庁的に市独自の口座振込依頼データ作成ツール(Excel)を用いている。 ■口座振込における依頼データ及び依頼書について担当者による作成はしていない。振込を行う際、会計窓口において伝送処理にて対応している。実装なし。 ■口座振込依頼データ作成後に金融機関へのデータ受渡しまでに修正できる機能があれば利便性があるかと思えますので、オプション機能として検討は可能でしょうか？ また、当自治体での国保標準システムへ移行中で、その際の要件定義時に「全銀協フォーマットでは対応できない」と取り纏めているみずほ銀行から指摘がありました。特別区はみずほ銀行とのやり取りである認識のため、任意のフォーマットで口座振り込み依頼データを作成できるようになればよいかと思えます。</p>
		4.5.6.	<p>広域連合送付収納情報作成 充当を契機として広域連合向けの収納情報を作成できること。</p>	<p>広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。</p>	- (論点なし)		
		4.5.7.	<p>広域連合送付収納対象者確認 広域連合向けの収納情報を一覧等で確認できること。</p>		- (論点なし)		
		4.5.8.	<p>還付請求書出力 還付が発生している被保険者に対し、還付口座等の情報を記入するための、「還付請求書」が出力できること。</p> <p>■帳票詳細要件 シート：収納-04■</p>		<p>①要件の誤認が無いよう、標準オプションとして以下の記載を追記して良いか。 ※ 一括出力もできること ②構成委員からのご意見は、実装必須・標準オプションとで分かれている。また、税の標準仕様書案では実装必須、介護保険の標準仕様書案では標準オプションとなっており、各システムでの判断が分かれているが、全自治体で必須ではないことから、標準オプションのままでも問題ないか。</p>	<p>■単件出力／一括出力の両方に対応と記載すべき。 ■税標準仕様（収納管理）の帳票要件No77「還付請求書（郵送）」は、実装すべき機能となっているため、オプション機能ではなく同様に実装すべき機能とすべきではないか。</p>	<p>■還付が発生している被保険者に対しては、口座振替申請書を送付している。 また、委託データが作成されるようにされたい。 ■実装必須でも問題ないかと思えます。 ■実装していただきたい ■オプションで構わない。 ■オプションでいいと思います。 ■オプションで良い</p>
		4.5.9.	<p>還付・充当希望確認票作成 保険料の還付および充当が発生する被保険者について、還付か充当するかの希望を確認する「後期高齢者医療保険料還付・充当希望確認票」が出力できること。</p> <p>■帳票詳細要件 シート：収納-05■</p>		<p>①構成委員からのご意見は、実装必須と標準オプションとで分かれている。全自治体で必須ではないことから、標準オプションのままでも問題ないか。</p>	<p>■運用は団体により異なると思われる、オプションが相当であると考える。 ■帳票レイアウトには充当も行えますと記載があるが、充当する場合は、電話連絡等をしないと見えないように見える。実装するのであれば、充当する明細を決めて返信できるようにし残額を還付する等の記載を行った方がよいのではないか。</p>	<p>■還付・充当希望確認票の運用はしておらず、基本的には本人からの申出や滞納状況のみで充当するか判断している。 ■実装必須でも問題ないかと思えます。 ■実装していただきたい ■オプションで構わない。 ■オプションでいいと思います。 ■オプションで良い</p>
		4.5.10.	<p>収納状況のお知らせ作成 被保険者が還付か充当するか判断するための判断根拠として、納期ごとの未済額詳細（保険料、延滞金、督促手数料）を印字する「後期高齢者医療保険料収納状況のお知らせ」が出力できること。</p> <p>■帳票詳細要件 シート：収納-06■</p>		<p>①構成委員からのご意見は、実装必須と標準オプションとで分かれている。全自治体で必須ではないことから、標準オプションのままでも問題ないか。</p>	<p>■運用は団体により異なると思われる、オプションが相当であると考える。</p>	<p>■収納状況のお知らせの運用はしていない。EUC抽出での対応もされたい。 ■還付充当の観点ではなく、納付交渉の観点で実装必須でも良いかと思えます。 ■オプションで構わない。 ■オプションでいいと思います。 ■オプションで良い</p>
		4.5.11.	<p>還付時効管理 保険料還付の時効管理できること。</p>		<p>①還付金の時効については、税の標準仕様書案では実装必須、介護保険の標準仕様書案では標準オプションとなっているが、構成委員ご意見を踏まえ、実装必須に変更して良いか。 ②還付加算金の時効管理（5年）については、税・介護保険の標準仕様書案では特筆して要件の記載はないが、要件の誤認を防ぐため、標準仕様書案に明記し、実装必須に変更して良いか（過去の総務省通知に、2年と誤認している自治体があるため、5年として正しく運用するよう記載されている）。</p>	<p>■還付金の時効（2年）以外に、還付加算金の時効（5年）も記載すべき。 ■税標準仕様（収納管理）の機能要件3.3.10. 還付時効管理は、実装すべき機能となっているため、オプション機能ではなく同様に実装すべき機能とすべきではないか。ただし、条例にて特殊な計算方法をうたっている場合は、実装してもしなくてもいい機能としてよいと考えている。</p>	<p>■再勧奨通知より2年間を時効としている。時効管理は実装必須とされたい。 ■時効は法的な問題ですので、実装必須が良いかと考えます。 質問となりますが、内部帳票等で確認できるという事でしょうか？ ■実装していただきたい ■必須機能と考える。 ■オプションでないほうがいいかと思えます。 ■標準オプションで良い</p>

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目（論点案）	構成委員ご意見の内容(ベンダー)	構成委員ご意見の内容(自治体)
大分類	小分類						
		4.6.4. 4.6.3.	保険料収納情報連携 住民税システムや確定申告受付システム、外部委託等に提供する保険料収納情報を作成できること。	本機能・帳票要件整理の元となったシステムでは機能を備えていないが、個人住民税の機能要件において、以下が実装すべき機能となっている。 後期高齢者医療保険情報から以下の情報を取り込みできること。 なお、還付がある場合は還付後納付額を取り込むこと。 <後期高齢者医療保険情報情報> ・前年中の納付額（特別徴取分） ・前年中の納付額（普通徴取分）	①税の標準仕様書案においては実装必須として取込機能が設けられているため、構成委員ご意見も踏まえ、実装必須に変更して良いか。 なお、インタフェースについてはデジタル庁における連携要件に準じて定められるものとする。	■連携インターフェース仕様については定義される予定か。	■右記のように他システムが実装必須だとしたら、後期支援システムは実装必須ではないでしょうか？各自治体で連携の有無を選択できるようだったらオプションでも良いと思います。 ■必須機能と考える。 ■オプションでないほうがと思います。 ■標準オプションが良い
		-	-		①調定表については内部帳票（一覧系）のため、要件として記載する必要があるか。 ②決算書は介護の標準仕様書案でも要件記載はないが、運用上必要な帳票と想定されるため、以下の記載を標準オプションとして追加して良いか。 ・現年度分及び滞納繰越分の決算資料を一覧で作成できること。	(※行を追加しております。) 統計表の出力機能も必要であると考え。 調定表 決算書 など	

機能・帳票要件 後期高齢支援システム (5. 滞納管理)

<ul style="list-style-type: none"> ・黒字： (類型1) 事務局案で実装必須 ・赤字(太字)： (類型2) 事務局案で実装不可 ・青字(斜字)： (類型3) 事務局案で標準オプション ・緑字(下線)： 必要性について疑義がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・オレンジ(二重下線)： 前回提示時からの追加・変更点
--	---

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目(論点案)	構成委員ご意見の内容(ベンダー)	構成委員ご意見の内容(自治体)
大分類	小分類						
5. 滞納管理	5.1. 滞納共通管理	5.1.1.	滞納者の情報が登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・被保険者※1(被保険者番号、氏名、住所、電話番号) ・滞納期別(相当年度※2、賦課年度※2、賦課管理番号、期別、収納額、滞納額、納期限、督促手数料、督促手数料収納額、延滞金、延滞金収納額、 <u>分納有無</u> 、不納欠損有無) ・滞納処分状況(滞納処分年月日、滞納処分区分(差押/交付要求等))等 ※1 被保険者に関する情報は、広域連合標準システムと連携しているため、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠。 ・相当年度：保険料賦課の対象となる年度 ・賦課年度：保険料の賦課決定をした年度		①管理項目として、以下を実装必須として追加して良いか。 ・連帯納付義務者である世帯主、配偶者(氏名、住所) ・不納欠損有無(不納欠損額、時効完成日) ・滞納処分状況(執行停止の有無) ・公示年月日 ・時効完成予定年月日等 ②管理項目として、以下を標準オプションとして追加して良いか。 ・滞納期別(分納有無) ・滞納整理員(担当者名) ③以下の管理項目については、構成委員意見を踏まえ、実装必須に変更して良いか。 ・分納有無 ④以下の管理項目については構成委員意見を踏まえ、標準オプションに変更して良いか。 ・督促手数料	管理項目に以下の項目を追加してはどうか。 ■「徴収方法」 ■「不納欠損額」 ■「時効年月日」 ■督促手数料は大規模の自治体は徴収せず、また税側ではオプションという定義のため青字がよい。 ■分納はよく使う機能であるため、必須ではないか。	現行の滞納者情報リスト(滞納整理カード等)を参考に標準仕様書案にない管理項目は以下のとおり。 ■本市の宛名番号 ■被保険者の生年月日 ■通知書番号 ■世帯構成員の滞納額 ■送付先住所 ■直近の収納履歴 ■臨宅等の滞納資料として滞納額明細や交渉経過記録も確認、印刷できる仕様とされたい。機能ID5.1.5と重複。 時効関係(起算日もしくは時効予定日)についても確認可能でしょうか？ 納付済分についても確認可能でしょうか？(滞納者と、どのような納付履歴なのか確認しながら話す際に必要) ■青字部分についてオプションで良いと思います。追加要望となりますが、時効完成予定日の管理も追加できないでしょうか？民法改正により、現行システム内でもっている日付だけでは判定が難しくなっているので、時効完成日を修正する機能等があるとよいです。 ■分納有無も必須機能と考える。 ■オプションでないほうがと思います。 ■標準オプションで良い
		5.1.2.	督促や催告等を考慮した保険料徴収の時効管理ができること。		①時効管理の要件については国保標準システムの標準仕様書案に合わせて以下の4要件(5.1.2.1.～5.1.2.4.)に細分化し、見直して良いか。	■弊社パッケージで対応している機能と管理項目に相当しており、特に嫌疑等はない。なお弊社システムでは督促状の作成は収納機能となります。税標準化でも督促は収納事務の括りとなり、督促は収納機能に分類するのがよいと考える。 ■督促手数料■延滞金についても時効を考慮する旨明記すべき。(督促■延滞は5年時効) ■必須でよいが、条例等の考慮についても明記していただきたい。	■差押、配当等の時効管理については職員側で操作するが、督促や催告書等システムによって発行されるものや本税に對し完納とならない納付があった際は職員の手がかからず時効が延長となるようにされたい。 ■これからの要件定義になるかと思いますが、督促状が不達で戻ってきた際も、公示送達の日付等で管理することができる、という認識でよろしいでしょうか。その場合には、被保険者番号等で一括で入力できる機能もあった方がよいと思います。
	5.1.2.1.	<u>時効完成年月日を期別ごとに管理(設定・保持・修正)できること。</u> <u>時効完成した滞納者に対して、時効完成期別か否かを自動で識別でき、滞納期別から除外されること。</u> <u>時効完成年度か否かを識別できること。</u>		①機能ID5.1.2.の検討項目に記載の通り。			
	5.1.2.2.	<u>起算日の判断条件・時効更新・完成猶予要件について任意で登録・設定できること。</u> <u>赤字による納付の場合は時効延長を行わないこと。</u> <u>時効計算は領収日を起点とすること。</u>		①機能ID5.1.2.の検討項目に記載の通り。			
	5.1.2.3.	<u>確定延滞金についても時効の管理(設定・保持・修正)ができること。</u> <u>督促手数料についても時効の管理(設定・保持・修正)ができること。</u>		①機能ID5.1.2.の検討項目に記載の通り。			
	5.1.2.4.	<u>時効の起算日、更新要件、完成猶予要件に基づいて、時効完成年月日を期別単位、年度単位で法令どおりに自動計算できること。</u>		①機能ID5.1.2.の検討項目に記載の通り。			
	5.1.3.	延滞金加算率等、延滞金運用に関する情報を管理できること。		①構成委員意見を踏まえ、以下の記載を補記することにより良いか。(実装必須) ※1 延滞金加算率については、年ごとに管理できること	■必須でよいが、条例等の考慮についても明記していただきたい。	■加算率については、毎年財務省が公表しているものが元となっているため、前年度から変更があった際はどのような対応になるのでしょうか？(職員対応?)	

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目（論点案）	構成委員ご意見の内容(ベンダー)	構成委員ご意見の内容(自治体)
大分類	小分類						
		5.1.4.	日付や滞納期別を指定し、指定日時点の延滞金の試算が行えること。		①構成委員より実装必須とのご意見を多くいただいている。国保標準の標準仕様書案では実装必須、介護保険の標準仕様書案では標準オプションとなっており、各システムでの判断が分かれているが、介護保険と比べると後期高齢の方が保険料が高額であることから延滞金計算の重要度も高いと考え、実装必須に変更して良いか。	■延滞金を基準日変更しての確認することはよくあるため、必須機能でよい。 ただし、条例等の考慮については明記していただきたい。	■実装必須とされたい。 ■延滞金は運用していない自治体もありますが、法で定められているため実装必須が良いかと思えます。 ■実装必須としていただきたい ■必須機能と考える。 ■オプションでないほうがと思います。 ■よく使うので、オプションではなく実装必須としてほしい。 ■標準オプションで良い
		5.1.5.	対象者の交渉記録（滞納折衝年月日、滞納折衝内容）等の滞納整理に関する情報について、登録・修正・削除・照会できること。		①構成委員からのご意見は、実装必須・標準オプションとで分かれているが、全自治体で必須ではないことから、標準オプションのまま問題ないか。		実装必須とされたい。 ■交渉者の履歴項目を設けたい。 ■記録簿の印刷も可能とされたい。 ■オプションで良いと思います。質問となりますが、納付交渉に特化した機能が別にあるということでしょうか？ ■実装必須としていただきたい ■オプションで構わない。 ■オプションでないほうがと思います。 ■標準オプションで良い
		5.1.6.	現年度会計の決算処理を行い、滞納分に関する繰越ができること。		①標準オプションとして以下の記載を追記して良いか。 ※1 繰越のタイミングについては、任意に設定できること。		
		5.1.7.	過年度会計の決算処理を行い、滞納分に関する繰越ができること。		①標準オプションとして以下の記載を追記して良いか。 ※1 繰越のタイミングについては、任意に設定できること。		
5.2.督促		5.2.1.	滞納者把握 納期限から指定期間以上経過している取納情報を抽出し、滞納情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・被保険者※1（被保険者番号、氏名、住所） ・未納期別（相当年度※2、賦課年度※2、期別、未納額、納期限、未納期別の通知書番号、延滞金、督促手数料） ・督促状発行情報（発行年月日、指定納期限） 等 ※1 被保険者に関する情報は、広域連合標準システムと連携しているため、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠。 ・相当年度：保険料賦課の対象となる年度 ・賦課年度：保険料の賦課決定をした年度		①国保標準の標準仕様書案では、以下のような管理項目（条件指定ができること）が検討されているが、滞納者の把握を後期高齢支援システム単体で実施する場合と滞納管理用のシステムで実施する場合とで保持している機能に差があることが想定されるため、以下のように記載して問題ないか。 ====修正案==== 滞納者の情報について、指定した条件により一覧をEUC機能を利用して出力できること。 <抽出条件> ・宛名番号・個人番号・住所・送付先 ・滞納額（本税・延滞金）・担当・賦課年度 ・対象年度・期別・分割納付・分割納付不履行者 ・分割納付終了者・滞納処分・猶予の有無 ・猶予の種類・執行停止の有無・交渉経過 ・地区・電話番号・電話番号の有無 ・滞納者区分（性質・進捗状況） ・死亡者・生活保護受給の有無 ・時効完成予定者・処分中の財産種類 ・通知書番号・滞納処分の管理番号 ・督促発付の有無・時効到来の有無 ・不納欠損の有無・死亡者 ・死亡年月日・生活保護受給の有無 ・収納日・住定日・異動予定/確定日 ・担当者・消込/仮消込・催告書の発送履歴 等 差押等の処分をした期別について、処分期別が完納となった対象者を抽出できること。 <抽出条件> ・滞納者区分（ランク） ・個人情報の異動者 ・滞納額（督促手数料）	■管理項目に以下の項目を追加してはどうか。 「徴収方法」	■【管理項目】等に含めるものは以下のとおり。 本市の宛名番号 被保険者の生年月日 送付先住所 ※電話催告を行う「お知らせセンター」へ情報提供する項目（標準仕様書案と重複するものも掲載） 本市宛名番号、氏名、住所、電話番号、電話番号備考（番号の相手方等）、賦課年度、賦課額、収納額（各期収納額）、未納額。 なお、バッチ抽出の除外条件等も今後考慮されたい。 また、この機能は督促対象者を抽出するためのものと認識してよろしいでしょうか？ 青字部分についてはオプションで良いと思います。現時点でわかる範囲で教えていただきたいのですが、本機能の用途を確認したいという意見があります。滞納整理に使用する場合、仕様の管理項目では足りないと思います。宛名番号、性別、郵便番号、事務所コード、通称名などもあるとよいです。また、被保険者資格の仕様が「世帯」の紐づけができる様なら、連帯納付義務者の管理もできるとよいです。 ■未納期別の通知書番号はオプションで構わない。 ■オプションでいいと思います。 ■オプションで良い

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目（論点案）	構成委員ご意見の内容(ベンダー)	構成委員ご意見の内容(自治体)
大分類	小分類						
		5.2.2.	督促・滞納者確認 督促対象者を一覧等で確認できること。		-（論点なし）	弊社パッケージで対応している機能と管理項目に相当しており、特に嫌疑等はない。なお弊社システムでは督促状の作成は収納機能となります。税標準化でも督促は収納事務の括りとなっており、督促は収納機能に分類するのがよいと考える。	
		5.2.3.	督促状作成 「後期高齢者医療保険料 督促状」が出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：滞納-01■ ※1帳票詳細要件にて定めるのは、「督促状」として必要な項目のみとする。 （納付書と一体型の場合で、納付書として必要な項目については、システムからの印字項目を定めない） ※2速報、納付/分納 <u>誓約</u> 、徴収猶予、督促抑止情報を加味して督促状出力対象を制御できること。 ※3延滞金、督促手数料を加味して督促状を出力できること。		①要件の誤認が無いよう、標準オプションとして以下の記載を追記して良いか。 ※ 一括出力もできること ②※1の記載については、納付書に関する論点整理を経て別途修正予定。 ③要件の誤認が無いよう、※2については、以下の記載に変更して良いか。 ※2速報、徴収猶予、督促抑止情報を加味して督促状出力対象を制御できること。 納付/分納誓約、徴収猶予による変更後の徴収期限日/納期限年月日を加味して、督促状を出力できること。	■単件出力／一括出力の両方に対応と記載すべき。 ■弊社パッケージで対応している機能と管理項目に相当しており、特に嫌疑等はない。なお弊社システムでは督促状の作成は収納機能となります。税標準化でも督促は収納事務の括りとなっており、督促は収納機能に分類するのがよいと考える。	【参考】現行の督促状はハガキ様式。 ※2、3ともに必須。 帳票について ■督促状内の文章だが、延滞金や督促手数料が発生していない場合は、“” また、[自治体名]〜も併せて納付願います。”について表記されないよう制御できること。 ■年度表記について[相当年度]のみが見受けられるが、[賦課年度]も表記する必要があると思われる。 ■“保険料”が重要だと思いますが、“延滞金”や“督促手数料”の方が大きな枠となっているのは調整できませんでしょうか？ ■不服の申立について“担当部署名”が“市区町村名+部署名”となっていますが当市の場合は県庁の部署ですが問題ないでしょうか？（他自治体は不明） ■返戻管理を簡略化させるためにQRコードの表記はできませんでしょうか？ また、今回納付書の様式を定めないと思いますが、納付書と一体型が可能なのでしょうか？ ■※2については通知の行き違い等により被保険者に混乱が生じる部分だと思いますので、仕様を明確にした方が良い部分だと思います。質問となりますが、分納機能を導入するかは別として、分納誓約中の理由で督促抑止をするのは法律上問題があるのではないのでしょうか また、後期ではほとんど実績がないと思いますが、徴収猶予は実装がいかと思います。 ■※3については確定延滞金と計算延滞金で運用が変わってくるため、オプションで良いと思います。 ■※2は必須機能と考える。 ※3はオプションで構わない。 ■標準オプションで良い
		5.2.4.	督促用納付書作成 督促状出力が行われた対象者について、「納付書」が出力できること。 ※1他税料目等も合わせた取り組みとして、コンビニ納付等の多様な納付方法への対応を行っている自治体が多いため、納付書に必要な項目は自治体毎に異なる多様な納付方法への対応は、住民の利便性向上を目的とした取り組みであることから、納付書の帳票詳細要件を統一しないこととする		①要件の誤認が無いよう、標準オプションとして以下の記載を追記して良いか。 ※ 一括出力もできること ②※1の記載については、納付書に関する論点整理を経て別途修正予定。	■単件出力／一括出力の両方に対応と記載すべき。 ■弊社パッケージで対応している機能と管理項目に相当しており、特に嫌疑等はない。なお弊社システムでは督促状の作成は収納機能となります。税標準化でも督促は収納事務の括りとなっており、督促は収納機能に分類するのがよいと考える。	【参考】現行の督促状はハガキ様式。督促用納付書の添付は無し。
		5.2.5.	督促状作成対象者確認 「後期高齢者医療保険料 督促状」の出力対象者を一覧等で確認できること。		①構成委員からのご意見を踏まえ、以下の要件を標準オプションとして追加して良いか。 ※1 督促状出力後、該当の期に対し、納付などがあり、督促状の発送が不要になった対象者についても、処理期間等を指定し、あわせて確認できること。	■下記要件を追加すべきと考える。 ----- 督促状出力から発送までの間に、納付等があり、督促状の送付が不要となった者について、引抜が行えること。 ■弊社パッケージで対応している機能と管理項目に相当しており、特に嫌疑等はない。なお弊社システムでは督促状の作成は収納機能となります。税標準化でも督促は収納事務の括りとなっており、督促は収納機能に分類するのがよいと考える。	

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目（論点案）	構成委員ご意見の内容(ベンダー)	構成委員ご意見の内容(自治体)
大分類	小分類						
		5.2.6.	督促用納付書作成対象者確認 「納付書」の出力対象者を一覧等で確認できること。		①構成委員からのご意見を踏まえ、以下の要件を実装必須として追加して良いか。 ----- ※1 督促状出力から発送までの間に、納付等があり、督促状の送付が不要となった者について、引抜が行えること。	■下記要件を追加すべきと考える。 ----- 督促状出力から発送までの間に、納付等があり、督促状の送付が不要となった者について、引抜が行えること。 ■弊社パッケージで対応している機能と管理項目に相当しており、特に嫌疑等はない。なお弊社システムでは督促状の作成は収納機能となります。税標準化でも督促は収納事務の括りとなっており、督促は収納機能に分類するのがよいと考える。	
		5.2.7.	広域連合送付滞納者情報作成 督促を契機として広域連合向けの滞納者情報を作成できること。	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。	①構成委員からのご意見を踏まえ、要件を以下の記載に変更して良いか。 指定基準日時点で、納期を過ぎている対象者を滞納対象者として把握後、当該対象者への督促状発行を契機として広域連合向けの滞納者情報を作成できること。	■「督促を契機として」は具体的な条件について明記すべき。 (督促発送した時点での対象者でよいのか？例えば督促発送後〇日経過分等の基準はあるのか。)	
		5.2.8.	広域連合送付滞納者確認 広域連合向けの滞納者情報を一覧等で確認できること。		- (論点なし)		
5.3. 催告・猶予措置		5.3.1.	催告対象者確認 督促後も納付がない催告対象者を抽出し、一覧等で確認できること。		- (論点なし)		
		5.3.2.	催告書作成 「後期高齢者医療保険料催告書」（滞納者に対する催告を目的とした通知）が出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：滞納-02 ■ ■帳票詳細要件 シート：滞納-03 ■ ※1帳票詳細要件にて定めるのは、「催告書」として必要な項目のみとする。 (納付書と一体型の場合で、納付書として必要な項目については、システムからの印字項目を定めない) ※2速報、納付/分納制約、徴収猶予、催告却止情報を加味して催告書出力対象を制御できること。 ※3延滞金、督促手数料を加味して催告書を出力できること。		①要件の誤認が無いよう、標準オプションとして以下の記載を追記して良いか。 ※ 一括出力もできること ②※1の記載については、納付書に関する論点整理を経て別途修正予定。	■単件出力／一括出力の両方に対応と記載すべき。 【参考】現行の催告書はハガキ様式 ※2、3ともに必須。 帳票について ■催告書上部の文章だが、延滞金や督促手数料が発生していない場合は、”また、[自治体名]へも併せて納付願います。”について表記されないよう制御できること。 ■“保険料”“督促手数料”“延滞金”の方を年度や”期別”“納期限”より大きい枠で。 ■不服の申立について”担当部署名”が”市区町村名+部署名”となっていますが本市の場合は県庁の部署ですが問題ないでしょうか？(他自治体は不明) ■返戻管理を簡略化させるためにQRコードの表記はできないでしょうか？ また、今回納付書の様式を定めないとしますが、納付書と一体型が可能なのでしょうか？ ■5.2.3で記載した内容と重複しますが、※2については通知の行き違い等により被保険者に混乱が生じる部分だと思しますので、仕様を明確にした方が良い部分だと思います。 また、督促発送の可否が条件の1つであれば、徴収猶予はオプションで大丈夫です ■※3については確定延滞金と計算延滞金で運用が変わってくるため、オプションで良いと思います。 ■※2は必須機能と考える。 ※3のうち延滞金については必須機能と考える。督促手数料はオプションで構わない。 ■オプションでいいと思います。 ■標準オプションで良い	
		5.3.3.	催告用納付書作成 催告書出力が行われた対象者について、「納付書」が出力できること。 ※1他税科目等も合わせた取り組みとして、コンビニ納付等の多様な納付方法への対応を行っている自治体が多いため、納付書に必要な項目は自治体毎に異なる多様な納付方法への対応は、住民の利便性向上を目的とした取り組みであることから、納付書の帳票詳細要件を統一しないこととする		①要件の誤認が無いよう、標準オプションとして以下の記載を追記して良いか。 ※ 一括出力もできること ②※1の記載については、納付書に関する論点整理を経て別途修正予定。	■単件出力／一括出力の両方に対応と記載すべき。	【参考】現行の催告書はハガキ様式。催告用納付書の添付は無し。
		5.3.4.	催告書作成対象者確認 「後期高齢者医療保険料催告書」の出力対象者を一覧等で確認できること。		①構成委員からのご意見を踏まえ、以下の要件を標準オプションとして追加して良いか。 ※1 催告書出力後、該当の期に対し納付などがあり、催告書の発送が不要になった対象者についても、処理期間等を指定し、あわせて確認できること。	■下記要件を追加すべきと考える。 ----- 催告書出力から発送までの間に、納付等があり、催告書の送付が不要となった者について、引抜が行えること。	
		5.3.5.	催告用納付書作成対象者確認 「納付書」の出力対象者を一覧等で確認できること。		- (論点なし)	■下記要件を追加すべきと考える。 ----- 催告書出力から発送までの間に、納付等があり、催告書の送付が不要となった者について、引抜が行えること。	

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目（論点案）	構成委員ご意見の内容(ベンダー)	構成委員ご意見の内容(自治体)
大分類	小分類						
		5.3.6.	広域連合送付滞納者情報作成 催告を契機として広域連合向けの滞納者情報を作成できること。	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。	①要件を明確にするため、以下の記載に変更してよいか。 催告書の発行を契機として広域連合向けの滞納者情報を作成できること。		
		5.3.7.	広域連合送付滞納者確認 広域連合向けの滞納者情報を一覧等で確認できること。		-（論点なし）		
		5.3.8.	分納計画情報管理 分納計画や収納状況、誓約等の情報が登録・取消・照会できること。 【管理項目】 ・被保険者※1（被保険者番号） ・分納計画 ・分納承認年月日 ・分割回数 ・分納期別（納付額、納期限） ・分納額 等 ※1 被保険者に関する情報は、広域連合標準システムと連携しているため、登録・修正・削除の処理は対象外。		①構成委員からのご意見は、実装必須と標準オプションとで分かれている。全自治体で必須ではないことから、標準オプションのままでも問題ないか。 ②構成員意見を踏まえ、標準オプションとして以下の記載を追記して良いか。 ※2 延滞金・督促手数料を含めて分納計画が作成できること	■下記要件を追加すべきと考える。 ----- 延滞金と督促手数料も含めて分納計画が出来ること。	■【管理項目】等に含めるもの 本市の宛番号、督促料、延滞金、延滞金基準日 ■必須である。 ■【管理項目】について、被保険者（被保険者番号）とありますが、“名前”はもちろん、住所、生年月日等についても管理されているのでしょうか？ ■分納制約による時効管理は、この機能（登録）により自動で延長されるのでしょうか？ ■5.3.10.の帳票を確認しながらですが、[賦課年度]が異なる滞納分についても、まとめて管理できるのでしょうか？ ■オプションで良いと思います。 ■詳細要望となりますが、分納中でも、当初、督促、催告、過去の分納誓約時の分納納付書等、様々な納付書が使用される。どの納付書で払われても分納管理を確実にできる仕様が望ましいです。 ■必須機能と考える。 ■オプションでないほうが思います。 ■標準オプションで良い
		5.3.9.	分納計画 分納相談に対応し、現状の滞納者の情報を基に分納計画を試算できること。		①構成員意見を踏まえ、標準オプションとして以下の記載を追記して良いか。 ※1 延滞金・督促手数料を含めて試算ができること。 ②機能ID5.3.8.を標準オプションとする場合、本要件についても標準オプションのままとなる。このため、機能ID5.3.8.の検討結果により、当該項目を標準オプションとするか実装必須とするか決定する。		■必須である。 ■オプションで良いと思います。詳細要望となりますが、延滞金や督促手数料などを含めての試算ができればと思います。 ■必須機能と考える。 ■標準オプションで良い
		5.3.10.	分納誓約書作成 「後期高齢者医療保険料 分納誓約書」が出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：滞納-04■		①機能ID5.3.8.を標準オプションとする場合、本要件についても標準オプションのままとなる。このため、機能ID5.3.8.の検討結果により、当該項目を標準オプションとするか実装必須とするか決定する。		■必須である。 ■分納誓約のレイアウトについてどのような想定なのでしょうか？（滞納者等が自治体に対し提出するものだと思いますが、上部の“窓あき宛名”や“自治体の名称”、“印”等必要ないのでは？） ■滞納者本人以外が本人の代わり記載する場合はどのような想定なのでしょうか？（“来庁者”やその下の“内容”を“誓約書記載者名”“記載者住所”を書かせるように可能？） ■オプションで良いと思います。詳細要望となりますが、分納誓約書の文章については、各自治体や状況により修正を希望する場合があるかと思えます。任意で文章を変えられるような仕様にしてほしいです。 ■必須機能と考える。 ■標準オプションで良い
		5.3.11.	分納用納付書作成 分納誓約等に合わせて、分納期別に対する「納付書」が出力できること。 ※1他税料目等も合わせた取り組みとして、コンビニ納付等の多様な納付方法への対応を行っている自治体が多いため、納付書に必要な項目は自治体毎に異なる多様な納付方法への対応は、住民の利便性向上を目的とした取り組みであることから、納付書の帳票詳細要件を統一しないこととする		①※1の記載については、納付書に関する論点整理を経て別途修正予定。 ②機能ID5.3.8.を標準オプションとする場合、本要件についても標準オプションのままとなる。このため、機能ID5.3.8.の検討結果により、当該項目を標準オプションとするか実装必須とするか決定する。		■必須である。 ■5.3.10.とも関係がありますが、ここで打ち出される納付書の、“期別”や“納期限”については、分納誓約に基づいたものが出力されるのでしょうか？それとも本来のものがでるのでしょうか？また、消し込みはしっかり行えるのでしょうか？ ■オプションで良いと思います。 ■必須機能と考える。 ■オプションでいいと思います。 ■標準オプションで良い

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目（論点案）	構成委員ご意見の内容(ベンダー)	構成委員ご意見の内容(自治体)
大分類	小分類						
		5.3.12.	<p><u>分納承認連絡書作成</u> 「後期高齢者医療保険料 分納承認連絡書」を出力できること。</p> <p>■帳票詳細要件 シート：滞納-05■</p>		<p>①構成委員ご意見で税側の滞納と名称を合わせるように記載があるが、税の標準仕様書案上、分納に関する外部帳票の規定がないため、どの帳票を指しているのか具体的にお伺いしたい。</p> <p>②機能ID5.3.8.を標準オプションとする場合、本要件についても標準オプションのままとなる。このため、機能ID5.3.8.の検討結果により、当該項目を標準オプションとするか実装必須とするか決定する。</p>	<p>■帳票名称について税側の滞納と名称を合わせていただきたい。</p>	<p>■送付する想定のお知らせだと思いますが、窓口で提出後、その場で交付できるように“下記の通り承認しましたので、通知します。”の部分を“下記の通り承認しました。”と制御できるようにされたい。</p> <p>■オプションで良いと思います。</p> <p>■オプションで構わない。</p> <p>■オプションでいいと思います。</p> <p>■標準オプションで良い</p>
	5.4.滞納処分	6.4.1.	滞納情報確認 保険料徴収に係る滞納情報を照会できること。		<その他修正> 機能ID5.1.1.と要件が同一のため削除した。		
		6.4.2. 5.4.1.	<p>滞納処分登録 滞納処分の状況が登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者※1（被保険者番号） 滞納期別（相当年度※2、賦課年度※2、期別、時効年月日） 滞納処分状況（滞納処分開始年月日、滞納処分終了年月日、滞納処分内容（差押・交付要求等））等 <p>※1 被保険者に関する情報は、広域連合標準システムと連携しているため、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相当年度：保険料賦課の対象となる年度 賦課年度：保険料の賦課決定をした年度 		<p>①管理項目として、以下を実装必須として追加して良いか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 時効更新日 時効更新事由 <p>②管理項目として、以下を標準オプションとして追加して良いか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 債権種別 	<p>■管理項目に以下の項目を追加してはどうか。</p> <p>「時効更新日」 「時効更新事由」 「債権種別」</p>	<p>■【管理項目】等に含めるもの 本市の宛名番号</p> <p>■処分の登録ができるようになっていますが、帳票も出力できるのでしょうか？ （庁内の決裁用や銀行、年金事務所等へ出す用、滞納者への差押通知や充当通知等）</p> <p>■要望となりますが、滞納処分状況について、現在のシステムでは同期別を複数回差押をする可能性があるにも関わらず1回しか入力できないため、延滞金の計算等のために複数回入力できるような仕様になれば利便性があると考えます。</p>
		6.4.3. 5.4.2.	<p>取納消込 滞納処分に伴う配当額を滞納期に消し込みできること。</p>		<p>①構成委員からは標準オプションで良いという意見もあるが、差押え運用を行う場合、消込機能は必須となるため、実装必須のまま問題ないか。</p>	<p>滞納処分の運用は、自治体により異なるため、実装オプションでよい。</p>	
		6.4.4. 5.4.3.	<p>時効予定者確認 保険料徴収の時効予定者や時効を迎えた対象者を抽出し、一覧等で確認できること。</p>		-（論点なし）		
		6.4.6. 5.4.4.	<p>不納欠損登録 時効対象者に対して、不納欠損が登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者※1（被保険者番号） 滞納期別（相当年度※2、賦課年度※2、期別、時効年月日、不納欠損年月日、不納欠損事由） <p>等</p> <p>※1 被保険者に関する情報は、広域連合標準システムと連携しているため、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相当年度：保険料賦課の対象となる年度 賦課年度：保険料の賦課決定をした年度 		<p>①標準オプションとして、以下の記載を追記して良いか。</p> <p>※3 不納欠損について、本料、督促手数料、延滞金をそれぞれの時効を勘案して処理できること。 ※4 時効起算日より一定期間（2年）を過ぎても完納となっていない保険料に対し、不納欠損の登録が一括処理にて実施できること。 ※5 執行停止の登録を行うことができること。</p> <p>②管理項目として、以下を標準オプションとして追加して良いか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 執行停止事由 	<p>■督促手数料、延滞金についても時効を考慮する旨明記すべき。（督促■延滞は5年時効）</p>	<p>■【管理項目】等に含めるもの 本市の宛名番号</p> <p>■必須である。</p> <p>■【管理項目】について、被保険者（被保険者番号）とありますが、“名前”はもちろん、住所、生年月日等についても管理されているのでしょうか？</p> <p>■欠損の登録については、基本的な時効についてはシステム上自動でとの想定でよろしいでしょうか？</p> <p>■上記に付随してですが自動で登録される場合、不能欠損事由についてもシステム上で自動で割り当てられるのでしょうか？</p> <p>■時効となっている期に対する取納があった場合、エラーリスト等がありますでしょうか？（取納関係）</p> <p>■詳細要件になると思いますが、「時効対象者」には、時効成立前であっても欠損事由により不納欠損情報を登録できる仕様という事でよろしいでしょうか？</p> <p>■意見としては、現システムでは、滞納処分の執行停止の1～3項および1項5号を選択およびそれぞれを集計する機能がないので不便に感じています。また対象者情報を取り込み、一括して執行停止できる機能が実装されることを希望いたします。</p>
		6.4.6. 5.4.5.	<p>不納欠損登録結果確認 不納欠損を登録した対象者を抽出し、一覧等で確認できること。</p>		-（論点なし）		
		6.4.7. 5.4.6.	<p>広域連合送付滞納者情報作成 広域連合向けの滞納者情報を作成できること。</p>	<p>広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。</p>	<p>①要件を明確にするため、以下の記載に変更して良いか。</p> <p>不納欠損登録等を契機として広域連合向けの滞納者情報を作成できること</p>		
		6.4.8. 5.4.7.	<p>広域連合送付滞納者確認 広域連合向けの滞納者情報を一覧等で確認できること。</p>		-（論点なし）		

機能名称		機能ID	標準仕様書案	要件作成における経緯・留意事項等	検討項目（論点案）	構成委員ご意見の内容(ベンダー)	構成委員ご意見の内容(自治体)
大分類	小分類						
		5.4.9. 5.4.8.	広域連合送付収納情報作成 広域連合向けの収納情報を作成できること。	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合 電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏 められている。	①要件を明確にするため、以下の記載に変更して良 いか。 差押え等による収納を契機として広域連合向けの収 納情報を作成できること	■保険料収納で既に定義されているため滞納管理へ の記載は不要ではないか。	
		6.4.10-	広域連合送付収納対象者確認 広域連合向けの収納情報を一覧等で確認できること。		①一覧出力の要件が各記載個所で重複しているた め、本要件は削除し、集約を行う（他の箇所につい ても同様の観点で集約を行う）。	■保険料収納で既に定義されているため滞納管理へ の記載は不要ではないか。	
		-			①差押えの要件整理については、以下の2案があると 考えられる。どちらの要件にあわせるか検討が必 要。 参考資料として該当箇所を提示するため、当日のご 意見を踏まえ、「～の仕様に準拠すること」といつ た記載にして良いか。 案1：介護の標準仕様書案の記載にあわせる。 （構成委員意見） 案2：国保標準システムの標準仕様書案の記載にあわ せる。（参考資料参照） 25.5 徴収（換備）猶予処理(徴収猶予の要件は除 く) 25.7 財産調査処理（一部医療保険と関係ない記載 は除く） 25.8 滞納処分処理 25.9 公充管理 25.10 執行停止処理	(※行を追加しております。) 滞納管理機能として、下記の要件の追加を検討して はどうか。（実装オプション） ■滞納者の財産調査を行い、財産情報が登録、修 正、削除、照会できること。 ■財産調査の対象となる被保険者を抽出し、一覧で 確認できること。 ■財産調査関連帳票（照会書、回答書等）が出力で できること。 ■差押関連帳票が出力できること。 ■参加差押関連帳票が出力できること。 ■交付要求関連帳票が出力できること。 ■「配当計算書」が出力できること。 ■滞納処分に関する「充当通知書」が出力できるこ と。 ■各種滞納処分における通知書への添付等を目的と した、未納明細が出力できること。 ■繰上徴収を行った場合に、納期限未到来の期別に ついて、納期限の変更ができること。 ■繰上徴収関連帳票が出力できること。 ■換備猶予関連帳票が出力できること。 ■滞納処分に関する執行停止関連帳票が出力できる こと。	